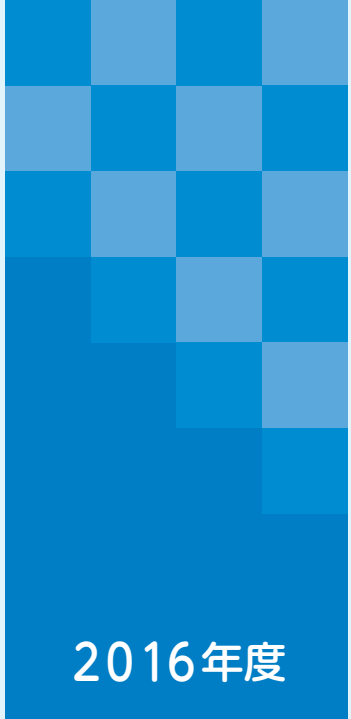




2016年度

自動車保険の概況

2016年度

自動車保険の概況

2017年3月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <http://www.giroj.or.jp/>



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

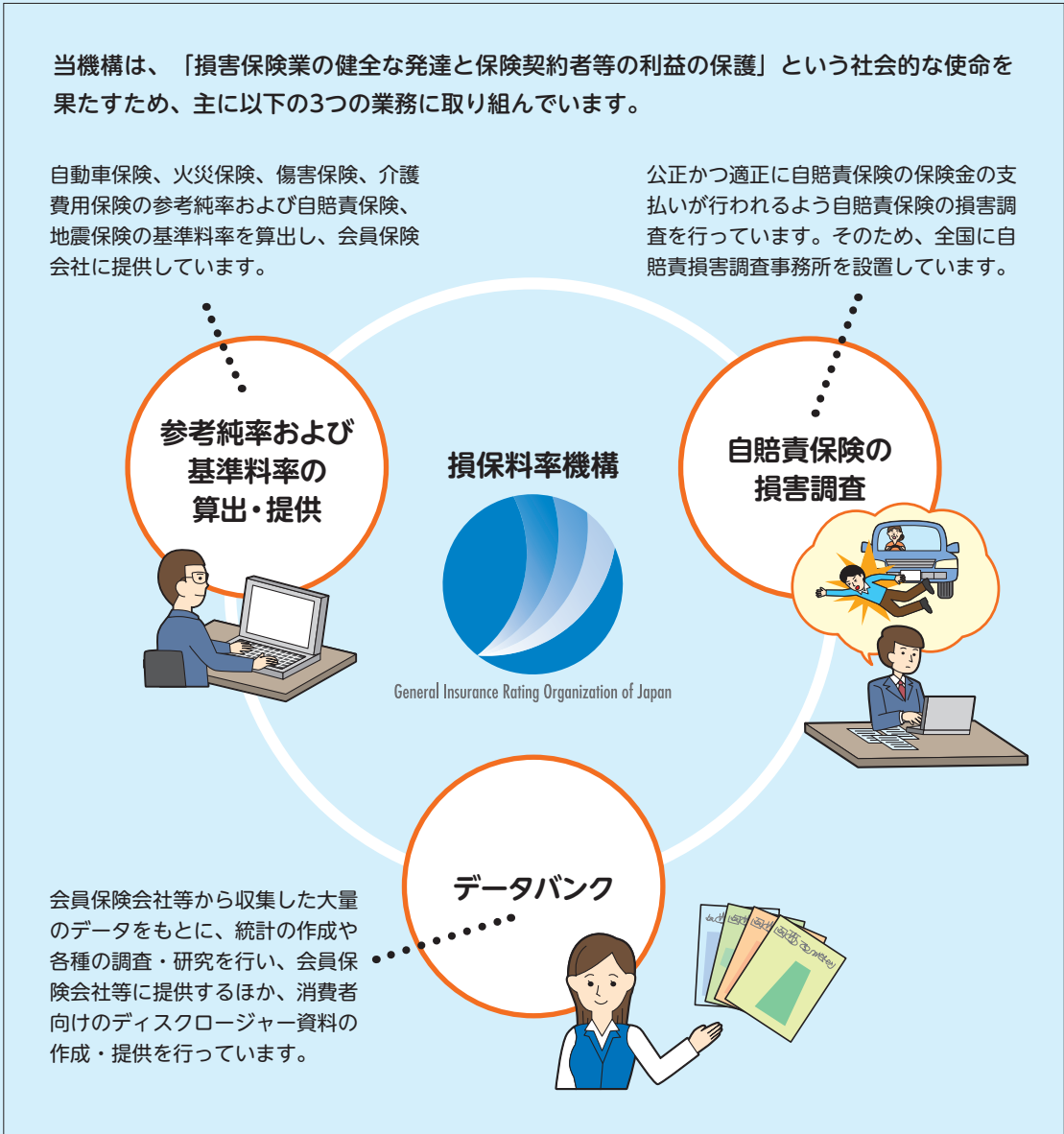
なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険のカカク」を別途発行しております。こちらをご覧ください。

2017年3月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は37社（2017年3月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

はしがき 1

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは 2

はじめに 損害保険とは 4

第Ⅰ部 くるまに関する保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み 6

2 自賠責保険と自動車保険

1 自賠責保険の概要 8

2 自動車保険の概要 9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは

1 自賠責保険の保険約款 10

2 自賠責保険の補償内容 10

2 自賠責保険の保険料率

1 自賠責保険の保険料率の概要 11

2 自賠責保険の基準料率の算出 14

3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ 18

4 自賠責保険の基準料率の検証と改定 19

3 自賠責保険料率の現況

1 保険料（収入）の状況 20

2 保険金（支払い）の状況 22

トピックス

1 2016年度 自賠責保険基準料率の検証結果 26

2 自賠責保険基準料率の改定 27

4 自賠責保険の損害調査とは

1 自賠責保険の損害調査の流れ 28

2 自賠責保険の損害調査の体制 29

トピックス

3 自賠責保険（共済）審査会における審査について 30

3 自賠責保険の支払基準 32

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係 32

5 自賠責保険から支払われない場合 34

6 自賠責保険から支払いが減額される場合 35

5 自賠責保険の損害調査の現況

1 請求事案の処理状況 36

2 保険金の支払状況 37

3 後遺障害認定の現況 38

6 自賠責保険の医療費について

1 医療費の現況 39

2 医療機関における現況 40

3 柔道整復における現況 44

7 政府保障事業とは

1 保障事業の概要 46

2 保障事業の受付状況 47

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは

1 自動車保険の保険約款 48

2 自動車保険の補償内容 49

3 自動車保険標準約款 53

2 自動車保険の保険料率

1 自動車保険の保険料率の概要 54

2 自動車保険の参考純率の算出 64

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ 66

4 自動車保険の参考純率の検証と改定 67

3 自動車保険の現況

1 保険料（収入）の状況 68

2 保険金（支払い）の状況 72

トピックス

4 軽四輪乗用車への型式別料率クラスの導入について 76

5 ASVについて 77

6 交通事故にみる高齢運転者の実態 78

7 運転者を限定する契約の変化 79

8 消費税率の引上げによる影響 80

第Ⅳ部 くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計 84

2 自動車保険統計 100

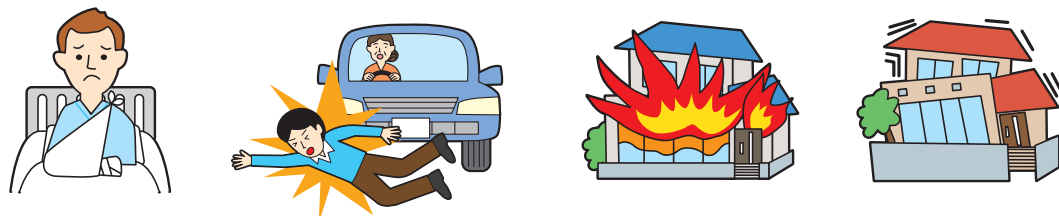
3 関連情報 132

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

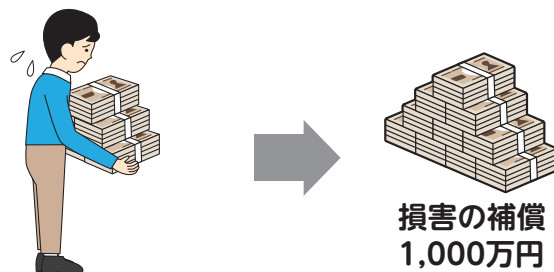
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

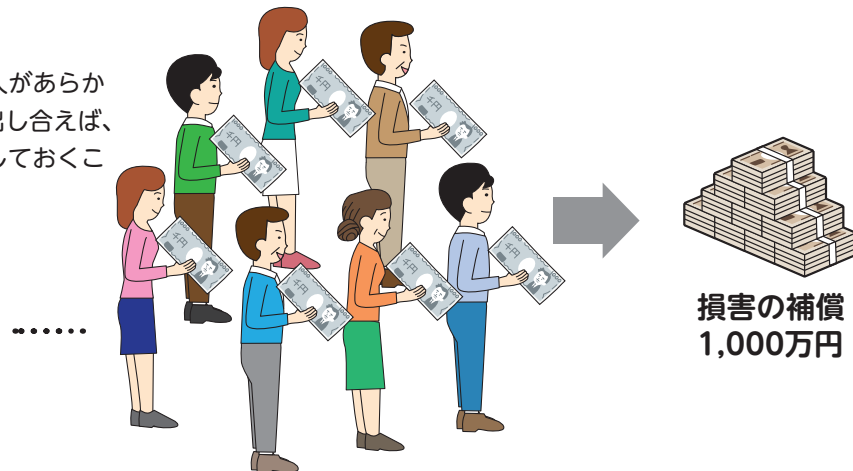
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

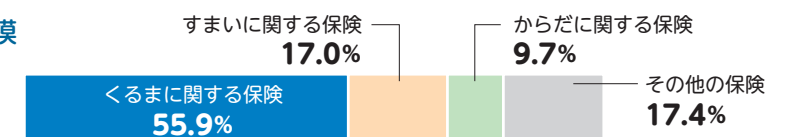
■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2015年度の元受正味収入保険料は約9兆1,670億円です。その内訳は右のとおりです。



*「平成28年版 インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）より作成。

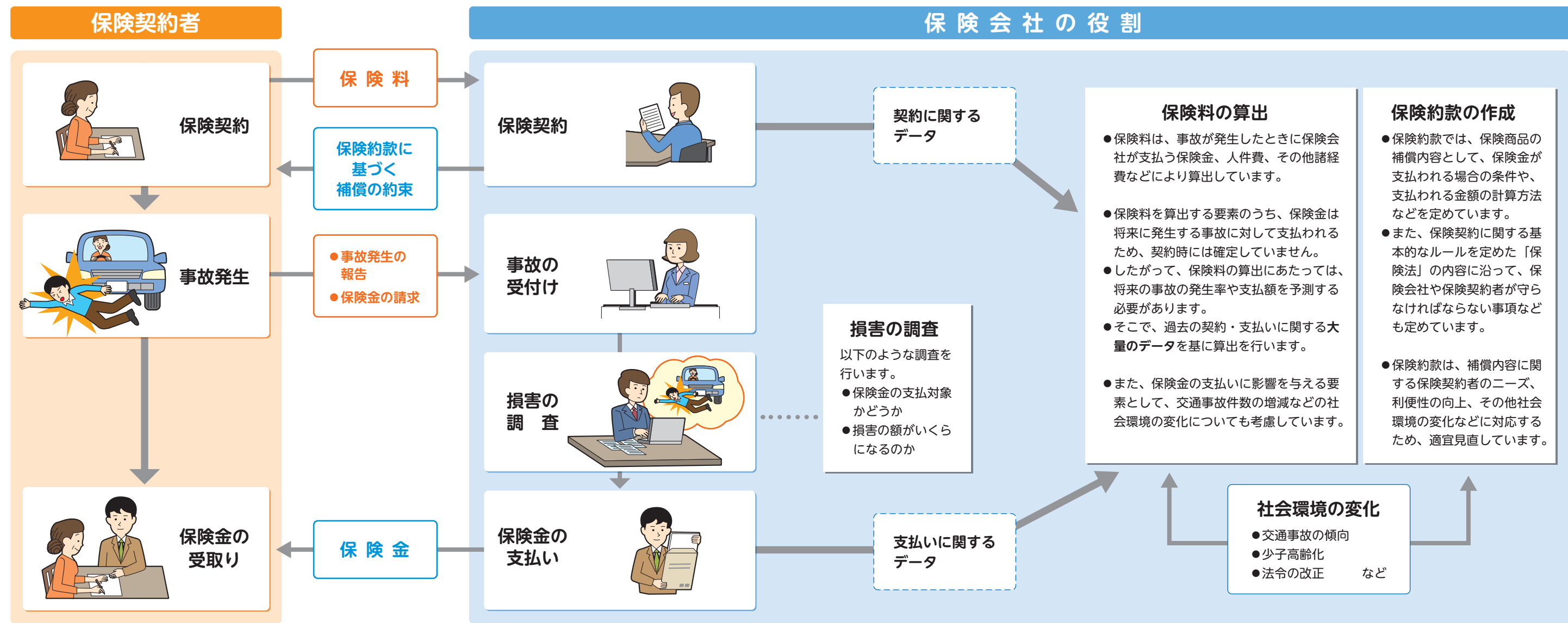
1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

➡ 自賠責保険・自動車保険の詳細はこちらに記載しています。

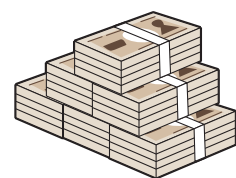
	損害の調査	保険料の算出	保険約款の作成
自賠責保険	第Ⅱ部 4 自賠責保険の損害調査とは P 28～	第Ⅱ部 2 自賠責保険の保険料率 P 11～	第Ⅱ部 1 自賠責保険とは P 10
自動車保険		第Ⅲ部 2 自動車保険の保険料率 P 54～	第Ⅲ部 1 自動車保険とは P 48～



memo 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



memo なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■自賠責保険の特徴

強制保険である	自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。
法令により保険金の限度額が設定されている	保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。
自動車損害賠償責任保険審議会で審議される	自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。
政府の自動車損害賠償保障事業がある	自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第Ⅱ部 自賠責保険（P10）をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。
自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

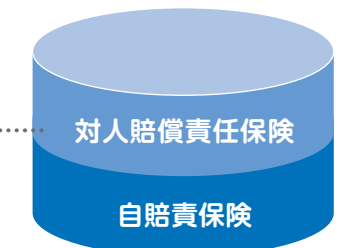
2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。
自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

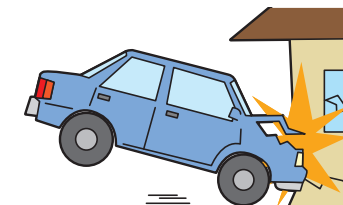
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



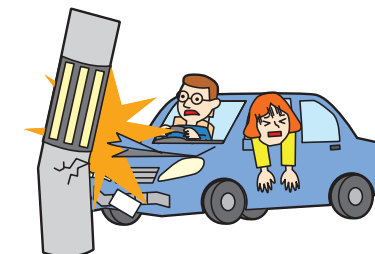
自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上乗せ保険として機能しています。



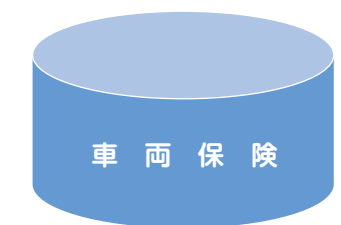
(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➡ 詳細は、第Ⅲ部 自動車保険（P48）をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。

右のとおり支払限度額が設けられています。

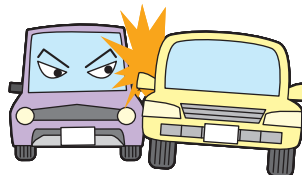
■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。



② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細はP34をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

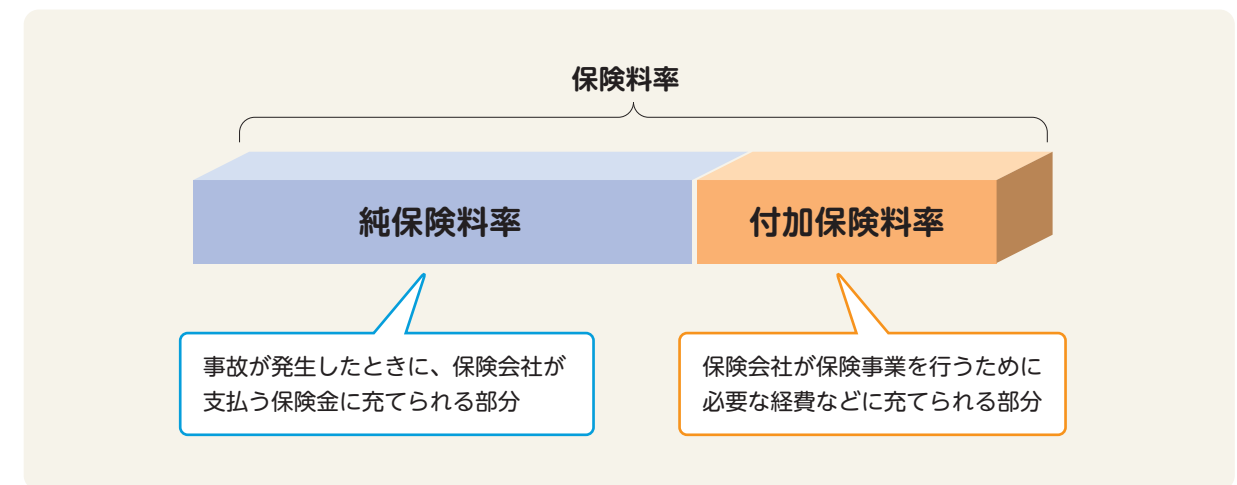
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➤ 料率区分の詳細は、(5)自賠責保険の料率区分（P13）をご参照ください。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

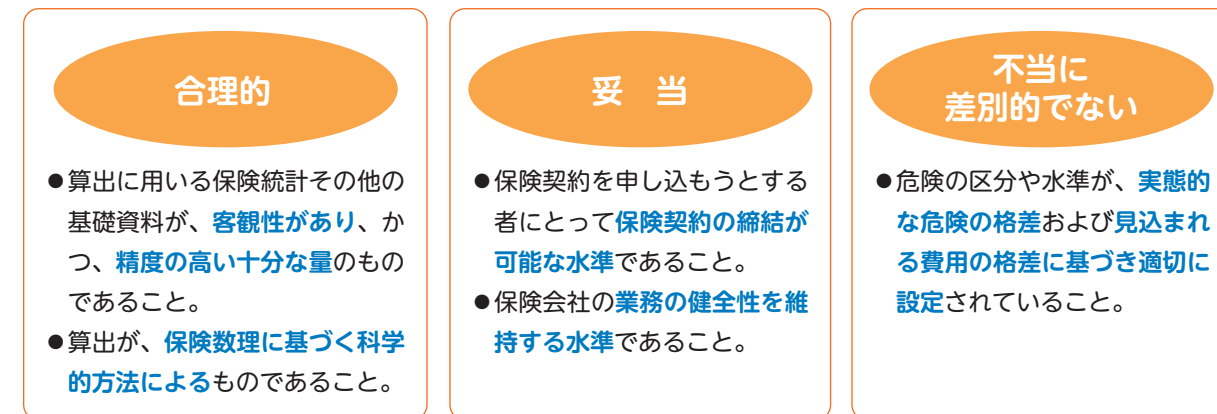
- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠責保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

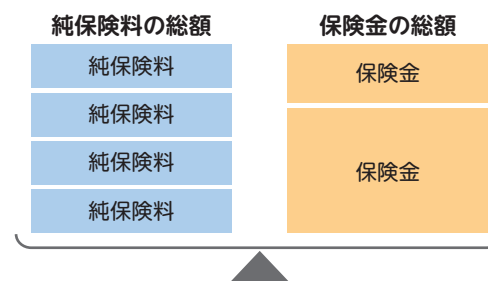
これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



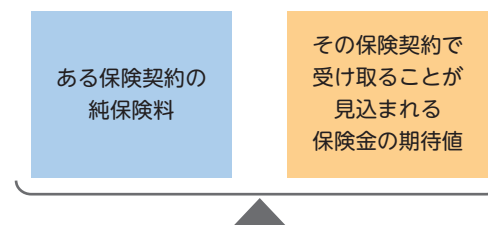
個々の契約について見ると…

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

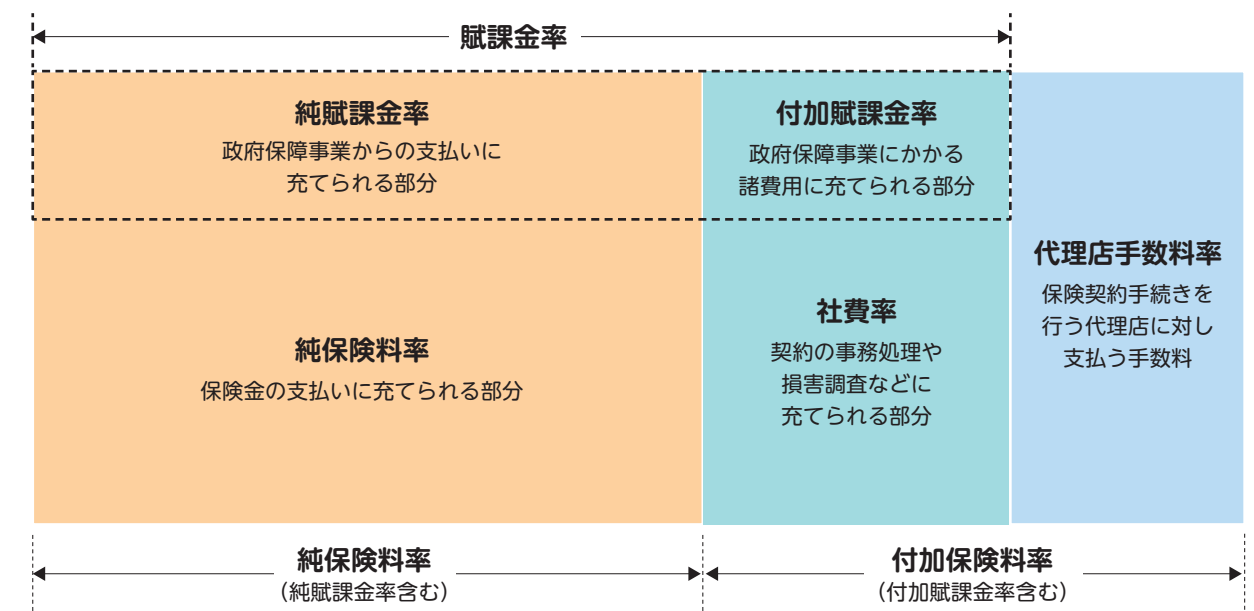


(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

■自賠責保険基準料率の構成



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



<例>

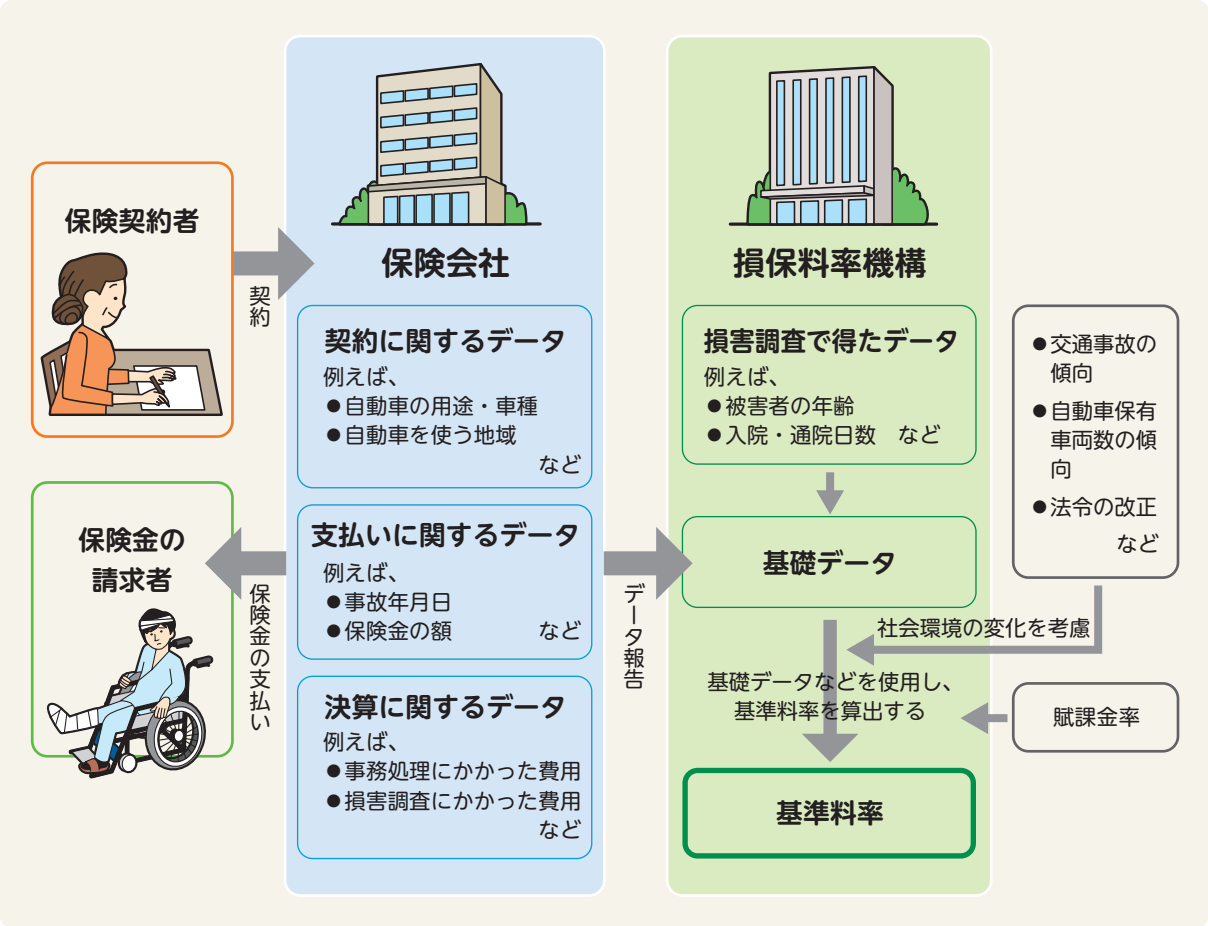
- | | |
|-------------|-------------|
| ・自家用乗用自動車 | ・小型二輪自動車 |
| ・軽自動車 | ・原動機付自転車 など |
| ・営業用普通貨物自動車 | |

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1 (2) (3) のとおり、保険料率の3つの原則 (P12参照) に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則 (P12参照) にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金
滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。
①過去契約分の収支差額… 交通事故発生状況の変化等によって生じた料率算出時の見込みと実績との差分
②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

memo 社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正 (例：消費税率の引上げ) に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑧ 消費税率の引上げによる影響 (P80) も併せてご参照ください。

自賠責保険基準料率の算出方法

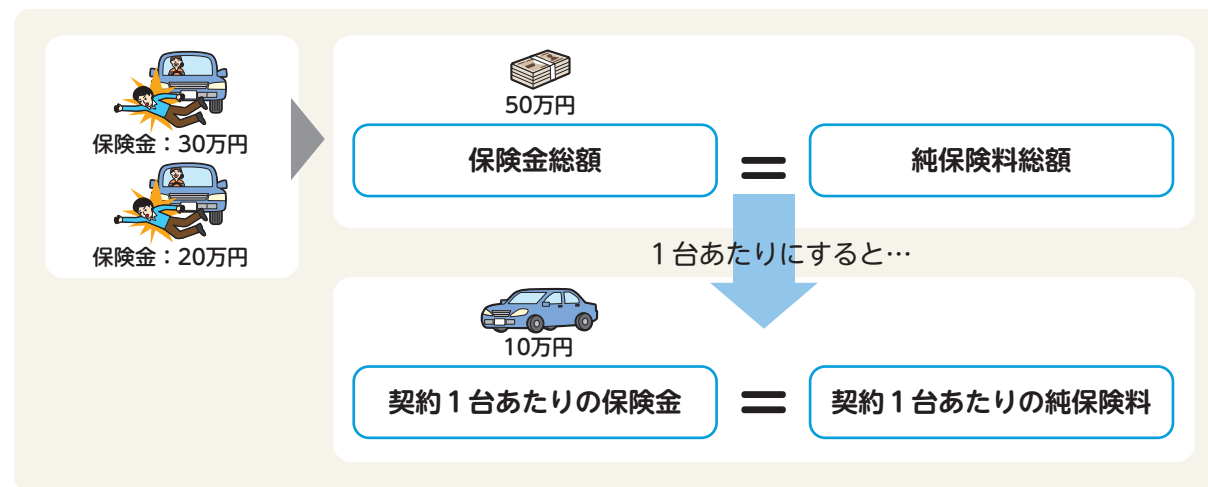
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（①（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

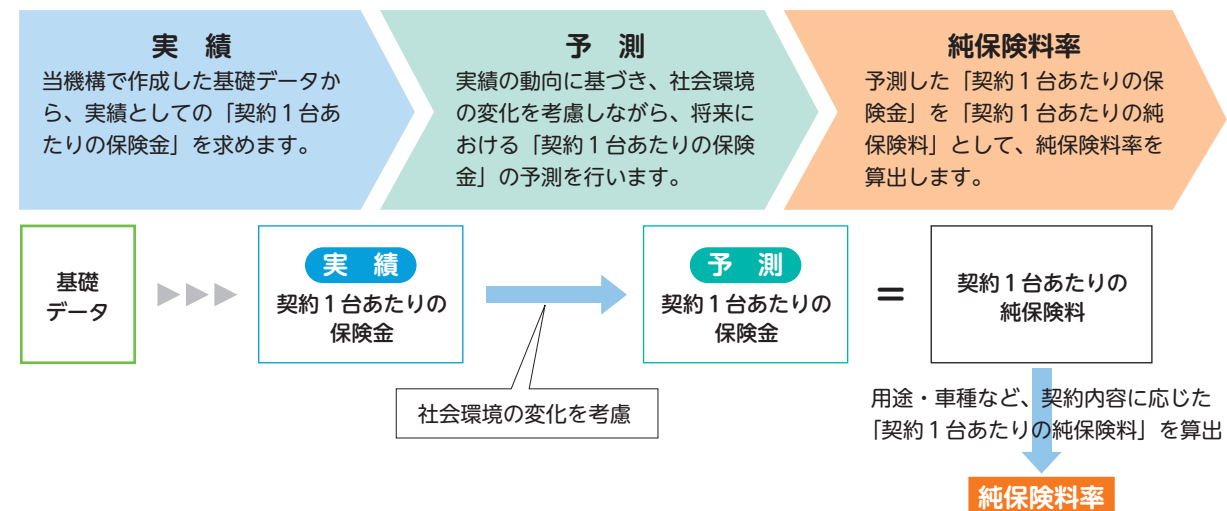
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

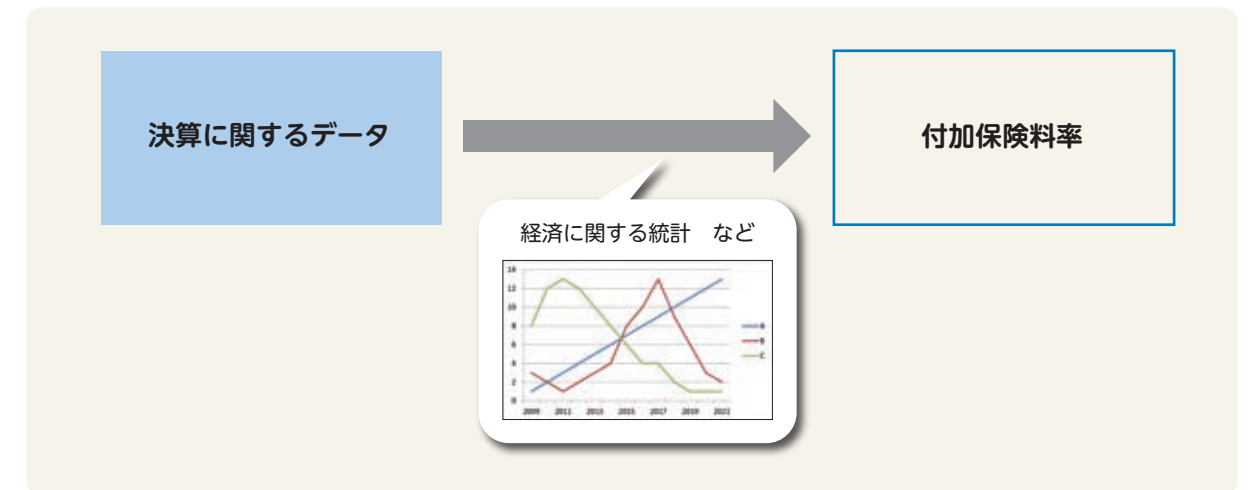
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率（事故が起きる確率） 保険金単価（1事故あたりの保険金）

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータから把握した実績経費に基づき、経済に関する統計などを参考にして算出します。

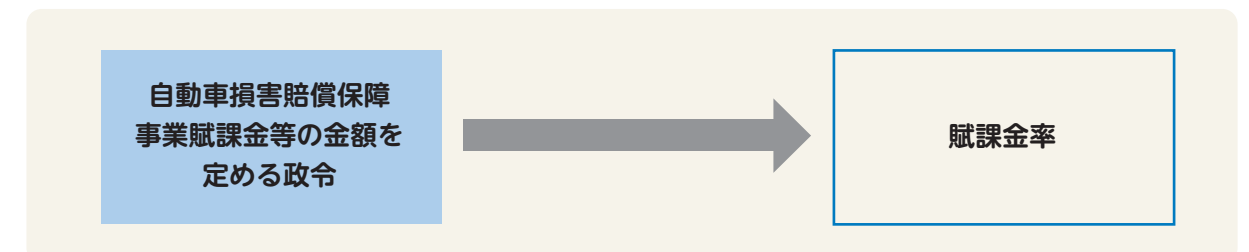
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

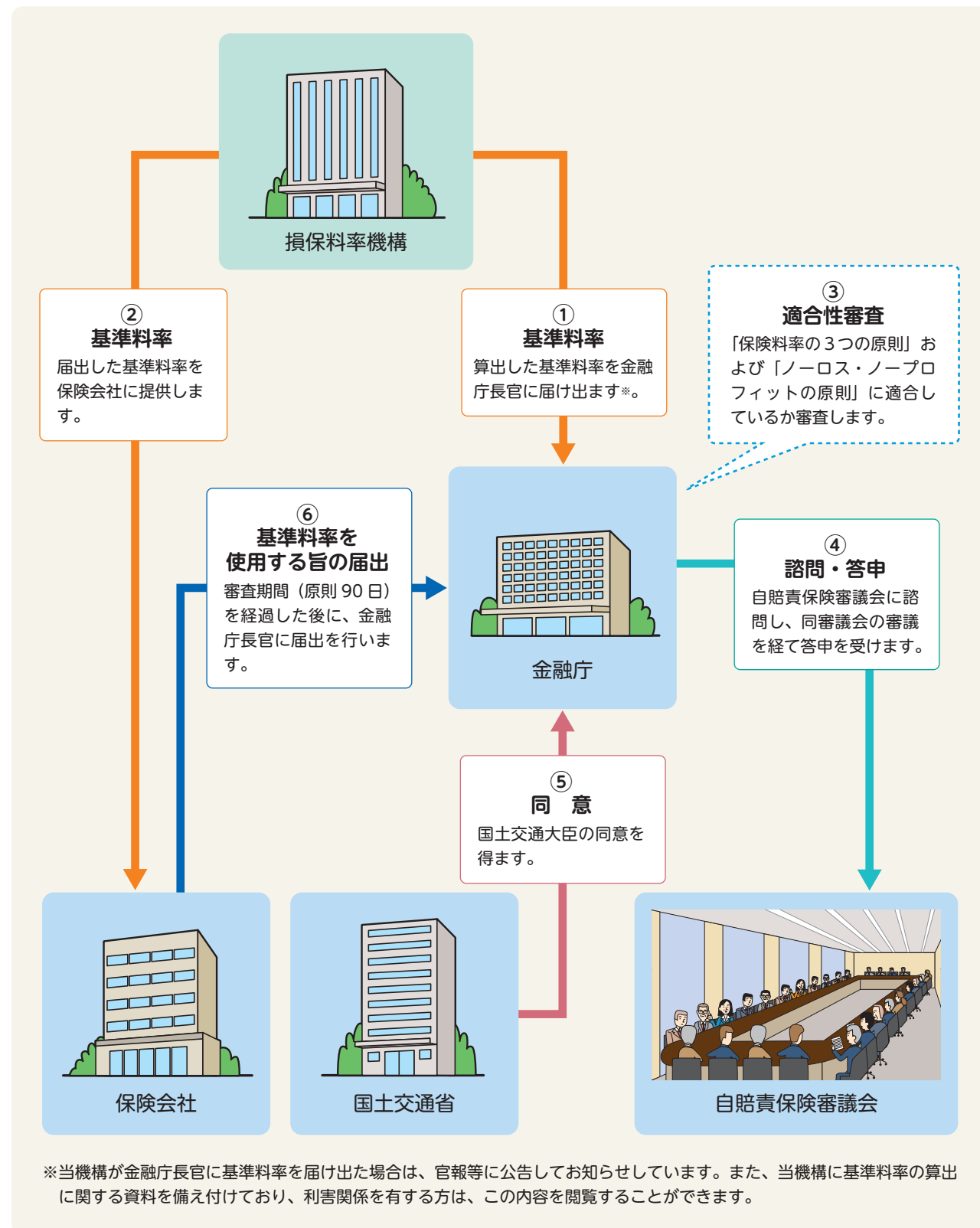
■ 賦課金率の算出



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

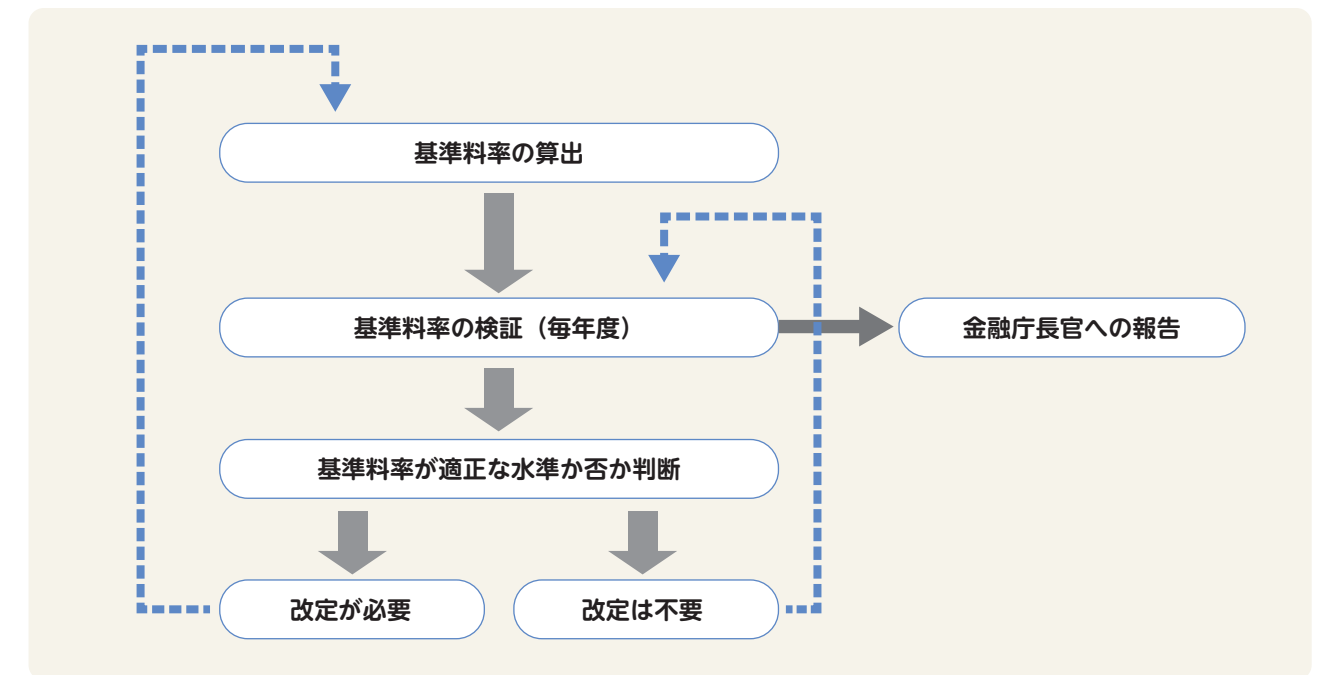
■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会でも審議が行われることになっています。

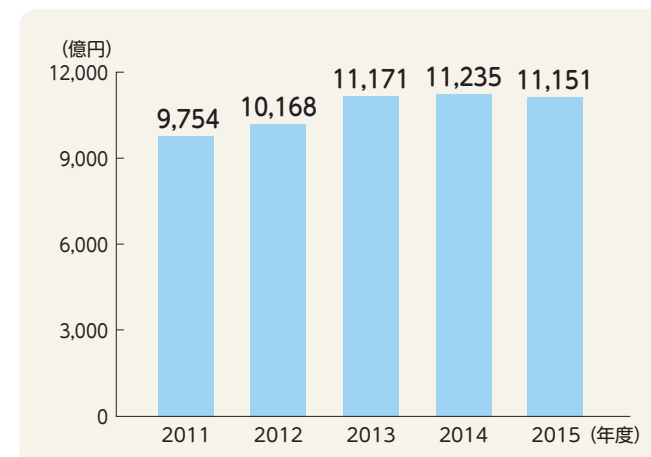
3 自賠責保険料率の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

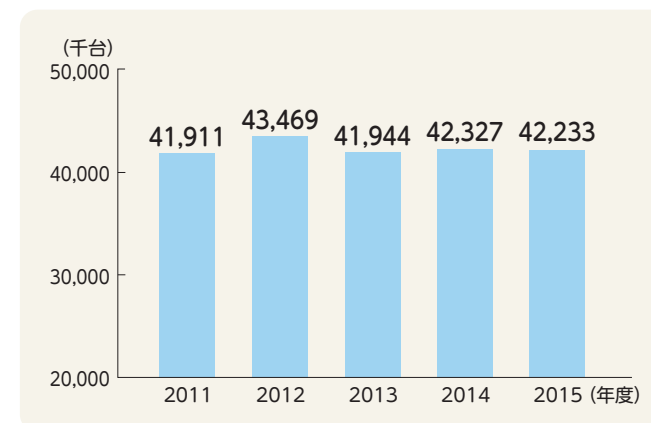
自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。
例えば、2013年度の保険料が増加していますが、これは、契約台数が減少したものの、2013年4月に基準料率を平均13.5%引き上げたことによるものと考えられます。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」は、第Ⅱ部2自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

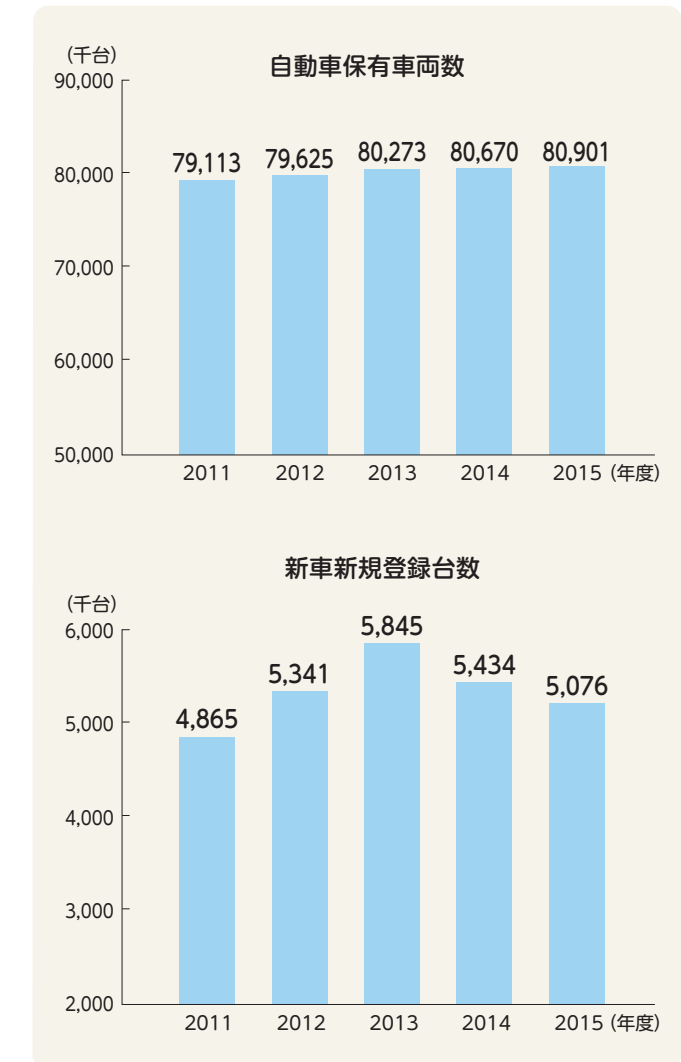


自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

一方、新車新規登録台数は、2014年度以降減少に転じています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）より作成。



契約台数の推移の特徴

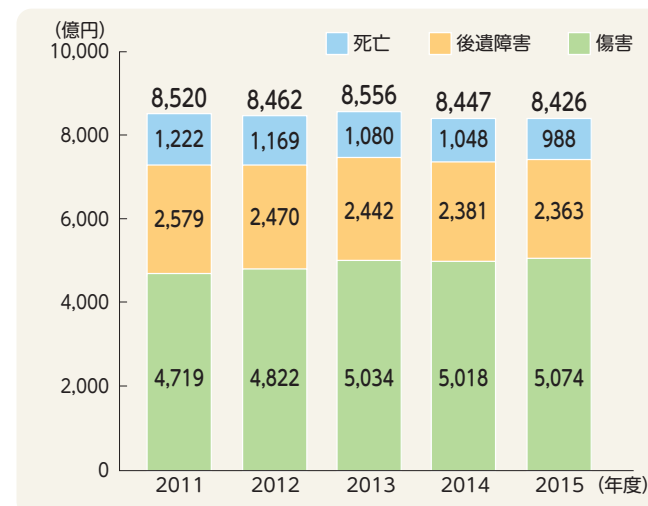
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが多くなります。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、その3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、8,500億円前後で推移していますが、受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の保険金は減少傾向が続いています。他方、傷害の保険金は概ね増加傾向となっています。

図4 保険金の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

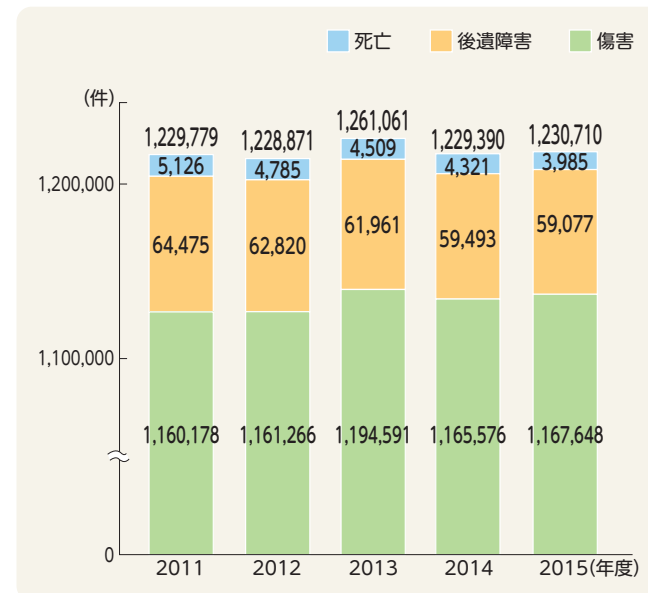


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、概ね120万件程度で推移していますが、受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみると、死亡と後遺障害の支払件数は減少傾向が続いています。他方、傷害の支払件数は、2013年度が119万件とやや多く、その他の年度は、概ね116万件台で推移していますが、若干の増加傾向が見られます。

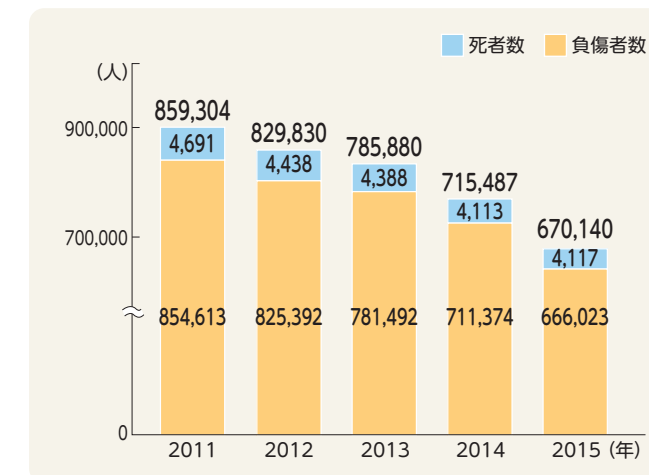
図5 支払件数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いが増加しているため、交通事故負傷者数の減少傾向とは異なる傾向となっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「平成27年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）より作成。

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いが増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いは、交通事故負傷者数と同様に減少しているものの、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いが増加しています。この結果、2015年度の傷害支払件数全体としては、2014年度に比べて若干の増加となっています。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数（図5）	交通事故死傷者数（図6）
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

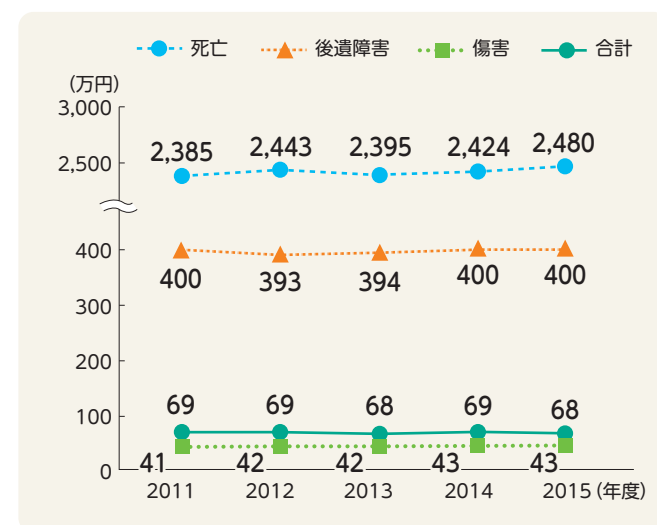
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、概ね70万円程度で推移しています。

また内訳をみると、年度による増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価は、いずれも概ね横ばいで推移しています。

図7 保険金単価の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、大半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働けたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減
 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など
 休業損害…事故による傷害によって発生した収入の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）
 慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

トピックス 1

2016年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について議論されます。

2017年1月12日に開催された第136回自賠責保険審議会において、審議の結果、自賠責保険基準料率を改定することが適当とされました。

基準料率の検証については、第Ⅱ部 2 4 自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

(単位：億円)

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収 支 残		損 害 率 (B÷A×100) E	予定損害率(100.2%)に 対する乖離率 (E÷100.2%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2013	8,491	8,263	228	△ 5,126	97.3%	—
2014	8,533	8,206	327	△ 4,799	96.2%	—
2015	8,459	8,069	389	△ 4,410	95.4%	—
2016	8,607	8,154	453	△ 3,956	94.7%	△ 5.5%
2017	8,544	8,059	484	△ 3,472	94.3%	△ 5.9%

※「平成28年度料率検証結果について」（金融庁、第136回自動車損害賠償責任保険審議会資料）より作成。
※ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2013年4月の料率改定では、累計収支残や累積運用益を勘案した結果、予定損害率は100.2%となっています。

累計収支残（過去契約分の収支差額の累計）・累積運用益（利息の蓄積）については、第Ⅱ部 2 2 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

トピックス 2

自賠責保険基準料率の改定

2017年1月12日に開催された第136回自賠責保険審議会では料率改定が必要との方向性が示されたことを受け、当機構は、同年1月17日に自賠責保険基準料率を平均で6.9%引き下げる届出を行いました。

同年1月19日に開催された第137回自賠責保険審議会において、審議の結果、当機構が届け出た新たな基準料率を同年4月1日より適用することが適当であるとされました。

同年1月30日、届け出た基準料率に対する、金融庁長官による適合性審査が終了しました。

- 【届出の概要】**
- 改定の主な内容は次のとおりです。
- (1) 交通事故死者数の減少等により、純保険料率について平均で8.2%の引下げを行いました。
 - (2) 消費税率の引上げ（5%→8%）により、付加保険料率について平均で1.3%の引上げを行いました。

主要車種の基準料率の例

改定率は、契約条件（車種、保険期間等）により異なります。主要な例を以下に示します。

●保険期間：24か月（2年契約） (単位：円、%)

車 種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	27,840	25,830	△ 2,010	△ 7.2
自家用小型貨物自動車	29,680	29,470	△ 210	△ 0.7
軽自動車（検査対象車）	26,370	25,070	△ 1,300	△ 4.9
小型二輪自動車	13,640	11,520	△ 2,120	△ 15.5
原動機付自転車	9,870	9,950	80	0.8

離島および沖縄県を除く地域の場合

●保険期間：36か月（3年契約） (単位：円、%)

車 種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	39,120	35,950	△ 3,170	△ 8.1
自家用小型貨物自動車	—	—	—	—
軽自動車（検査対象車）	36,920	34,820	△ 2,100	△ 5.7
小型二輪自動車	18,020	14,690	△ 3,330	△ 18.5
原動機付自転車	12,410	12,340	△ 70	△ 0.6

離島および沖縄県を除く地域の場合

今回の届出の詳細については、「自賠責保険基準料率 届出のご案内」
(<http://www.giroj.or.jp/service/ryoritsu/jibaiannai20170117.pdf>) をご参照ください。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と56か所（2017年4月1日以降は54か所）の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

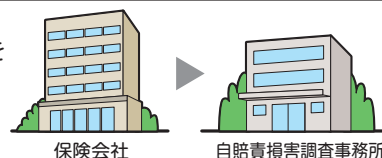
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2 [自賠責保険の基準料率の算出（P14）](#) をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

①ご請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



②保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生状況、支払いの的確性^{※1}および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査^{※2}し、その結果を保険会社に報告します。



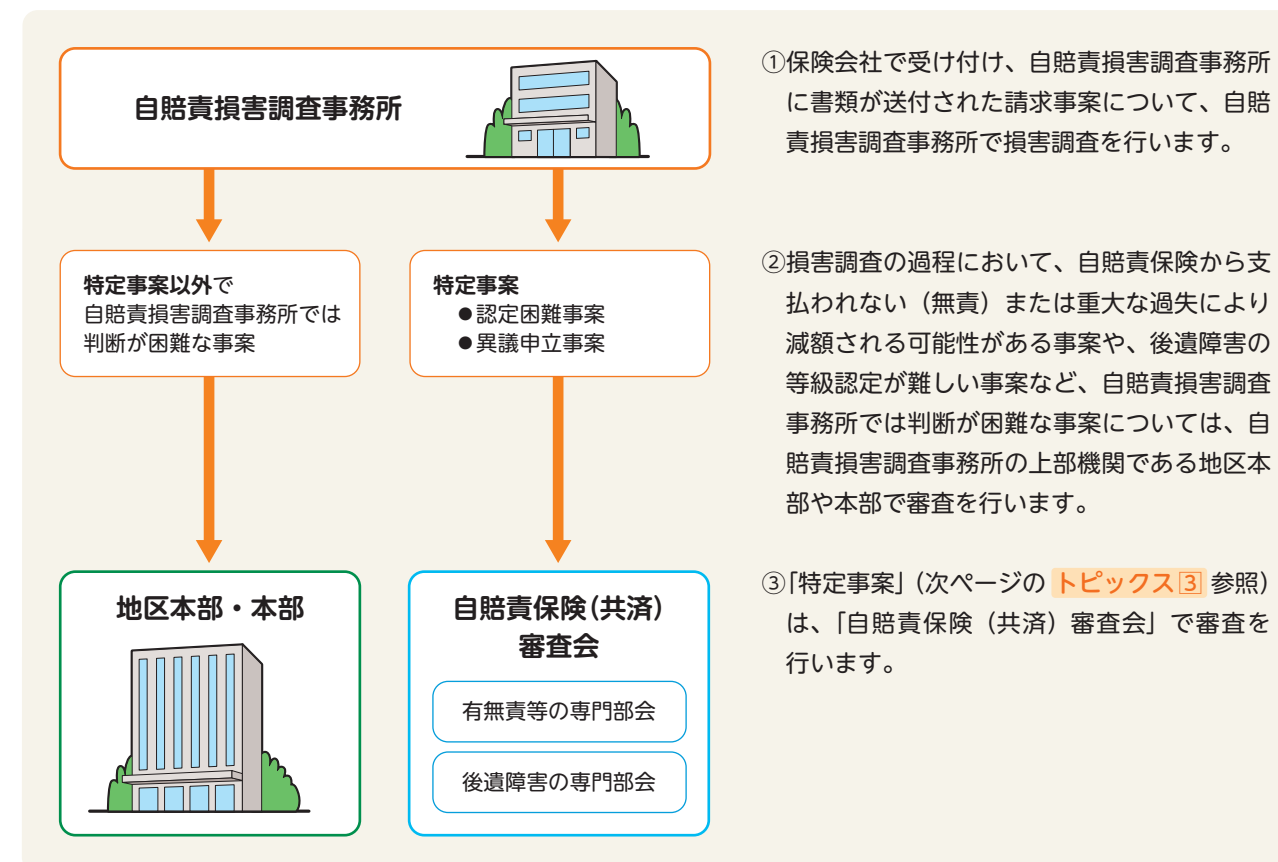
④報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、ご請求者に支払います。



※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
 ※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。
 ①事故当事者に対する事故状況の照会
 ②事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
 ③医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



①保険会社で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で行います。

②損害調査の過程において、自賠責保険から支払われない（無責）または重大な過失により減額される可能性がある事案や、後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部や本部で審査を行います。

③「特定事案」（次ページの [トピックス3](#) 参照）は、「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行います。

➡ 「自賠責保険（共済）審査会」については次ページ [トピックス3](#) をご参照ください。

トピックス 3

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

- 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置
- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
 - 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。
- 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置
- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。
- 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施
- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。
- 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置
- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2015年度） （単位：件）

死傷別	審 査 結 果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無 責	再調査	その他	
死 亡	92 (74)	264 (274)	358 (374)	68 (98)	562 (559)	2,682 (2,759)
傷 害	205 (155)	545 (571)	588 (654)			
合 計	297 (229)	809 (845)	946 (1,028)			

※1 （ ）内は2014年度の件数です。
※2 「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害の専門部会（2015年度） （単位：件）

	地区本部審査件数	本部審査件数	審査件数
高次脳機能障害	4,332 (4,190)	721 (718)	5,053 (4,908)
非器質性精神障害	540 (499)	618 (618)	1,158 (1,117)
高次脳機能障害、非器質性精神障害を除く後遺障害	5,515 (1,918)	7,837 (10,275)	13,352 (12,193)

※1 （ ）内は2014年度の件数です。
※2 地区本部・本部での審査件数の変動は、審査会の体制を見直したことによります。

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

自動車事故などで脳が損傷され、一定期間以上、意識が障害された場合に起こりやすく、記憶・記憶力障害、集中力障害、遂行機能障害、判断力低下等の認知障害と、感情易変、不機嫌、攻撃性、暴言・暴力、幼稚、羞恥心の低下、多弁（饒舌）、自発性・活動性の低下、病的嫉妬、被害妄想等の人格変化を典型的な症状とするものです。また、半身の運動麻痺や起立・歩行の不安定などの身体症状を伴うこともあります。

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改定されています。

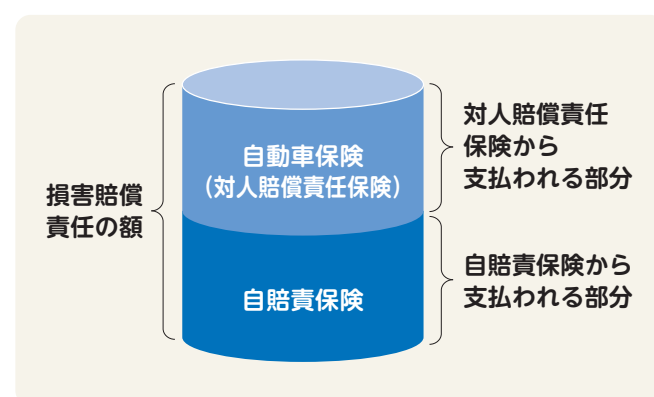
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

死亡の場合	3,000万円
後遺障害の場合	75万円～ 4,000万円 (後遺障害の程度による)
傷害の場合	120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上乗せ保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

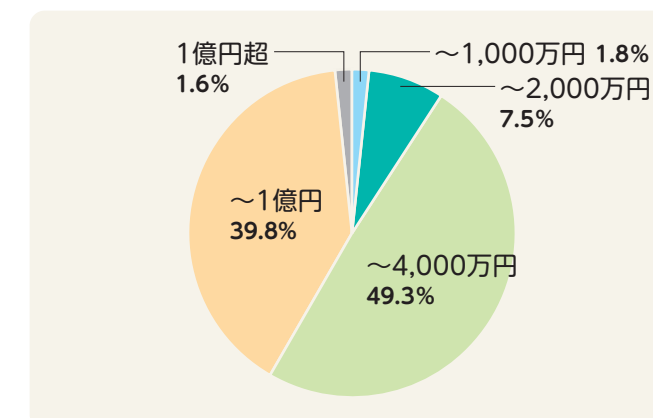


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月より自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2015年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図10のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図10 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2015年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上乗せ部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

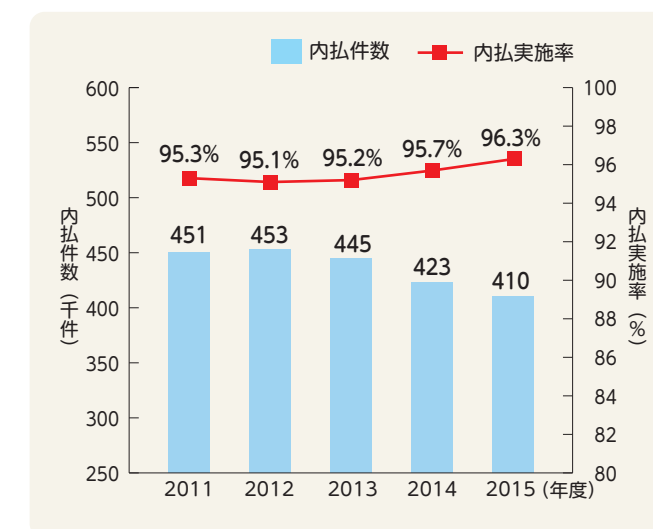
2015年度における内払の実施状況は、図11のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.3%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払が実施されているものと考えられます。

なお、内払制度について、自賠責保険においては、2008年10月1日より廃止されています※。

※内払制度は廃止されましたが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図11 対人賠償責任保険 内払処理状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

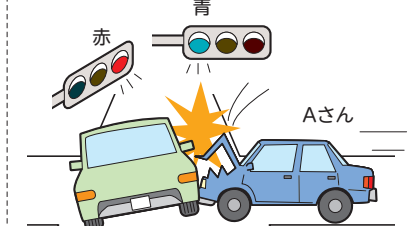
自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合（例におけるAさんの損害）には、自賠責保険では支払われません。

(1) 加害者に賠償責任がない場合（無責）

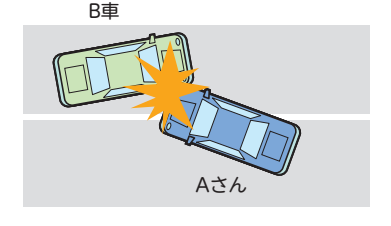
〈例〉
正常に止まっている自動車に衝突して死傷した場合



〈例〉
信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車と衝突して死傷した場合

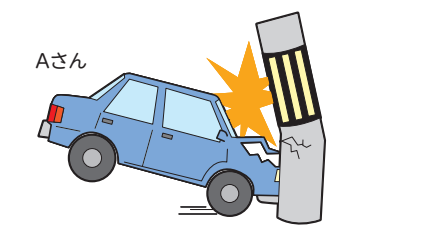


〈例〉
センターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車と衝突して死傷した場合



(2) 賠償責任を負う加害者がいない場合（対象外）

〈例〉
電柱に自ら衝突したようないわゆる自損事故で死傷した場合



(3) 自動車の運行によって死傷したものではない場合（対象外）

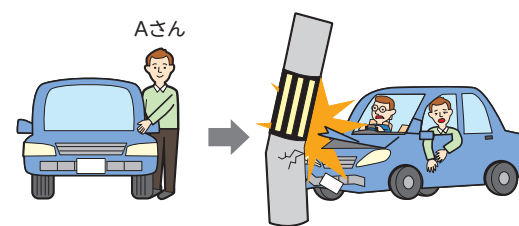
〈例〉
駐車場に駐車してある自動車（B車）に、スケートボードで遊んでいた子供（Aさん）がぶつかって死傷した場合（駐車場に駐車してある自動車は運行しているとはいえません）



※「運行」とは、自動車の走行中のほかにも、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。

(4) 被害者が「他人」ではない場合（対象外）

〈例〉
被害者（Aさん）所有の自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していた被害者が死傷した場合（被害者所有の車による事故であり、被害者は「他人」とはいえませんが）



※自動車の所有者や借受人などが被害者となった場合には、「他人」に当たらないため、お支払いできないことがあります。

このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細はP10をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図12 無責・対象外事故件数の推移 (単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2011	478	56	7,818	1,401
2012	345	58	6,437	1,233
2013	426	62	6,161	1,268
2014	375	66	6,509	1,406
2015	361	52	6,459	1,509

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、その過失割合に応じて、右のとおり損害額から20%、30%、50%の減額を行うことになっています。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

減額適用上の被害者の過失割合	死亡による損害 後遺障害による損害	傷害による損害
7割未満の場合	減額なし	
7割以上8割未満の場合	20%減額	20%減額
8割以上9割未満の場合	30%減額	
9割以上10割未満の場合	50%減額	

※任意保険（対人賠償責任保険）にはこの取扱いは適用されません。過失割合に応じて損害額から差し引かれます。

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「重大な過失による減額」および「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図13のとおりとなっています。

図13 支払いが減額される対象となる事故件数の推移 (単位：件)

年度	減額適用上の被害者の過失割合			計	因果関係判断困難
	7割以上8割未満	8割以上9割未満	9割以上10割未満		
2011	5,200	10,710	2,625	18,535	57
2012	4,963	10,996	2,499	18,458	43
2013	4,792	11,421	2,640	18,853	68
2014	4,980	11,987	2,653	19,620	65
2015	5,351	12,829	2,804	20,984	78

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

5 自賠責保険の損害調査の現況

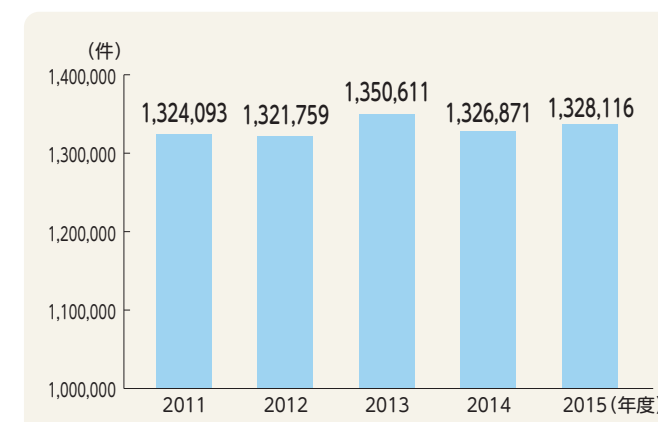
自賠責保険の損害調査における処理状況および保険金支払状況等について説明します。

1 請求事案の処理状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2015年度に自賠責損害調査事務所で受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約133万件となっており、前年度と比較し、大幅な増減はありません。

図14 損害調査受付件数の推移



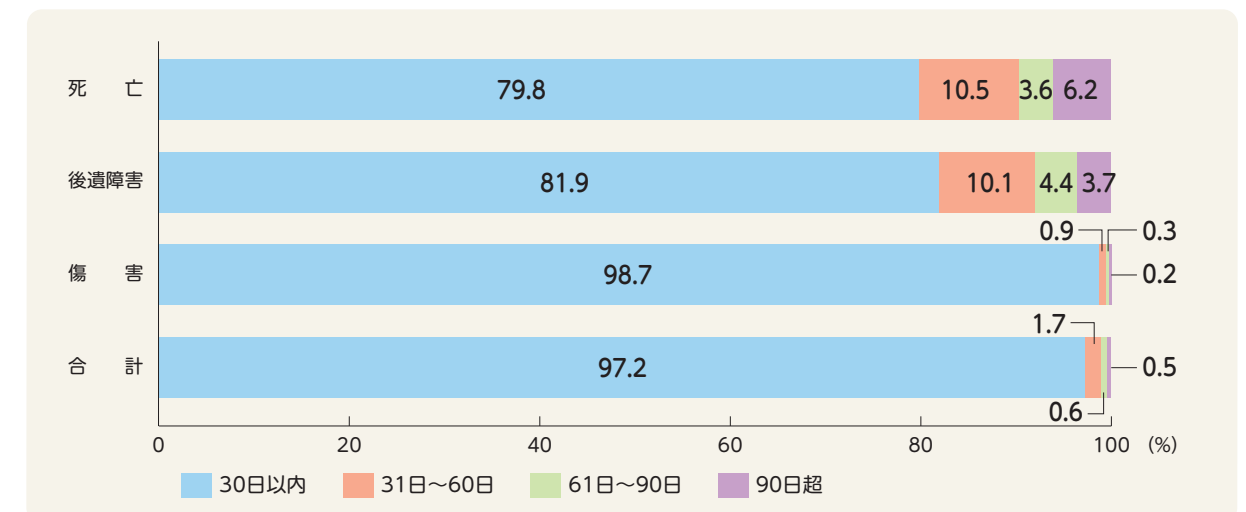
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

➡ 都道府県別の受付件数の推移は第6表（P92）をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2015年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.8%、後遺障害では同81.9%、傷害では同98.7%となっています。

図15 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2015年度〉



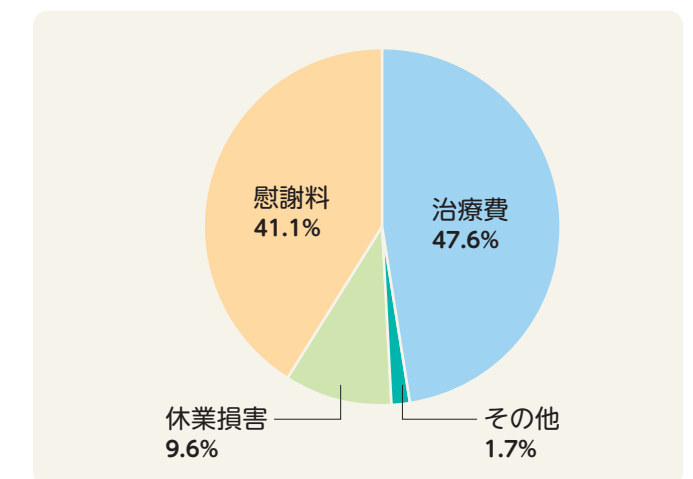
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級等を確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、32保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が49.3%と約半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図16 傷害による損害額の費目別構成比〈2015年度〉



3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

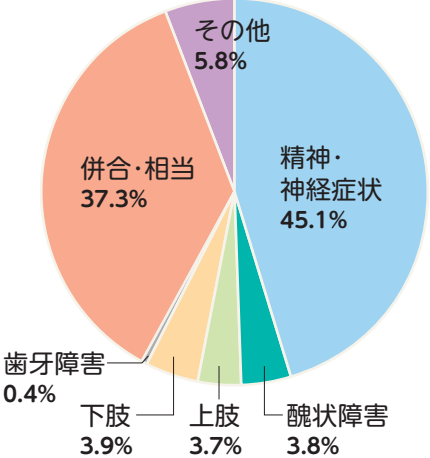
後遺障害等級表は第47表（P150）をご参照ください。

図17 後遺障害等級別認定件数（2015年度）（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別 表 第 二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	874 (1.41%)	462 (0.75%)	36 (0.06%)	108 (0.17%)	316 (0.51%)	180 (0.29%)	405 (0.65%)	528 (0.85%)	1,008 (1.63%)	1,984 (3.20%)	2,200 (3.55%)	2,020 (3.26%)	4,369 (7.05%)	10,592 (17.08%)	592 (0.95%)	36,335 (58.60%)	62,009 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数より集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図18 後遺障害の系列別構成比（2015年度）



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級～第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診療報酬明細書、診断書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2015年度は総医療費3,634億円のうち、医療機関が78.9%（2,867億円）、柔道整復が20.6%（747億円）となっています。

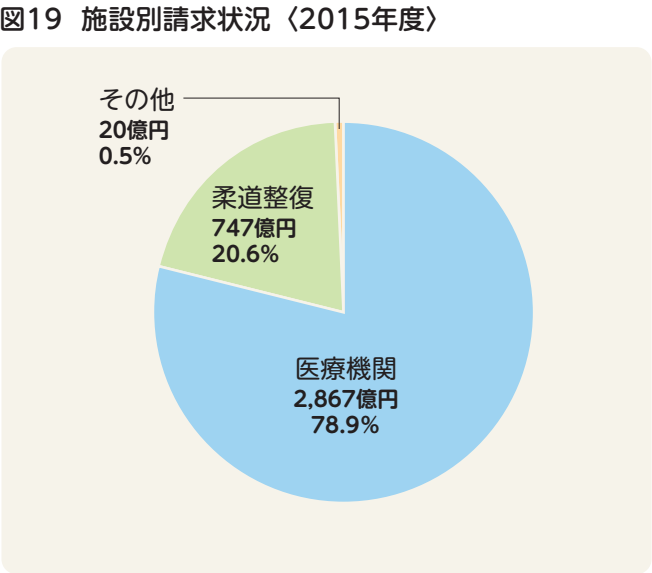
医療費 医療機関での治療および柔道整復等での施術に掛かった費用

診療費 医療機関での治療に掛かった費用（薬局を含みます）

施術費 柔道整復での施術に掛かった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復をはかることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。



- ※1 自賠責保険に請求のあった費用を集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。
- ※2 「医療機関」には、薬局を含みます。
- ※3 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

2 医療機関における現況

2015年度の病院、診療所別の医療機関数の割合は病院が23.6%、診療所が75.8%ですが、取扱件数の割合は病院が47.2%、診療所が51.3%となっています。

図20 医療機関の経営主体別診療状況〈2015年度〉 (単位：%)

経営主体		国	公 的	社会保険団体	法 人	個 人	合 計
医療機関数割合	病 院	0.9	4.1	0.4	15.6	2.6	23.6
	診療所	0.0	1.0	0.0	24.1	50.6	75.8
	不 明	0.6					0.6
	合 計	0.9	5.1	0.5	39.7	53.2	100.0
取扱件数割合	病 院	2.0	11.9	1.1	29.4	2.8	47.2
	診療所	0.0	0.3	0.0	19.2	31.8	51.3
	不 明	1.5					1.5
	合 計	2.0	12.2	1.1	48.5	34.6	100.0

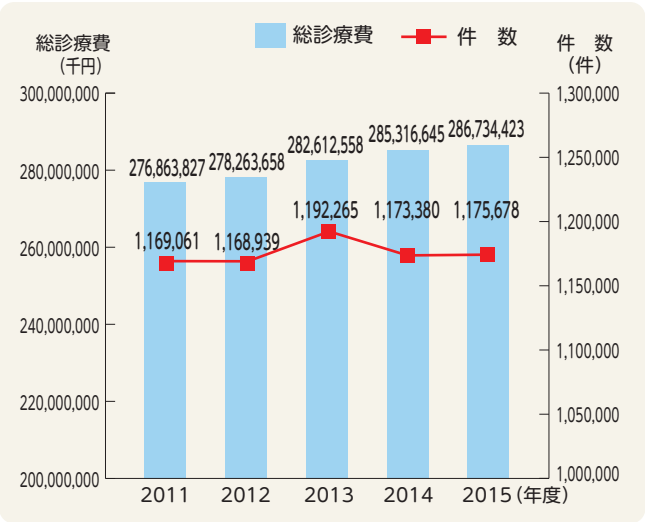
※1 「病院」とはベッド数が20以上の医療機関をいい、「診療所」とはベッド数が19以下の医療機関をいいます。
※2 1人の被害者が複数の医療機関で受診した場合は、それぞれ1件として集計しています。
※3 経営主体の区分は概ね次のとおりです。
国……………国立、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院、独立行政法人労働者健康福祉機構など
公 的……………地方自治体、地方独立行政法人、日赤、済生会、国民健康保険団体連合会など
社会保険団体……………健康保険組合、同連合会、共済組合、同連合会、国民健康保険組合など
法 人……………上記以外の公益法人、医療法人、学校法人、会社など

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については緩やかな増加傾向で推移しています。件数は前年度とほぼ同じです。

都道府県別の総診療費および件数は第7表（P93）をご参照ください。

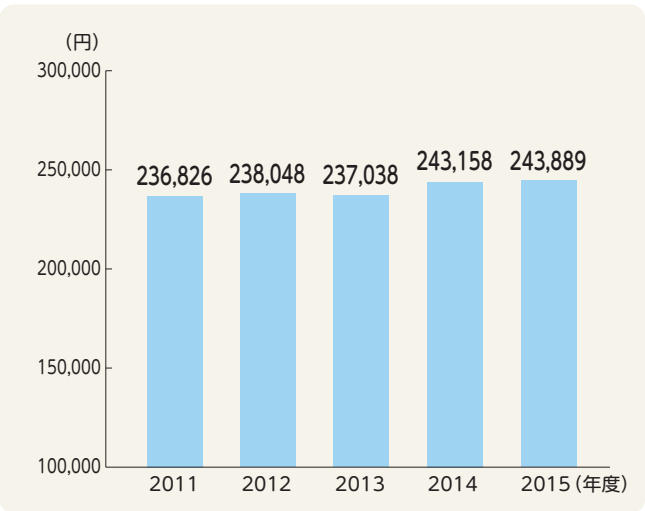
図21 総診療費および件数の推移



※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

また、平均診療費の推移をみると、緩やかな増加傾向となっています。

図22 平均診療費の推移



※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均診療費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
※2 1人の被害者が同一年度で複数の医療機関に受診した場合は、1件として集計しています（例えば、2つの医療機関に受診した場合も1件となります）。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数でみると、頸部が31.4%と最も高い割合になっており、以下、腰背部が17.0%、上肢が16.7%、下肢が15.9%となっています。

また、受傷の程度（傷害度）別にもと、軽度の傷害（傷害度1）が84.6%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P94）をご参照ください。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）（2015年度）

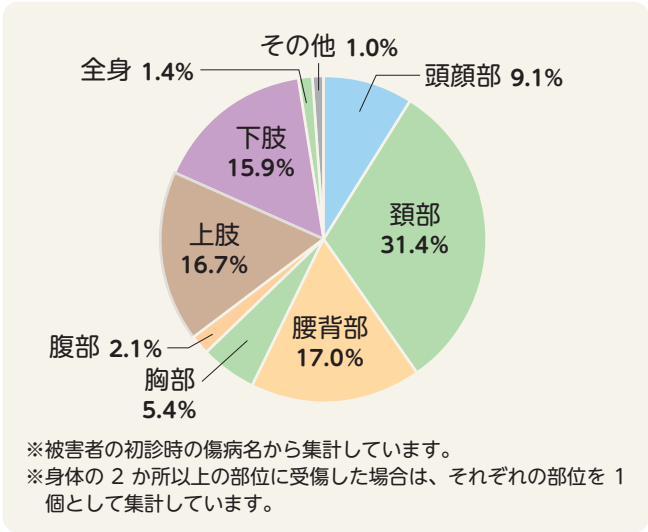
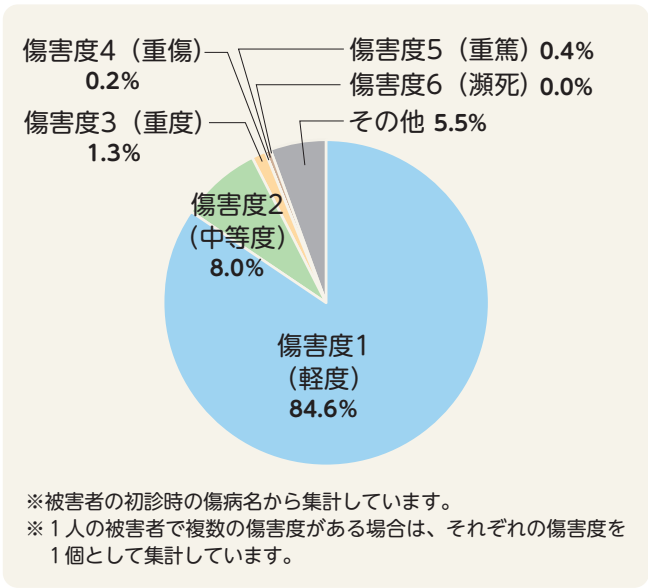


図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）（2015年度）



(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2015年度で19.7日であり、横ばいとなっています。

➡ 都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P93）をご参照ください。

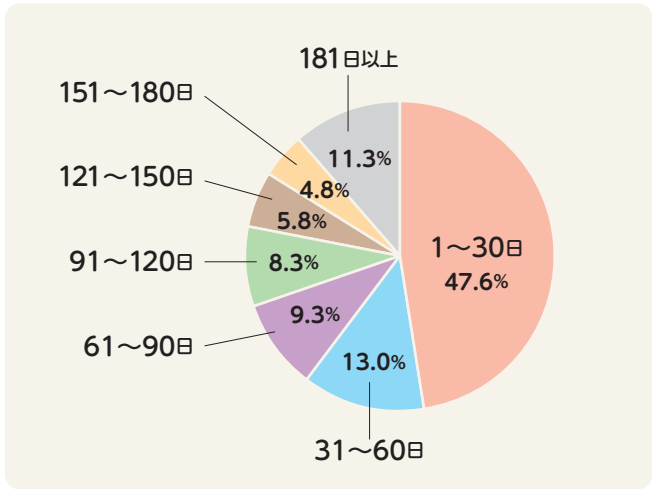
また、2015年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が47.6%と最も多くなっています。

図25 診療期間および診療実日数の推移（単位：日）

年 度	診 療 期 間	診 療 実 日 数
2011	68.1	20.4
2012	68.8	20.2
2013	68.9	20.0
2014	69.3	19.7
2015	70.0	19.7

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間、診療実日数を合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比（2015年度）

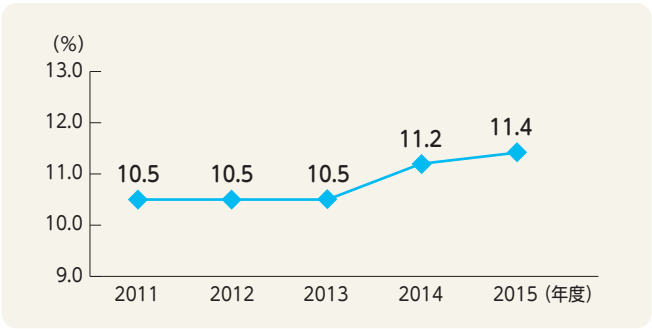


※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の医療機関に受診した場合は、それらの診療期間を合算して集計しています。

(4) 社会保険の利用状況

自賠責保険における社会保険利用率の推移については、2015年度で11.4%であり、11%前後で推移しています。

図27 社会保険利用率の推移



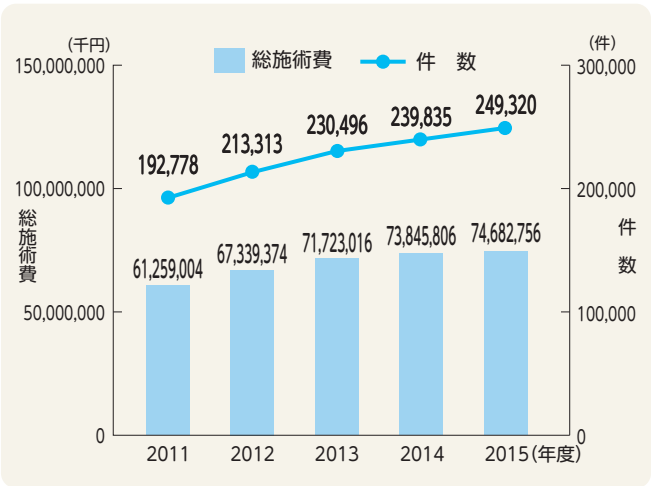
3 柔道整復における現況

(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数の推移は、増加傾向にあります。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P97）をご参照ください。

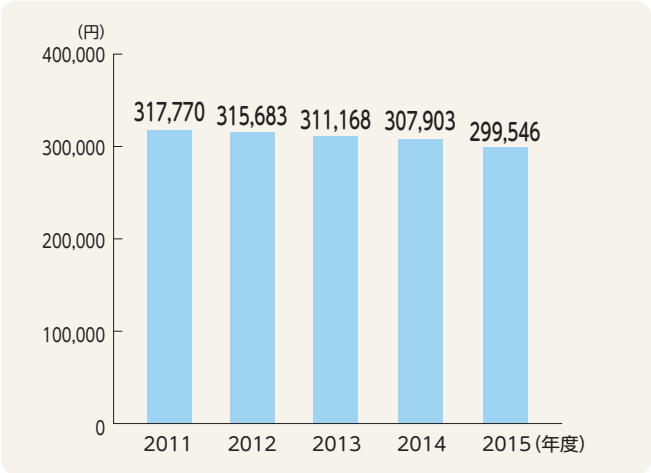
図28 総施術費および件数の推移



※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数を集計した推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、1件として集計しています。

また、平均施術費の推移をみると、減少傾向となっています。

図29 平均施術費の推移



※1 自賠責保険に請求のあった費用・件数から算出した平均施術費の推移です。保険金ベースの集計とは一致しません。
※2 1人の被害者が同一年度で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術費を合算して集計しています。

(2) 施術期間および施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、前年度と比べ1.2日の減少になっています。

都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P97）をご参照ください。

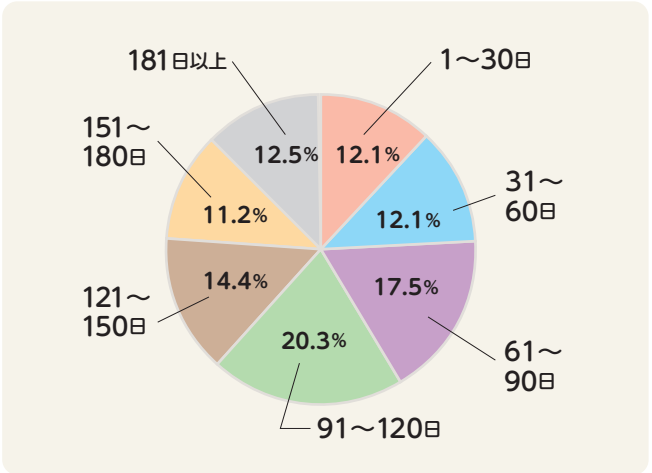
2015年度における施術期間別の件数構成比をみると、91日以上120日以内が20.3%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移（単位：日）

年度	施術期間	施術実日数
2011	106.5	53.2
2012	107.7	53.2
2013	108.4	52.9
2014	110.4	52.6
2015	108.6	51.4

※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間、施術実日数を合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比（2015年度）



※1人の被害者が同一年度、同一事故で複数の施術所に通所した場合は、それらの施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

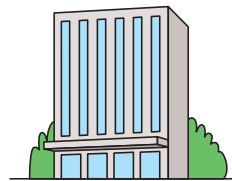
（2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令による制度）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



（3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



（4）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

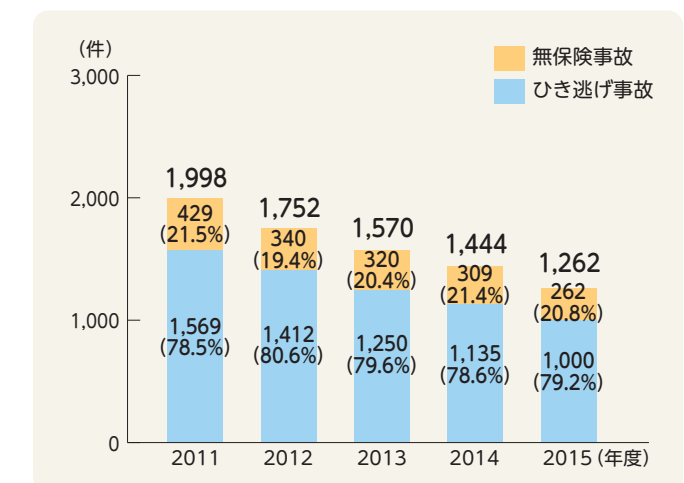
2 保障事業の受付状況

（1）受付件数

2015年度における当機構の保障事業受付件数は、1,262件となっており、前年度に比べ12.6%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表（P98）をご参照ください。

図32 受付件数の推移

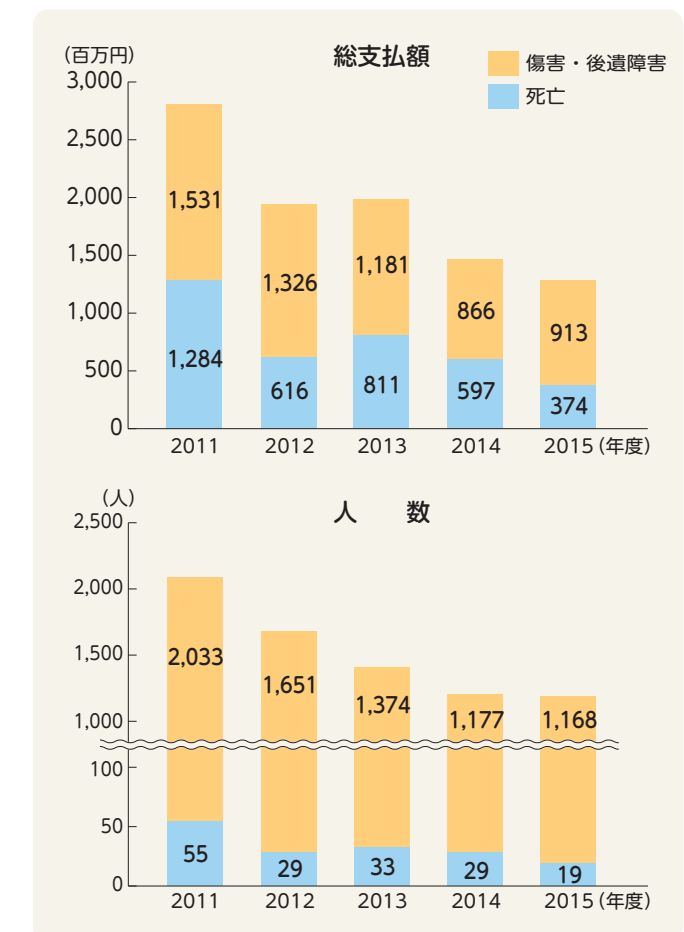


※JA共済を除く保障事業受託事業者の受付分について集計したものです。

（2）支払保障金

2015年度に支払われた保障金は合計約13億円であり、前年度に比べ12%の減少となっています。

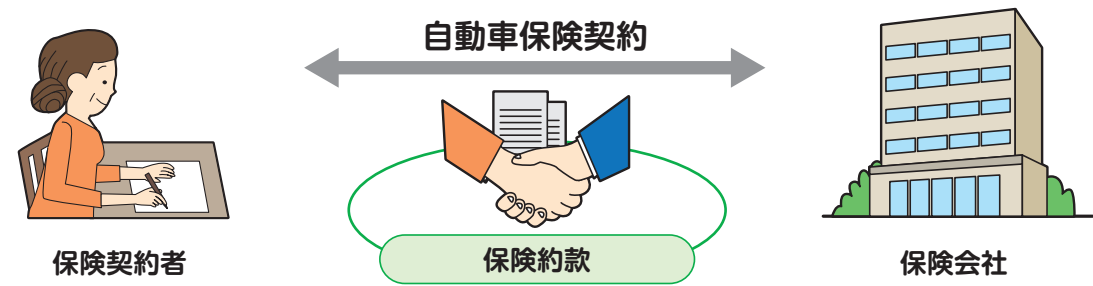
図33 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) より作成。
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



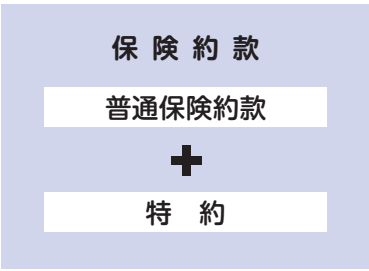
※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■保険約款の構成

自動車保険の約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容 \(P 52\)](#) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

[←一般的な自動車保険契約](#)

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モ ノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 人身傷害保険 または 自損事故保険 無保険車傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

① 他人への賠償に関する補償

■対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

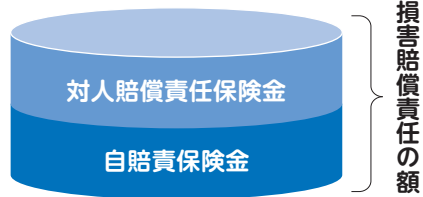
●保険金が支払われる場合

自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合



●支払われる保険金の額

損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



■対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

●保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合



●支払われる保険金の額

損害賠償責任の額



② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害※の額

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

※損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500 万円
後遺障害が生じた場合※	後遺障害の程度に応じて、50 万円～2,000 万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000 円 通院日数 × 4,000 円 (100 万円限度)

※重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が無保険車の場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

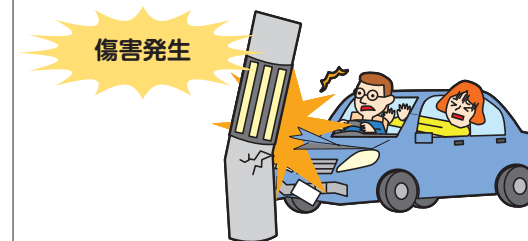
相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。

※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

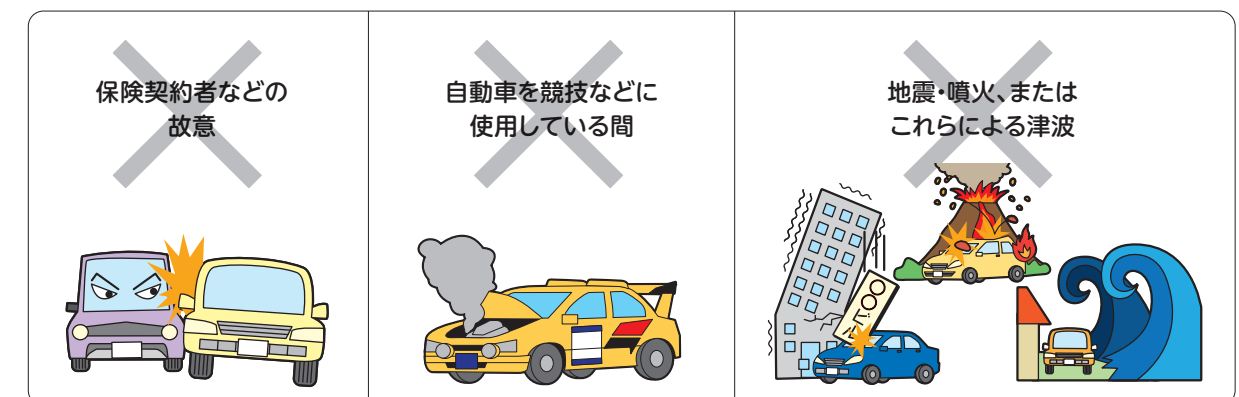
※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。

※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

（2）保険金が支払われない場合

次のような場合には、保険金は支払われません。

← 一般的な自動車保険契約

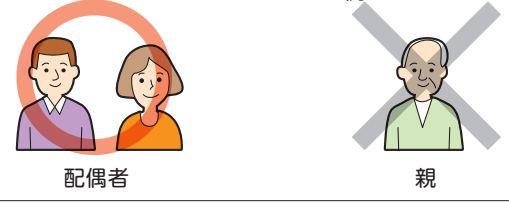
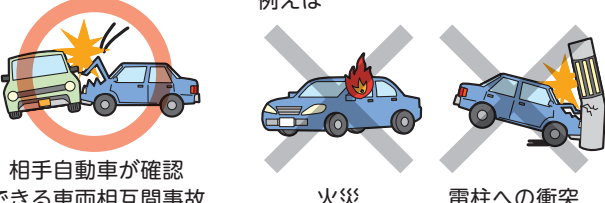


など

(3) 主な特約の内容

← 一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特 約 の 内 容	補 償 範 囲
運転者家族限定特約 補償範囲を家族※が運転中の場合のみに限定します。 ※ここでいう家族とは、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子を指します。	例えば  家 族 友 人
運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。	例えば  配偶者 親
運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。	21歳未満 26歳未満
車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。	例えば  相手自動車を確認できる車両相互間事故 火災 電柱への衝突
車両危険限定補償特約（A） 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、自動車の走行に起因しない場合のみに限定します。	例えば  自動車の走行に起因しない事故 自動車の走行に起因する事故

② 補償範囲を拡大する特約

他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。	
原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。	

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約 事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。 ※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。	 契約時の車の価値 事故時の車の価値 ●車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。 ●そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。
---	---

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款とい
← 自動車保険参考純率

標準約款では、2（1）の保険（P49 参照）のうち、人身傷害保険を除く6種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。
標準約款における主な特約は、2（3）の内容と同様です。

■自動車保険標準約款の構成



標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

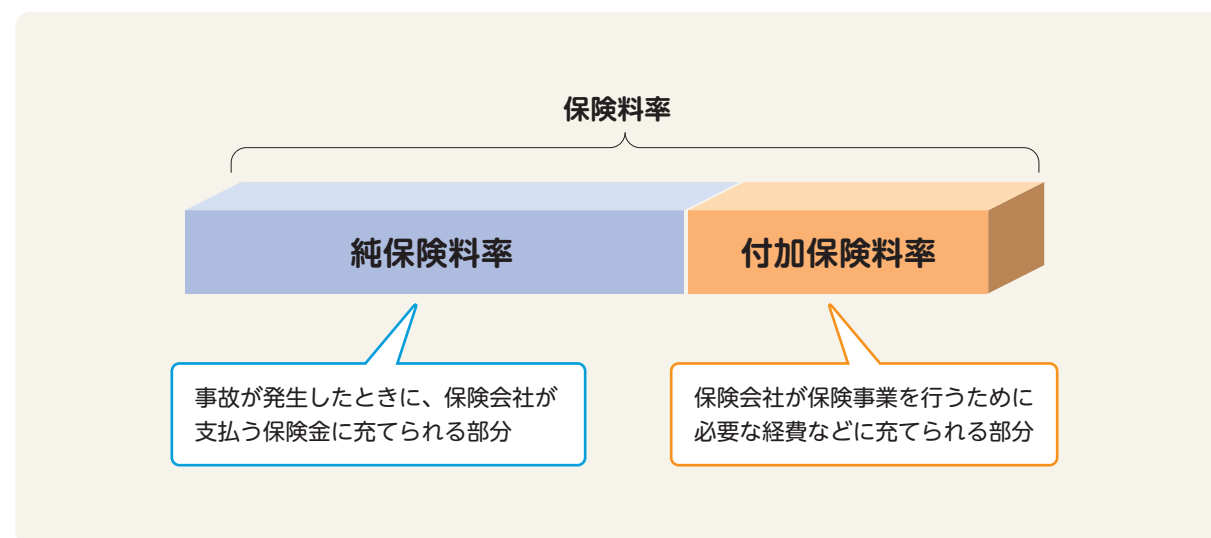
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➡ 料率区分の詳細は、(4)自動車保険の料率区分 (P56) をご参照ください。

■保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

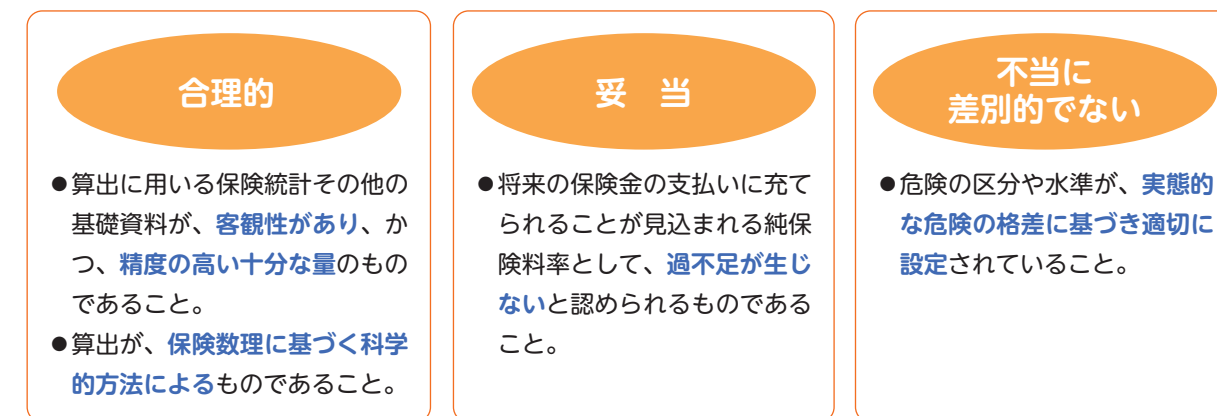
(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

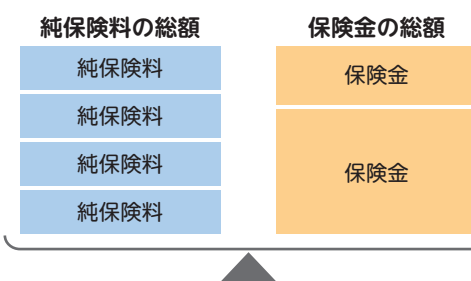


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



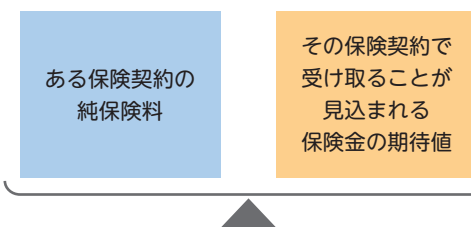
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、人身傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —	④ 支払限度額など — 保険金額など —
② 付保台数 — ノンフリート・フリート —	⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —
③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —	⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —
③-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —	⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —
③-2 初度登録年月 — 新車・新車以外 —	

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

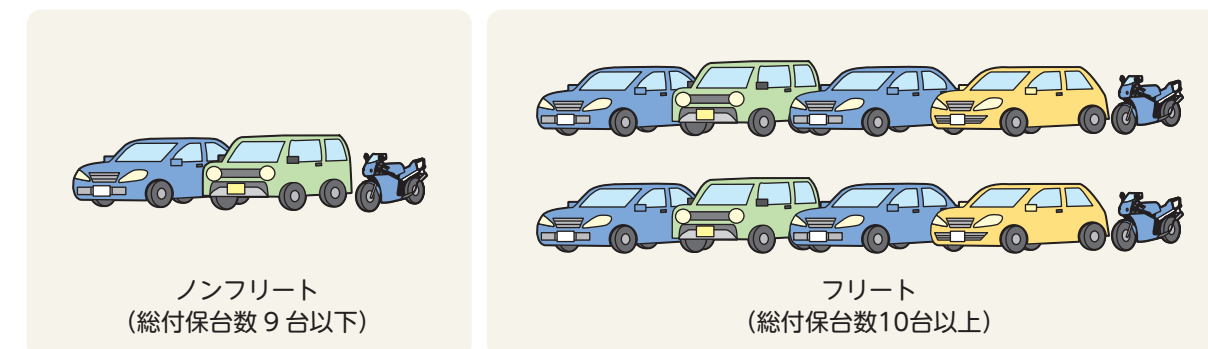
■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

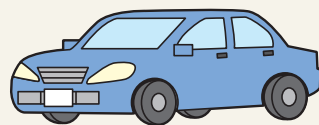
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています*。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（⑥過去の事故歴—ノンフリート等級—（P62参照））。

*フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 —型式別料率クラス—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、保険料率を型式ごとに適用するクラスによって1～9の9つのクラスに区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。



型式

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを1つ下げ、高ければクラスを1つ上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしてなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、排気量や新車価格などに基づき、適用するクラスを決定しています。

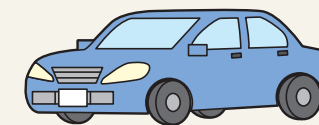
軽四輪乗用車への導入

現在、型式別料率クラスは自家用普通・小型乗用車のみに導入していますが、軽四輪乗用車にも 2020 年 1 月 1 日までに導入する予定です。

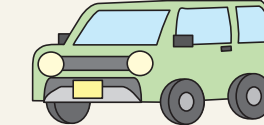
➡ 導入の背景は **トピックス 4** (P76) をご参照ください。

③-1 自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキが装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

型式別料率クラスの対象となっている自家用普通・小型乗用車の場合、保険データが十分に蓄積できている型式については、前記③自動車の型式—型式別料率クラス—におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式のように、自家用普通・小型乗用車であっても、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果をクラスに十分に反映しているとは言えません。

そこで、型式別料率クラスにおけるこの問題点を改善するため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、適用する保険料率を衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて区分しています。

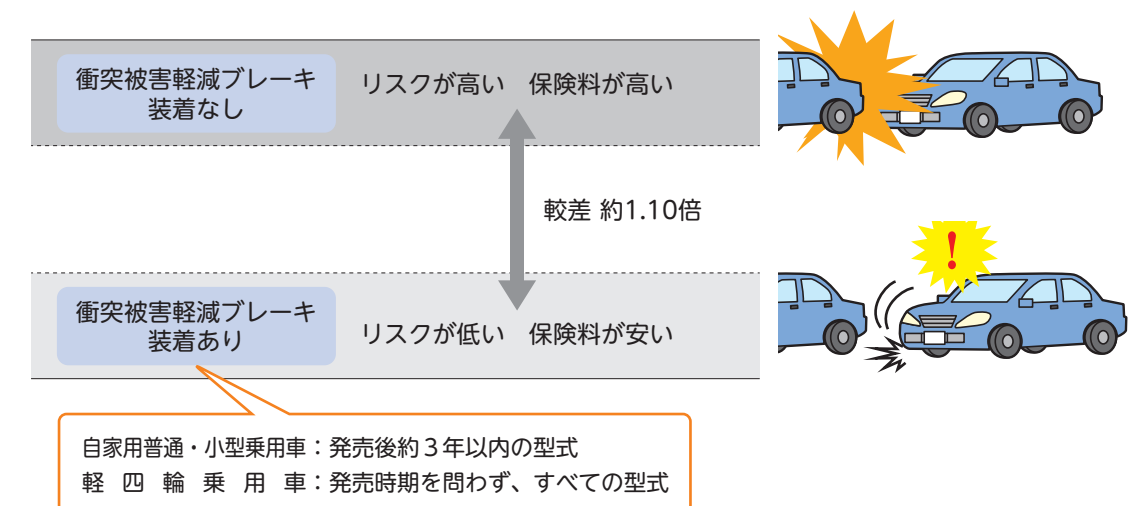
これに対して、軽四輪乗用車の場合には、現在、型式別料率クラスを導入していないため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果が全く保険料率に反映できていない状況にあります。

そこで、軽四輪乗用車については、型式別料率クラスを導入するまでの期間、「発売時期を問わず、すべての型式」を対象に、適用する保険料率を衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて区分しています。

なお、軽四輪乗用車についても、2020年1月1日までに型式別料率クラスを導入することとしています。したがって、型式別料率クラスの導入後は、自家用普通・小型乗用車と同様、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた保険料率の区分は、「発売後約3年以内の型式」のみに適用することとなります。

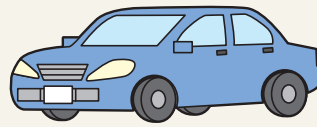
衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



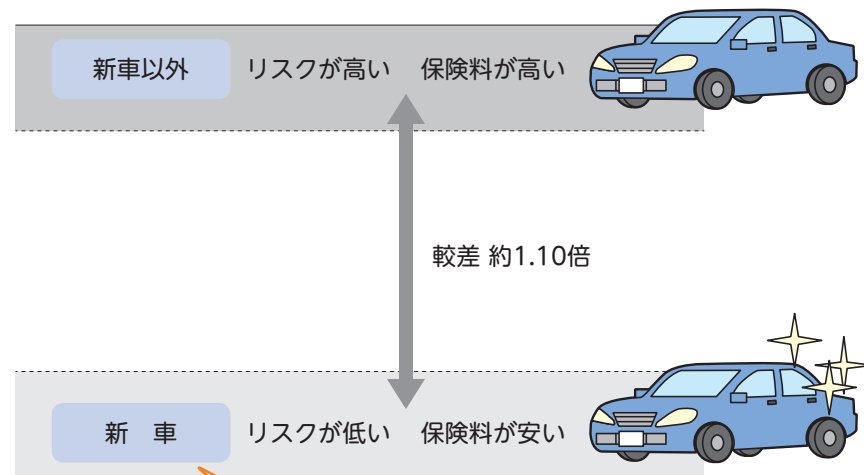
③-2 初度登録年月 —新車・新車以外—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

車両保険以外について、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低い実態が見られるため、保険料率を新車・新車以外に区分しています。



参考純率では保険期間の初日の属する月が初度登録後から25か月以内のものを新車としています。

初度登録年月 契約している自動車が初めて国の登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

④ 支払限度額など —保険金額など—

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

- (例1) 保険金額1,000万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑤ 運転者の年齢 —年齢条件—

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



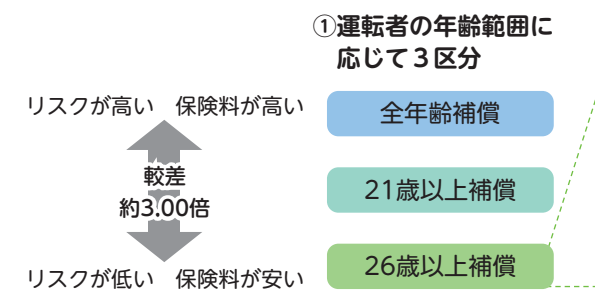
二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。

※年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
※個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。



①運転者の年齢範囲

- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。

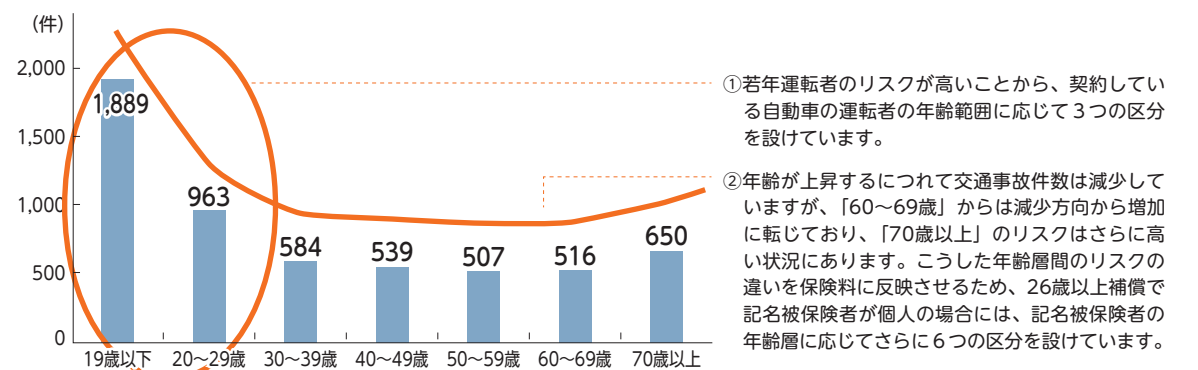
※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

②記名被保険者 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

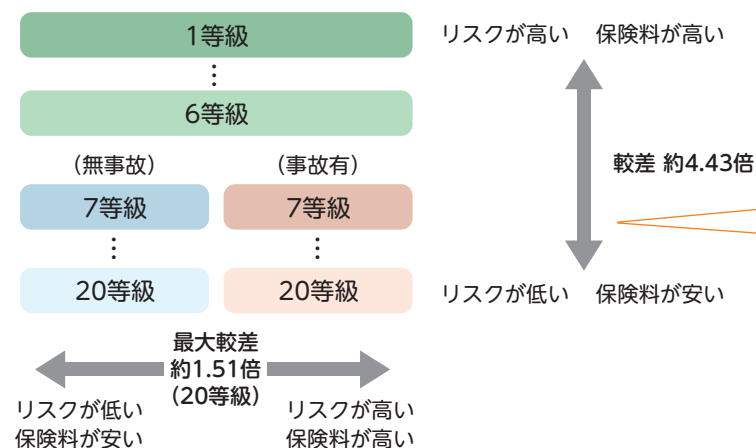
■2015年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



※「平成27年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）より作成。

⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

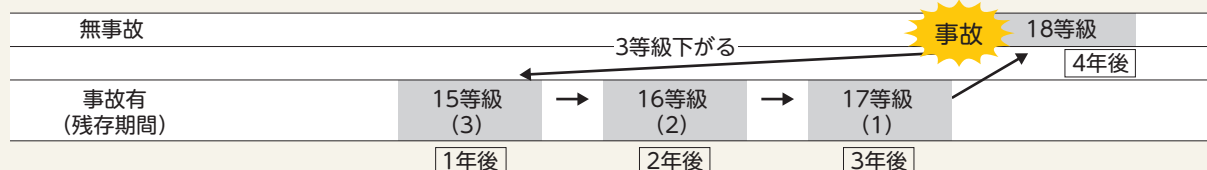


●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下らない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

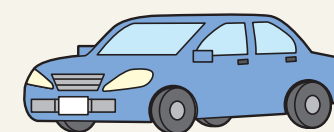
「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 —運転者限定—

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

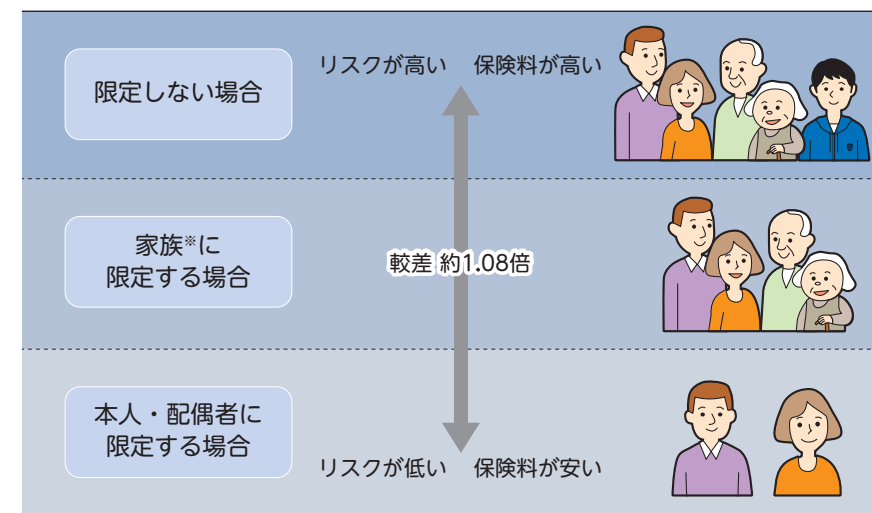


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により3つに区分しています。



※ここでいう家族とは、本人、配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子を指します。

運転者の限定区分

- ・限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償（運転者家族限定特約または運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合）
- ・家族に限定する場合：家族が運転中の事故を補償（運転者家族限定特約を付ける場合）
- ・本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償（運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合）

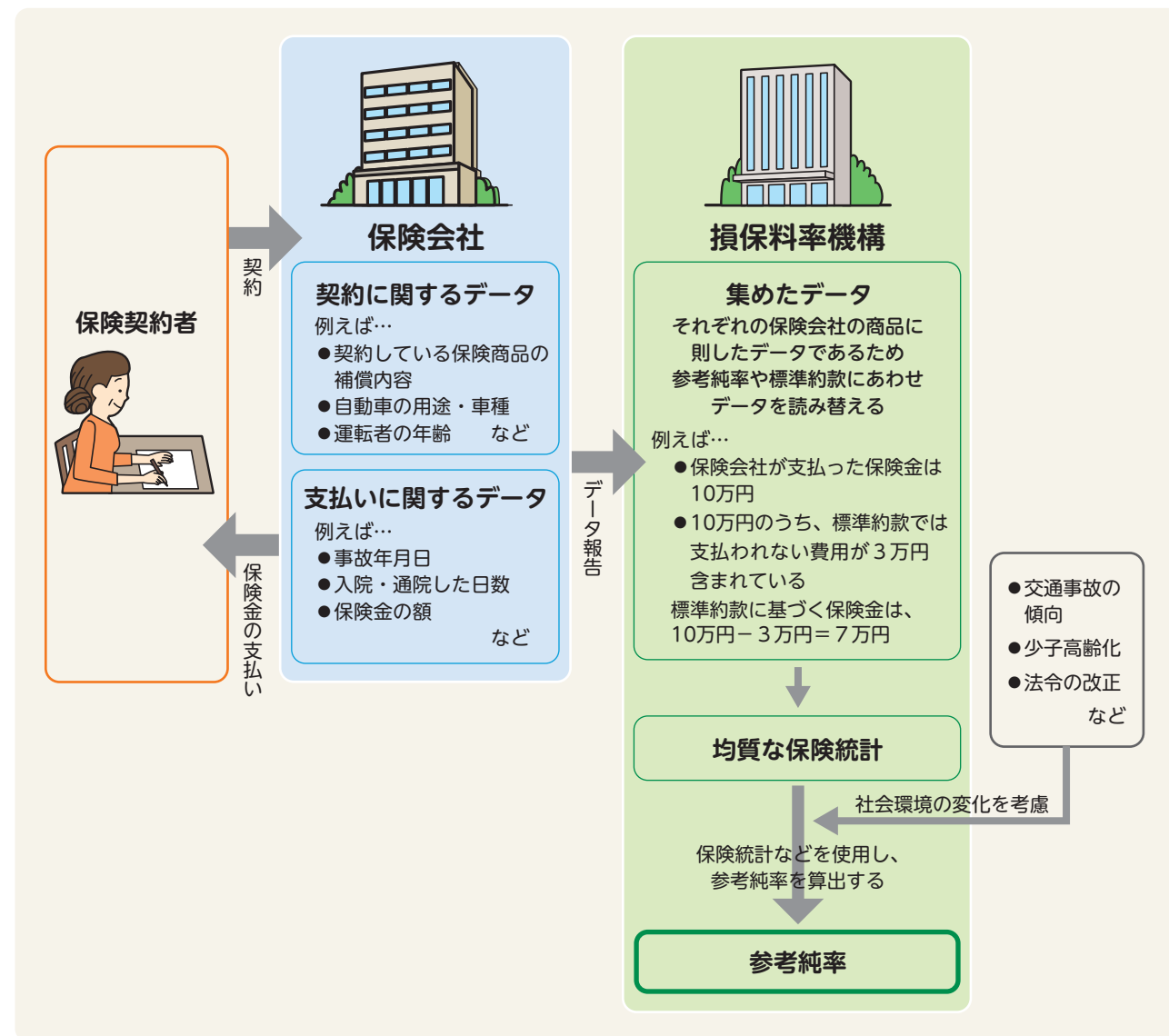
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

←自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正 (例: 消費税率の引上げ) に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

トピックス⑧ 消費税率の引上げによる影響 (P80) も併せてご参照ください。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

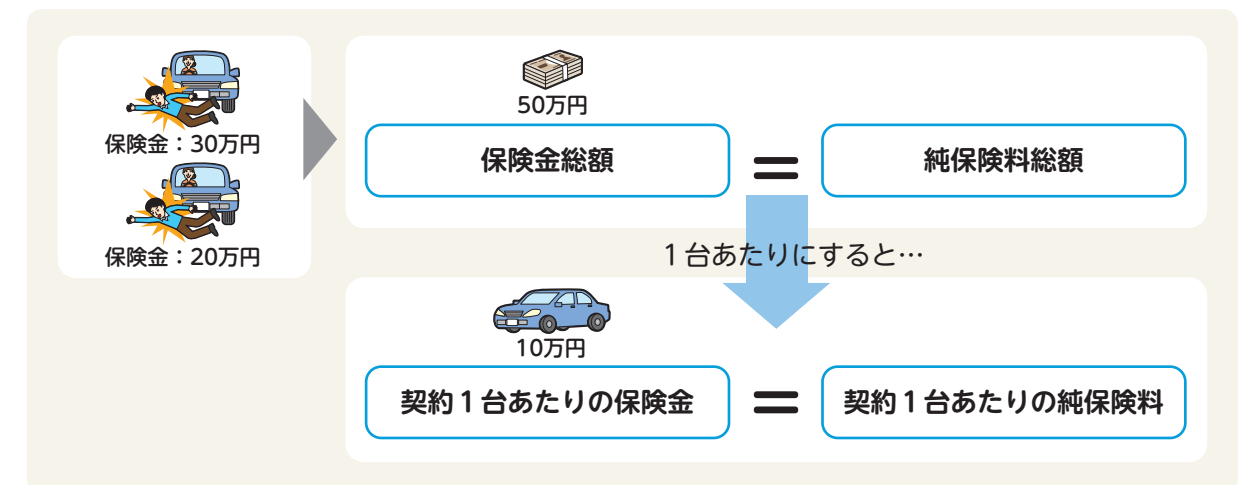
←自動車保険参考純率

収支相等の原則 (1) (2) 保険料率の3つの原則 (P55) 参照) に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

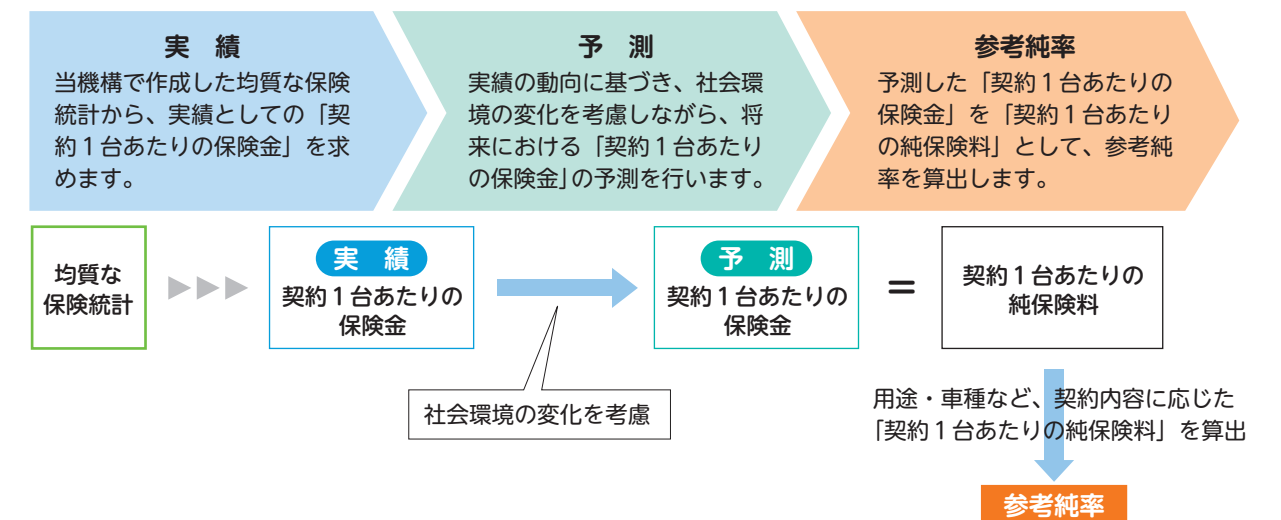
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

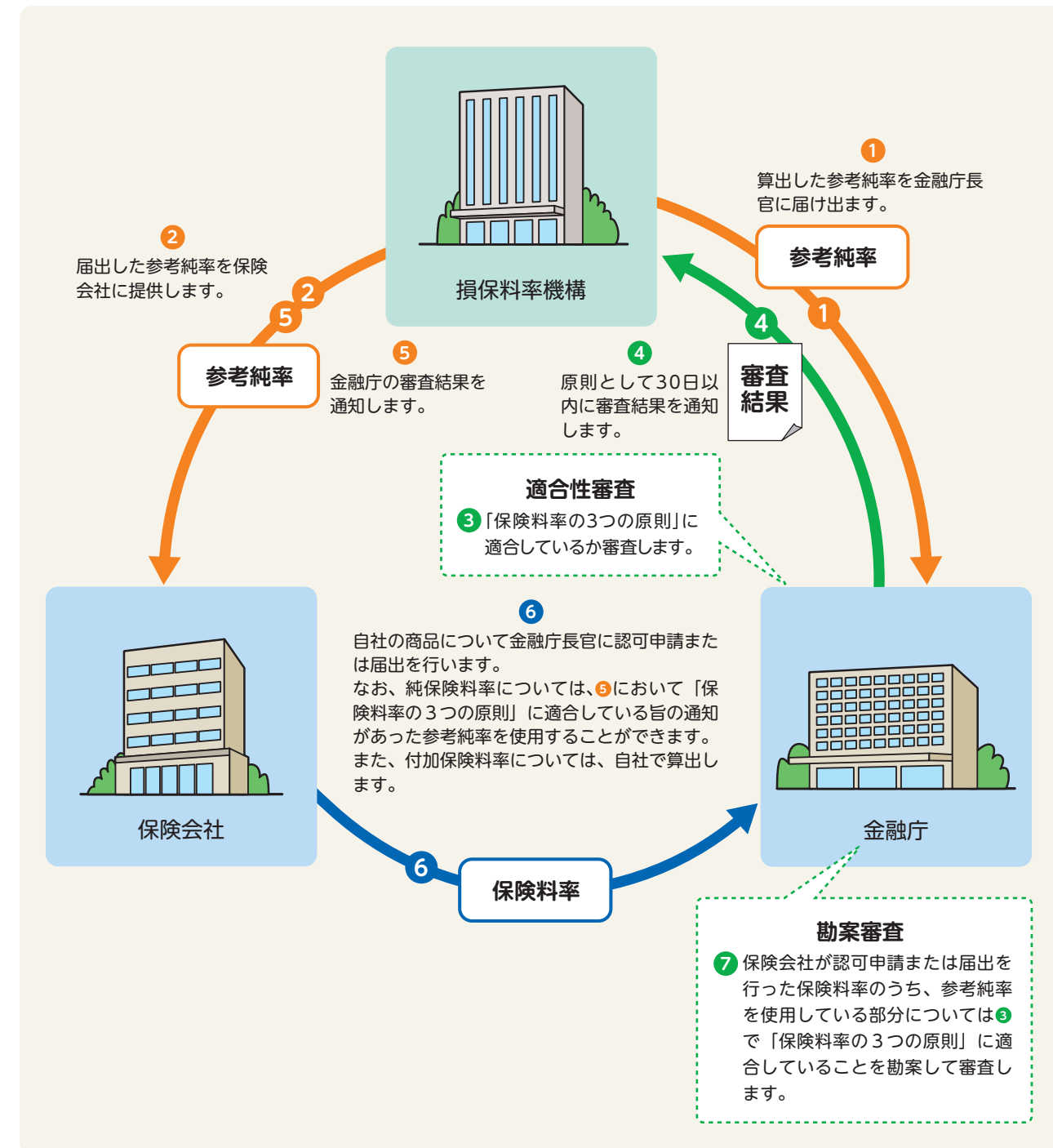
事故率 (事故が起きる確率) × 保険金単価 (1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

←自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の算出後の流れ

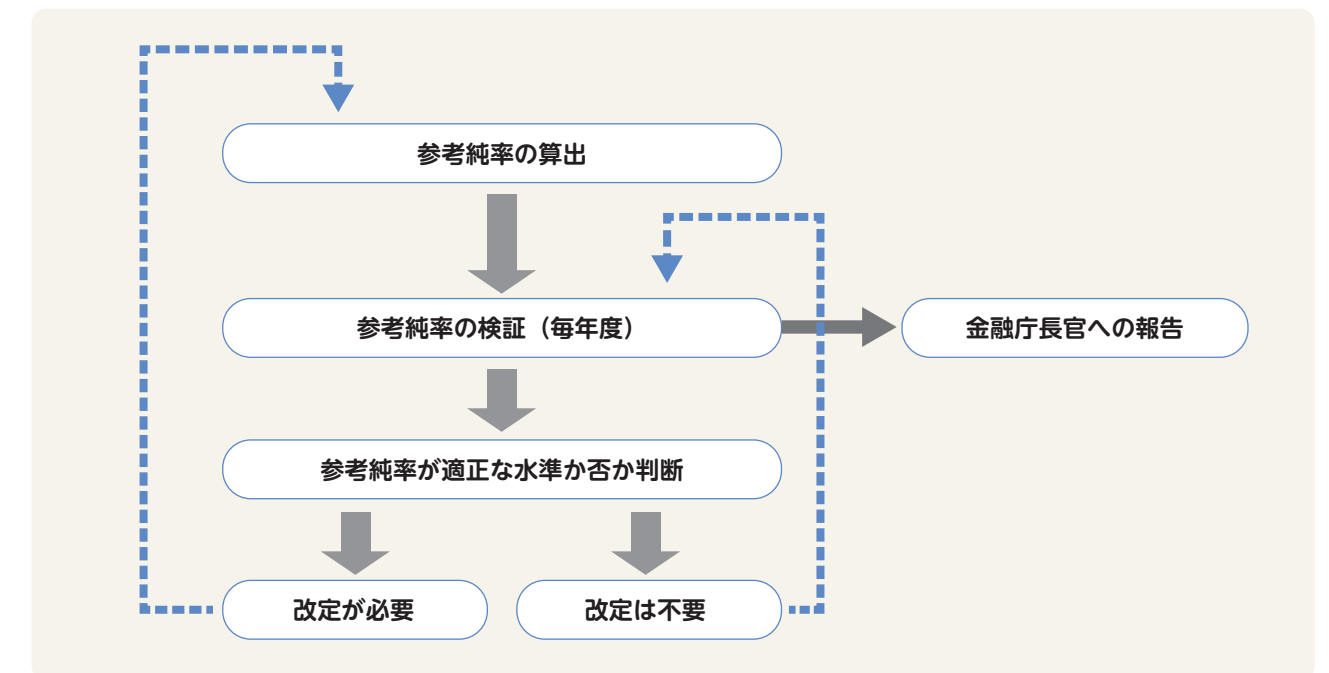


4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

←自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

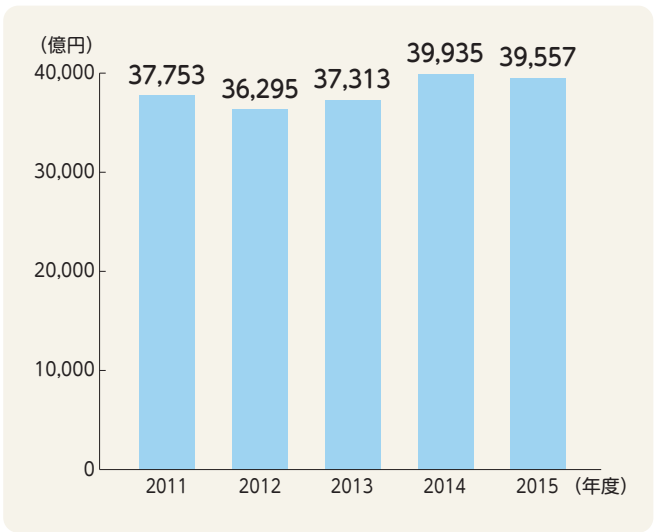
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

（1）保険料の推移

2015年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,557億円となっており、前年度に比べ378億円（0.9%）の減少となりました。

図34 保険料の推移



保険料
図34～35の「保険料」は、第Ⅲ部2自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について
特にことわり書きのない場合は、リトン・ベシスの数値です（以下、同様）。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

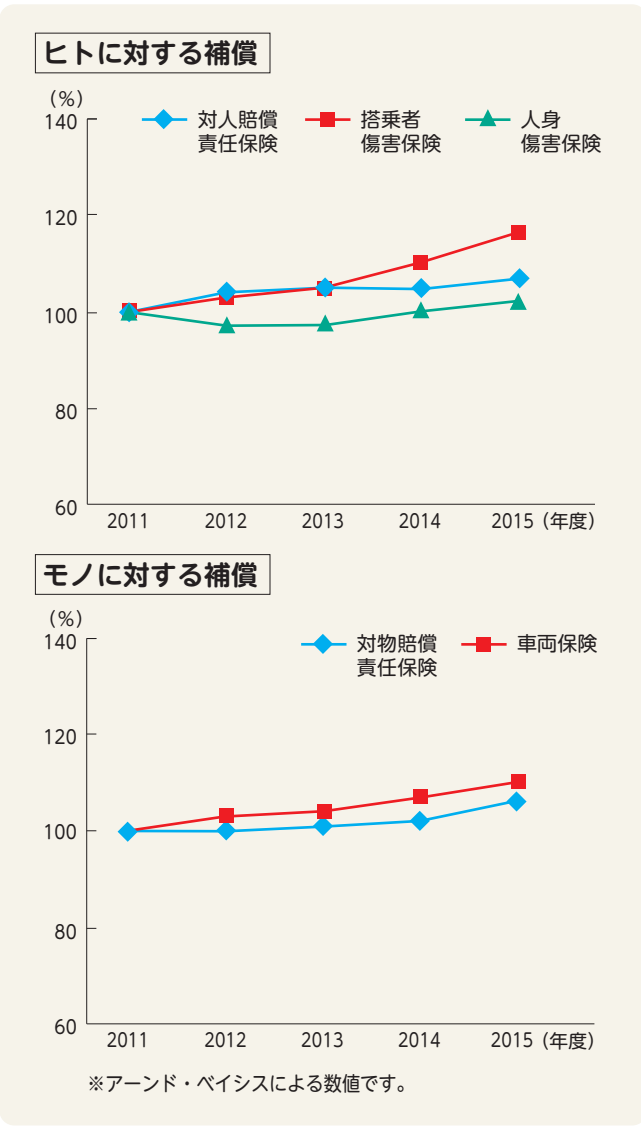
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アールド・ベシス」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベシス」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

（2）契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること）や、保険会社による料率水準の見直しなどにより変動します。

2013年度以降、対人賠償責任保険を除き、概ね増加傾向で推移しています。

図35 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）
（2011年度を100とした場合）



アールド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期にかかわらず、対象年度に経過する保険期間に対応した保険料のことです。
（例）契約者が2人（A・B）だとした場合の2015年度の保険料（アールド・ベシス）

2014年度
契約者A 年間保険料 6万円
2014.10 6ヶ月 3万円

2015年度
契約者B 年間保険料 3万円
2015.8 8ヶ月 2万円

2016年度
4ヶ月 1万円

対象年度

	契約者A	契約者B
保険期間	2014.10-2015.9	2015.8-2016.7
2015年度分	2015.4-2015.9 (6ヶ月)	2015.8-2016.3 (8ヶ月)
年間保険料	6万円	3万円
2015年度分	3万円	2万円

5万円



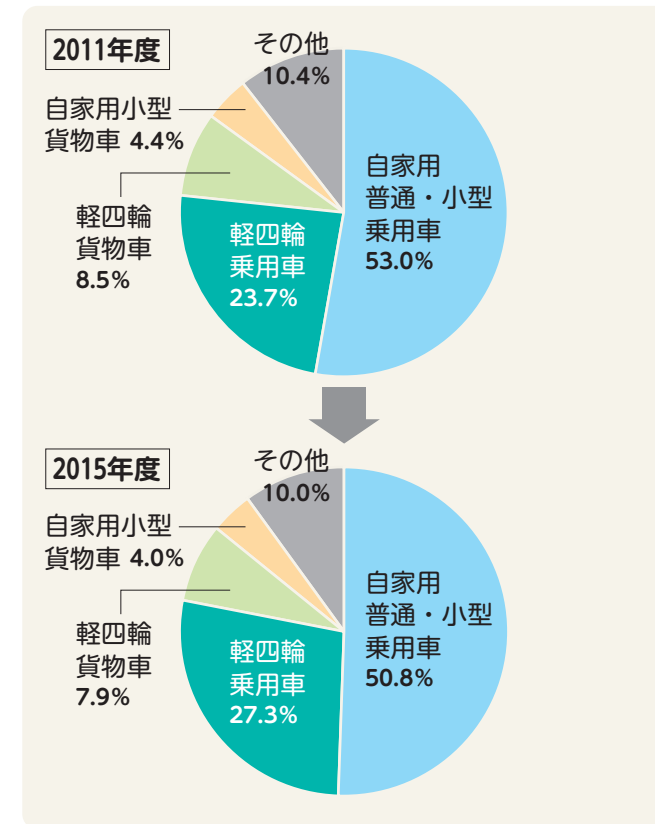
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（第Ⅲ部 2④(4)自動車保険の料率区分 ①自動車の種類－用途・車種－（P57参照））。

近年、軽四輪乗用車が増加し、図36のとおり、全体の4分の1以上を占めるようになっています。

図36 用途・車種の構成割合（対人賠償責任保険）

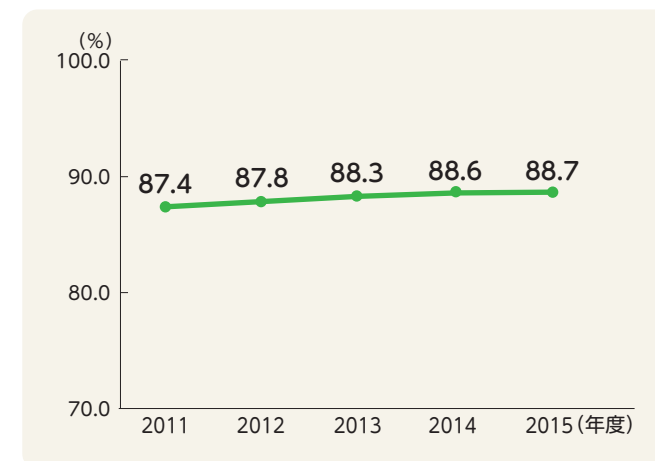


若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります（第Ⅲ部 2④(4)自動車保険の料率区分 ⑤運転者の年齢－年齢条件－（P61参照））。

近年、若年運転者の減少に伴い、図37のとおり、26歳以上補償等の契約の割合が増加しています。

図37 26歳以上補償等契約の割合の推移（対人賠償責任保険）

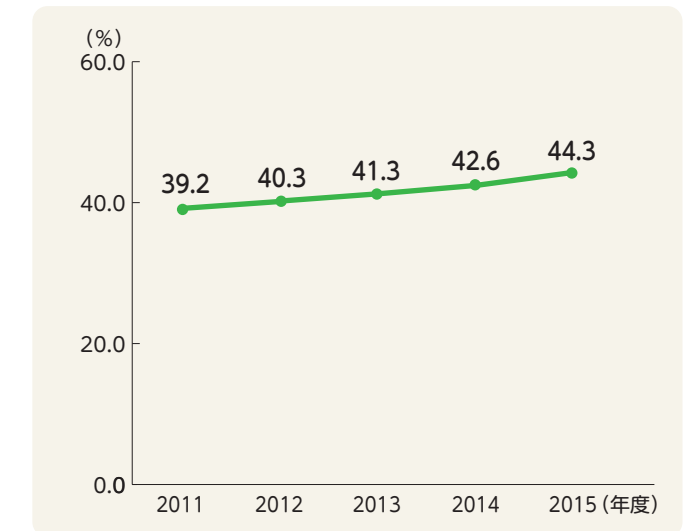


ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、前年の事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（第Ⅲ部 2④(4)自動車保険の料率区分 ⑥過去の事故歴－ノンフリート等級－（P62参照））。

ノンフリート契約者全体でみると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図38のとおり、増加傾向で推移しています。

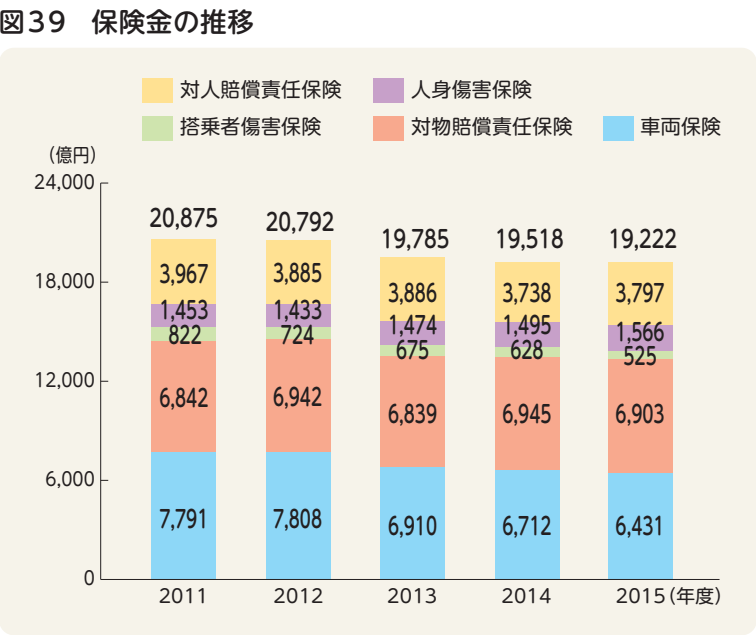
図38 ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の推移（対人賠償責任保険）



2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

2015年度の自動車保険の保険金は、図39のとおり1兆9,222億円となっており、前年度に比べ296億円(1.5%)の減少となりました。



保険金

図39～図42の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

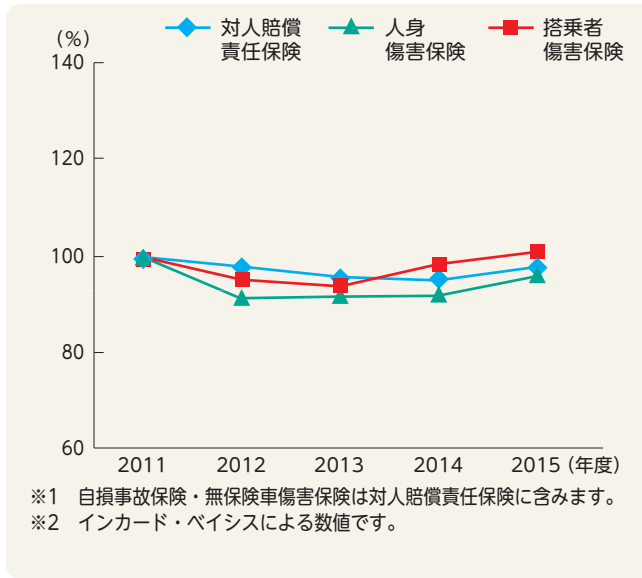
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図40のとおり、対人賠償責任保険・人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は概ね横ばい傾向で推移しています。搭乗者傷害保険の契約1台あたりの保険金は減少傾向で推移していましたが、2014年度以降は増加が見られます。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）（2011年度を100とした場合）



交通事故死傷者数の減少と傷害事故件数の増加

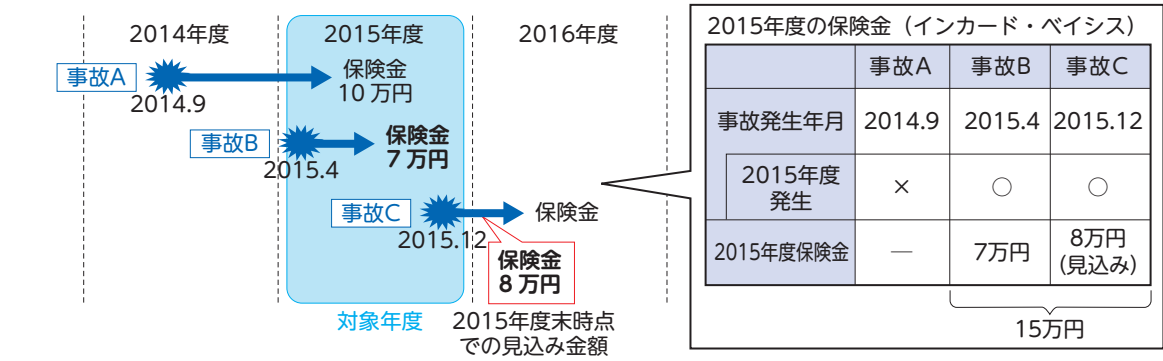
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図6参照）、対人賠償責任保険・人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は概ね横ばいで推移しています。

この要因としては、第Ⅱ部3自賠責保険料率の現況（P23参照）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても保険金を支払うことがあり、このような支払いが増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2015年度の保険金（インカード・ベシス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図41のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の契約1台あたりの保険金は、減少傾向で推移しています。この要因としては、参考純率改定（2011年9月届出）を受けて、各保険会社が2012年度以降に実施したノンフリート等級別料率制度改定に伴い、契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したことが考えられます。また、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）の普及が進んでいることも、事故が減少した要因と考えられます（ASVについては **トピックス⑤**（P77）参照）。

他方、図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。この要因としては、保険金の大部分を占める修理費が増加傾向で推移していることが考えられます。

図41 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2011年度を100とした場合）

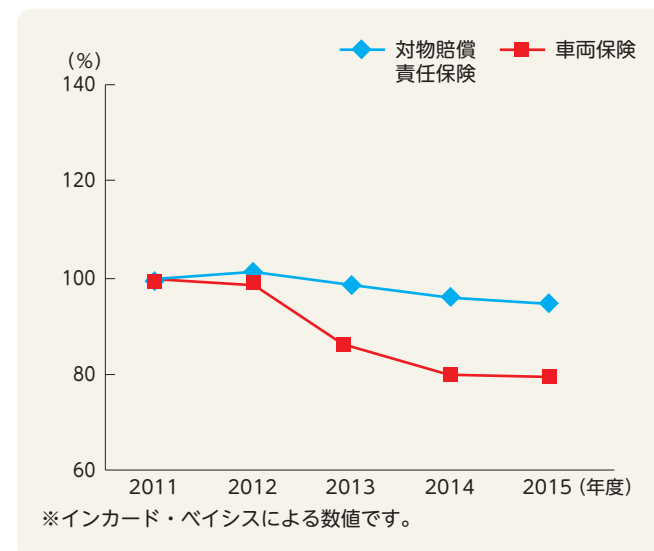
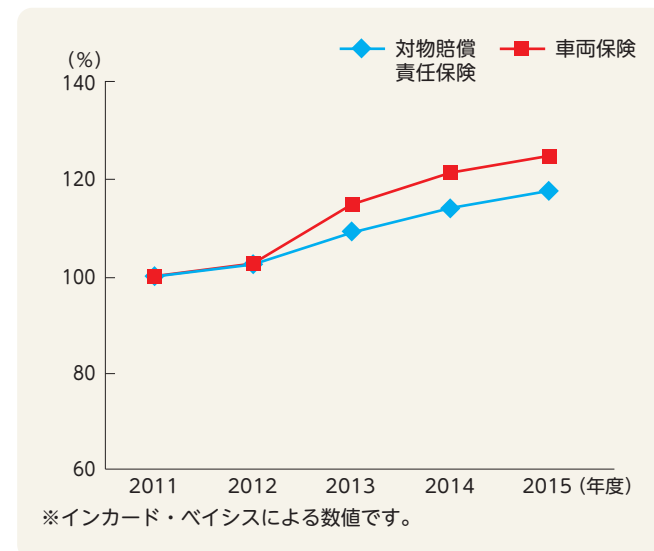


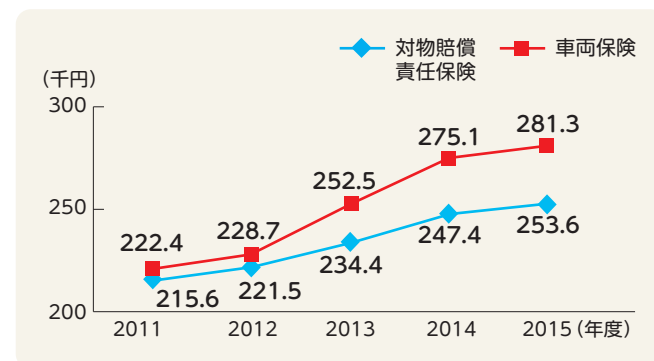
図42 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2011年度を100とした場合）



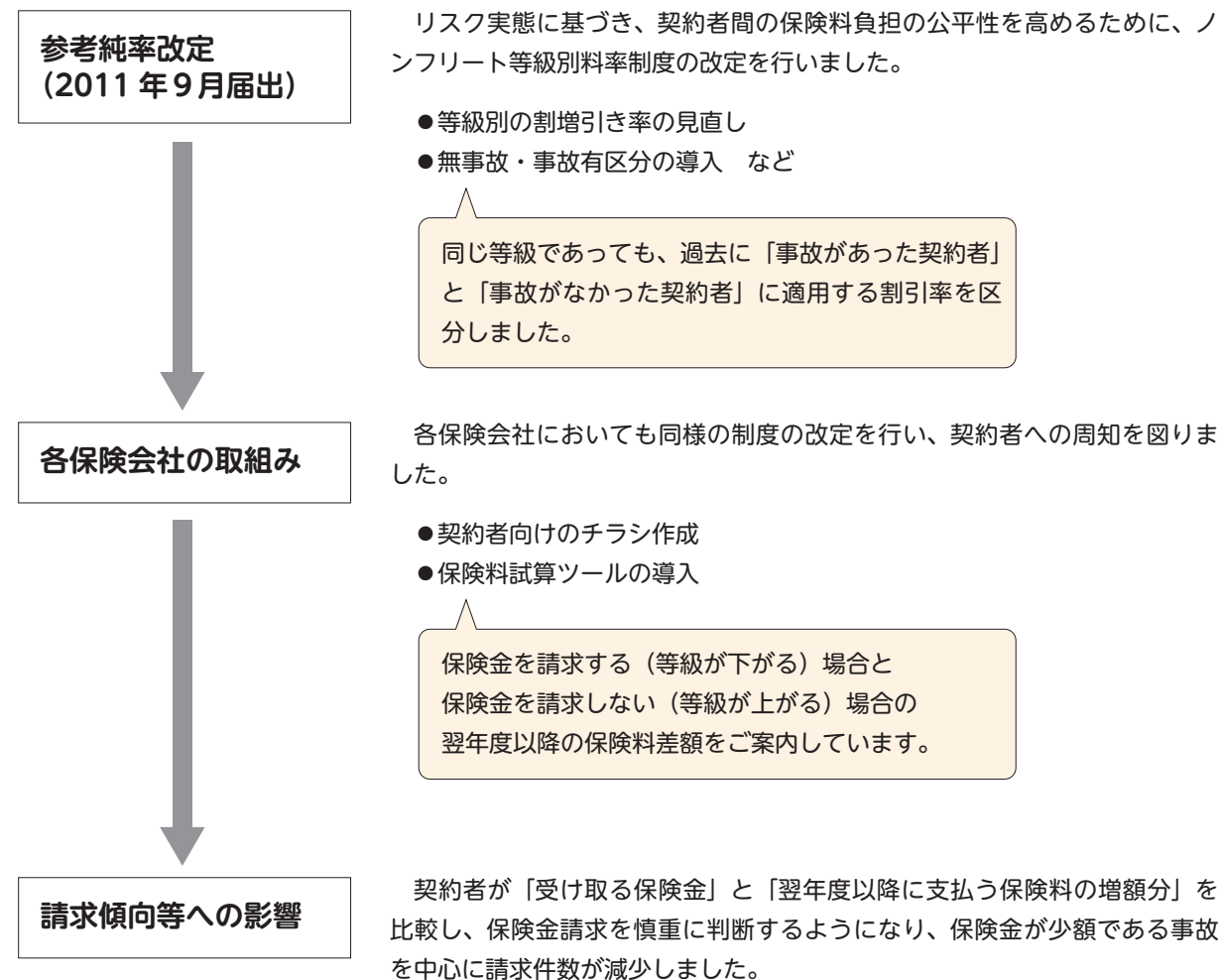
支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図43のとおり概ね増加傾向で推移しています。なお、この点については、ノンフリート等級別料率制度改定に伴い契約者が翌年度以降の保険料負担を考慮して保険金請求を慎重に判断するようになったことにより、少額の保険金請求が減少したこともその一因と考えられます。

図43 支払い1件あたりの修理費の推移



ノンフリート等級別料率制度改定に伴う影響



トピックス 4

軽四輪乗用車への型式別料率クラスの導入について

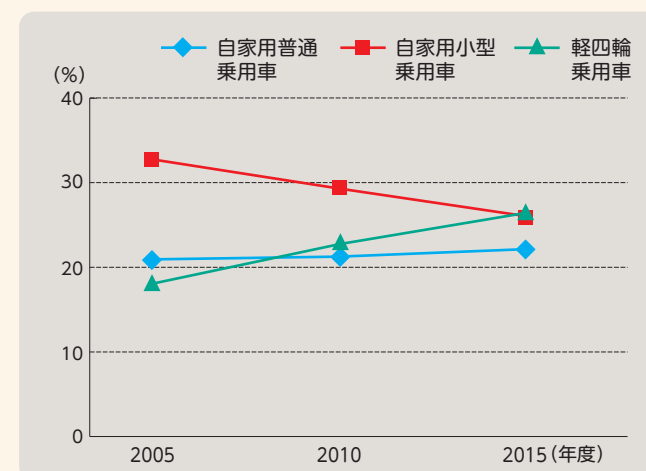
2020年1月1日までに軽四輪乗用車にも型式別料率クラスを導入します。

軽四輪乗用車には、現在、型式別料率クラスを導入していませんが、2020年1月1日までに導入する予定（詳細に関しては検討中）です。

軽四輪乗用車については、市場における保有車両の台数構成比が自家用普通乗用車や自家用小型乗用車と同程度まで拡大してきており（図44）、また、形状・構造・装備・性能等多様化しています。

その結果、軽四輪乗用車についても型式間での保険実績に較差が見られることから、保険料率を型式ごとに適用するクラスにより区分する型式別料率クラスを導入します。

図44 保有車両数総計に占める構成比の推移



※「自動車保有車両数・月報（各年度3月末）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）より作成。

トピックス 5

ASVについて

運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）では、事故の減少や事故時の被害軽減が期待されます。

近年、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（ASV）が多く見られるようになってきました（図45）。

自動車保険への影響としては、今後このようなASVの普及により修理費の増加も懸念されるものの、これを上回る事故の減少や事故時の被害軽減につながることを期待されます。

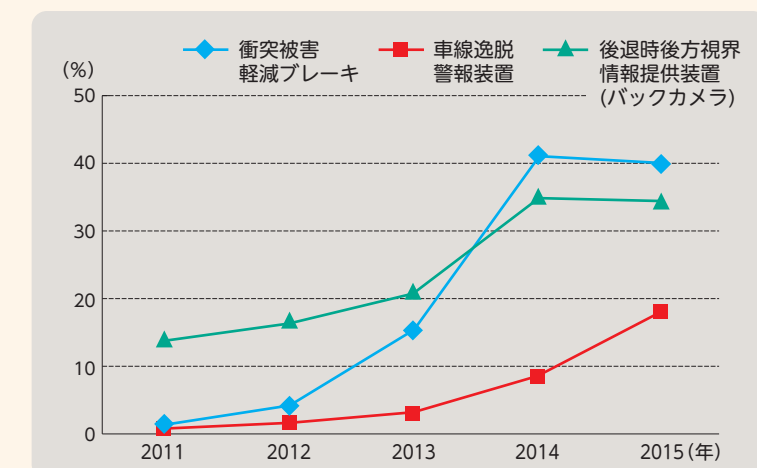
衝突被害軽減ブレーキは特に普及が進んでおり、交通事故軽減効果の大きい技術であるとされています。また、保険実績においても、衝突被害軽減ブレーキが装着された自動車は装着されていない自動車に比べリスクが軽減していることが確認できました。以上のことから参考純率においては、2018年1月1日より、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無別の料率区分を設けます。

その他のASV技術についても、データ収集を行ったうえでリスク軽減効果の確認を行っていきます。

ASVとは

Advanced Safety Vehicle（先進安全自動車）の略であり、運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。

図45 生産台数に対する各種ASV技術装着率の推移



※1 「ASV技術普及状況調査」（国土交通省）より作成。

※2 装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

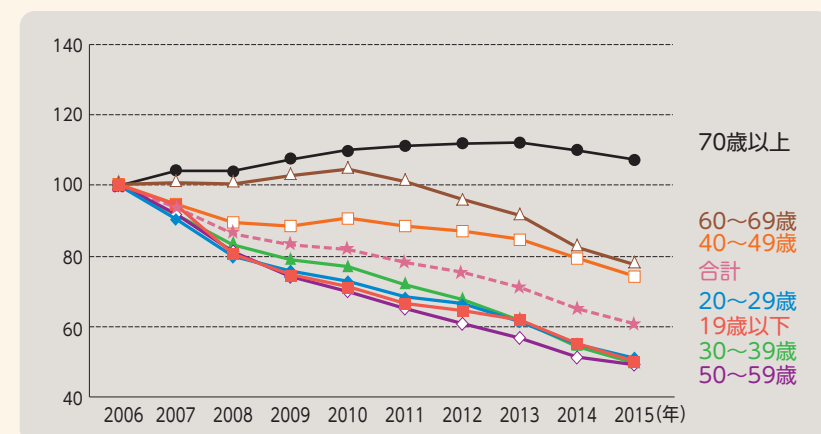
トピックス 6

交通事故にみる高齢運転者の実態

交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢化の影響により70歳以上の運転者による交通事故件数は増加しています。

近年、交通事故件数は減少傾向にありますが、図46のとおり2006年の交通事故件数を100とした場合の運転者の年齢層別交通事故の動向をみると、高齢化の影響を受けて、70歳以上の運転者による交通事故は高い数値で推移しています。また、60～69歳の運転者による交通事故は減少傾向にありますが、年齢層別合計の交通事故の減少に比べると、その減少は小幅なものとなっています。

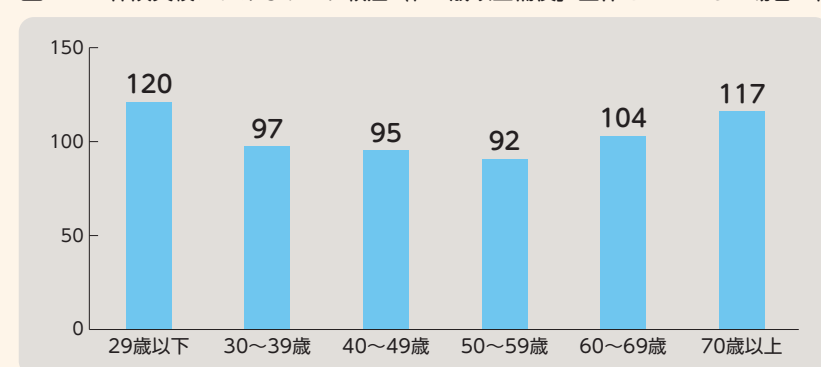
図46 運転者の年齢層別交通事故件数の推移（各年12月末）
（2006年の交通事故件数を100とした場合）



※「平成27年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）より作成。

実際、図47のとおり「保険実績におけるリスク較差」を見てみると、70歳以上の運転者のリスクは29歳以下の運転者と同様に高く、60～69歳の運転者のリスクも相対的に高くなっています。

図47 保険実績におけるリスク較差（「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）



※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（2013～2015年度の累計値、機構統計より作成）。
なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している（詳細は第Ⅲ部 2-1(4)自動車保険の料率区分 ⑤運転者の年齢・年齢条件—（P61）を参照）。

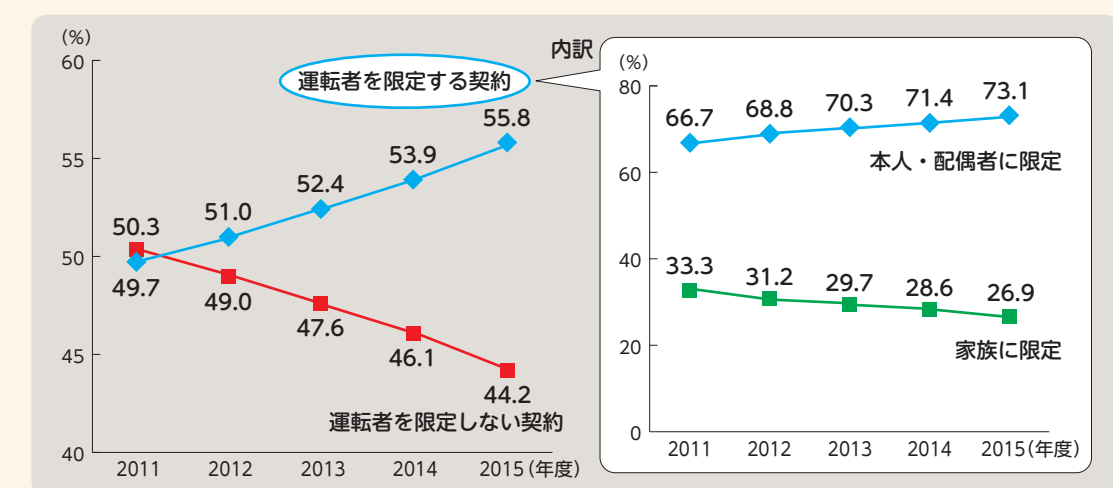
トピックス 7

運転者を限定する契約の変化

世帯構成の変化やライフスタイルの変化等にもとない、運転者を限定する契約の付帯状況が変化してきています。

世帯構成の変化やライフスタイルの変化等により、図48のとおり運転者を限定する契約は年々増加しています。さらに、運転者を限定する契約の内訳をみると、本人・配偶者に限定する契約の割合は増加している一方、家族に限定する契約の割合は減少傾向で推移しています。

図48 運転者を限定する契約と限定しない契約の構成割合（対人賠償責任保険）



トピックス 8

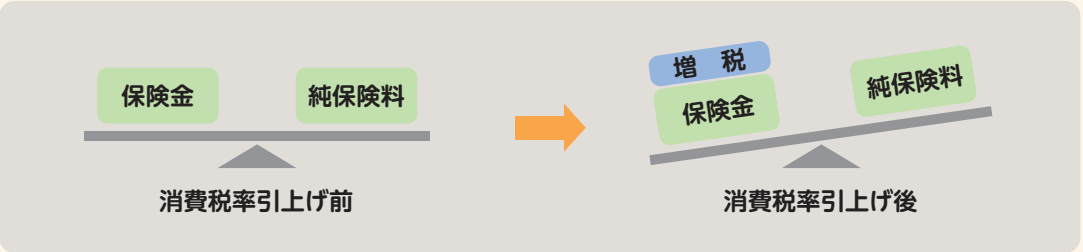
消費税率の引上げによる影響

2014年4月にこれまで5%だった消費税率が8%に引き上げられました。また、2019年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定です。

自動車保険に限らず、保険料は非課税であるため、消費税率引上げと自動車保険料は一見関係がないように思えます。しかし、保険会社が支払う保険金や経費の一部には消費税がかかっているため、消費税率の引上げは自動車保険にも影響を及ぼします。

(1) 純保険料率への影響

自動車保険の純保険料は、保険金と等しくなるように設定されていますが、保険金の一部の費目には消費税がかかるため、消費税率が引き上げられると保険金が増え、純保険料は不足することになります。



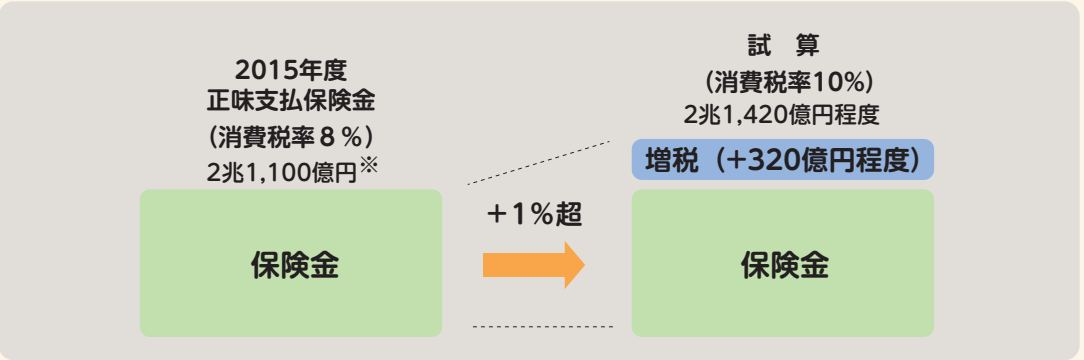
保険金に占める課税対象費目は下表のとおり各保険によって異なっており、搭乗者傷害保険は定額払いであるため影響は小さく、対物賠償責任保険や車両保険については修理費が保険金の多くを占めているため影響は大きくなります。

	課 税 対 象 費 目
対人賠償責任保険	治療費の一部、通院費、付帯費用など
人 身 傷 害 保 険	(逸失利益、慰謝料（精神的損害）、休業損害などには影響が及びません。)
搭 乗 者 傷 害 保 険	付帯費用のみ
対物賠償責任保険	修理費、代車等、付帯費用など
車 両 保 険	修理費、車両取得費用、付帯費用など

付帯費用

保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

自動車保険全体では、消費税率が8%から10%に引き上げられることによって+1%超の影響が見込まれ、保険金は320億円程度増加すると見込まれます。



※「平成28年版インシュアランス損害保険統計号」（株式会社 保険研究所）より作成。

(2) 付加保険料率への影響

付加保険料のうち、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、付加保険料にも消費税率引上げの影響が及びます。

memo

自賠償保険への影響

■純保険料率への影響：消費税率の引上げによって純保険料が不足することになりますが、影響を受ける範囲は、治療費の一部や通院費など限定的なものとなります。

■付加保険料率への影響：自動車保険と同様、保険会社の物件費や代理店手数料などには消費税がかかるため、消費税率引上げの影響が及びます。

第Ⅳ部

くるまに関する 保険関連の統計

1 自賠責保険統計	84
2 自動車保険統計	100
3 関連情報	
Ⅰ 共済関係	132
Ⅱ 交通事故関係	138
Ⅲ 自動車保有登録関係	146
Ⅳ 法令関係	150

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死 亡	
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1986	30,282,341 (6.2)	1,041,638,176 (12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927 (1.4)	1,051,432,091 (0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988 (6.8)	1,138,721,651 (8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548 (0.4)	1,173,345,534 (3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028 (4.5)	1,217,597,602 (3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△ 8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△ 2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△ 7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△ 0.1)	979,729,851 (△ 8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△ 1.2)	964,554,584 (△ 1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△ 0.1)	996,798,683 (△ 0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△ 0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△ 0.9)	1,199,455,126 (△ 1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△ 3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△ 1.0)	1,138,071,480 (△ 1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△ 7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△ 7.7)	811,706,485 (△ 7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△ 1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△ 3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△ 0.2)	1,025,949,786 (△ 0.8)	3,639	90,941,312

※1 1986年度以降の（ ）内の数値は、対前年度増減率を示します。
※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件 %	千円 %	
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	1985
856,763	555,814,863	866,649 (1.2)	747,875,075 (2.3)	1986
852,883	536,629,865	862,313 (△ 0.5)	723,185,079 (△ 3.3)	1987
846,753	510,805,309	856,711 (△ 0.6)	706,637,907 (△ 2.3)	1988
883,751	508,980,082	894,388 (4.4)	718,141,654 (1.6)	1989
895,170	523,568,377	906,227 (1.3)	742,913,545 (3.4)	1990
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)	1991
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)	1992
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)	1993
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△ 0.1)	1994
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)	1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)	1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)	1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)	1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)	1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)	2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)	2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)	2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (△ 0.0)	2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△ 2.1)	886,323,611 (△ 4.0)	2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△ 0.2)	862,088,481 (△ 2.7)	2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△ 4.2)	824,431,363 (△ 4.4)	2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)	2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△ 2.5)	812,861,900 (△ 1.9)	2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△ 0.9)	799,756,058 (△ 1.6)	2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△ 0.5)	2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)	2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△ 0.1)	799,990,498 (△ 0.7)	2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)	2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△ 2.6)	796,221,579 (△ 1.4)	2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△ 0.2)	2015

第2表 自賠責保険車種別収支〈2015年度〉

	車種		契 約		支	
			台数	保 険 料	死 亡	
					件数	保 険 金
			台	千円	件	千円
1	乗 合 自 動 車		221, 837	8, 668, 551	33	820, 738
2	乗用自動車	営業用	232, 067	23, 893, 951	68	1, 813, 175
3		自家用	17, 128, 851	485, 658, 613	1, 457	36, 282, 232
4	普通貨物	営業用	958, 802	46, 154, 543	411	10, 730, 827
5	自 動 車	自家用	1, 236, 179	38, 541, 149	166	4, 033, 524
6	小型貨物	営業用	66, 523	2, 081, 558	16	356, 140
7	自 動 車	自家用	2, 797, 181	50, 636, 949	251	6, 216, 387
8	小型二輪および軽自動車		12, 958, 839	334, 567, 508	1, 105	27, 256, 832
9	特殊および緊急自動車		372, 026	3, 711, 042	20	525, 766
10	商品自動車		75, 105	827, 575	1	30, 077
11	特種用途自動車		349, 133	8, 161, 138	44	1, 145, 855
12	被けん引自動車		188, 530	873, 251	1	18, 000
13	原動機付自転車		1, 975, 486	22, 173, 957	66	1, 711, 758
14	合 計		38, 560, 559	1, 025, 949, 786	3, 639	90, 941, 312

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 險 金	件 数	保 險 金	
件	千円	件	千円	
8, 175	5, 043, 893	8, 208	5, 864, 631	1
32, 387	19, 392, 058	32, 455	21, 205, 234	2
573, 194	344, 204, 994	574, 651	380, 487, 226	3
33, 401	26, 964, 356	33, 812	37, 695, 183	4
19, 684	13, 972, 405	19, 850	18, 005, 929	5
2, 044	1, 395, 161	2, 060	1, 751, 301	6
59, 688	38, 900, 069	59, 939	45, 116, 456	7
401, 147	235, 476, 734	402, 252	262, 733, 566	8
1, 759	1, 621, 937	1, 779	2, 147, 703	9
326	197, 761	327	227, 838	10
5, 441	3, 813, 962	5, 485	4, 959, 817	11
2	1, 246	3	19, 246	12
19, 822	12, 886, 038	19, 888	14, 597, 796	13
1, 157, 070	703, 870, 613	1, 160, 709	794, 811, 925	14

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2015年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,699,017	46,222,915	39,740	26,175,390
青森	474,608	12,904,304	8,044	5,534,864
岩手	445,717	12,177,699	7,165	4,538,781
宮城	808,409	21,880,119	21,948	14,155,536
秋田	302,067	8,300,720	5,193	2,978,835
山形	401,133	10,892,105	8,603	4,889,193
福島	721,117	19,595,373	17,991	10,539,947
茨城	1,227,285	33,114,017	36,539	26,368,269
栃木	805,215	21,773,391	24,027	16,831,293
群馬	808,816	21,995,791	28,025	19,798,887
埼玉	2,025,347	54,309,295	62,446	45,944,423
千葉	1,774,796	47,364,687	55,008	40,668,240
東京都	2,311,081	62,514,172	73,724	52,388,215
神奈川県	2,121,095	54,915,598	59,241	44,006,952
新潟	864,618	23,270,963	17,386	10,722,289
富山	424,105	11,519,099	11,488	6,583,473
石川	423,828	11,607,375	12,024	6,534,718
福井	302,506	8,242,629	9,559	5,141,149
山梨	311,414	8,366,627	9,536	6,533,121
長野	827,638	22,439,190	17,680	10,099,090
岐阜	800,363	21,507,374	24,992	16,461,467
静岡	1,430,213	38,095,283	44,128	31,540,767
愛知	2,534,835	68,881,927	80,788	51,705,066
三重	699,691	18,784,876	20,875	14,501,744

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都 道 府 県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	467,483	12,672,599	15,088	9,885,898
京都	722,951	19,076,761	24,828	17,922,314
大阪	2,061,486	54,077,280	75,795	56,950,805
兵庫	1,504,588	39,839,750	49,243	36,441,265
奈良	400,275	10,666,554	13,568	9,087,201
和歌山	356,912	9,312,721	11,443	8,294,823
鳥取	207,529	5,663,079	4,914	2,470,110
島根	189,426	5,199,836	3,892	1,854,553
岡山	717,050	19,503,690	26,935	16,284,044
広島	920,243	24,636,171	27,511	18,233,951
山口	475,589	12,937,339	13,471	8,264,912
徳島	293,067	7,820,503	10,004	5,974,126
香川	362,033	9,699,356	14,440	9,354,955
愛媛	472,482	12,367,233	15,032	10,546,127
高知	221,843	5,847,144	5,653	3,511,667
福岡	1,570,707	42,291,717	64,988	48,647,667
佐賀	279,349	7,554,918	10,579	7,814,819
長崎	386,901	10,297,246	11,767	8,424,580
熊本	628,761	16,731,157	20,490	12,331,396
大分	388,906	10,468,939	11,062	6,626,098
宮崎	329,930	8,993,069	10,561	7,264,036
鹿児島	474,938	12,723,359	12,104	8,070,379
沖縄	459,153	5,812,040	10,165	4,949,373
離島	124,043	1,081,797	1,026	965,119
合 計	38,560,559	1,025,949,786	1,160,709	794,811,925

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。
※2 1970年度は、沖縄県を含みません。
※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。
※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2016年3月末）

都 道 府 県	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	台	台	台
北海道	47,238	6,409	53,647
青森	22,753	9,740	32,493
岩手	27,282	14,891	42,173
宮城	70,542	9,903	80,445
秋田	10,763	7,738	18,501
山形	19,415	10,667	30,082
福島	38,532	13,687	52,219
茨城	82,159	9,889	92,048
栃木	50,627	12,513	63,140
群馬	48,101	10,777	58,878
埼玉	276,624	28,110	304,734
千葉	233,196	13,046	246,242
東京都	467,278	11,282	478,560
神奈川県	549,340	29,136	578,476
新潟	54,989	20,024	75,013
富山	15,235	3,777	19,012
石川	21,130	4,148	25,278
福井	11,937	2,914	14,851
山梨	34,415	19,219	53,634
長野	48,955	27,269	76,224
岐阜	41,034	9,577	50,611
静岡	195,296	35,015	230,311
愛知	203,596	44,511	248,107
三重	70,311	18,706	89,017
滋賀	54,523	17,621	72,144
京都	257,498	13,862	271,360
大阪	629,680	19,360	649,040
兵庫	336,385	32,642	369,027
奈良	92,637	29,751	122,388
和歌山	108,267	38,550	146,817
鳥取	11,012	3,327	14,339
島根	13,668	11,540	25,208
岡山	86,752	23,462	110,214
広島	200,209	33,647	233,856
山口	47,010	17,517	64,527
徳島	41,247	9,973	51,220
香川	53,552	13,847	67,399
愛媛	123,126	33,153	156,279
高知	50,608	21,051	71,659
福岡	212,091	28,345	240,436
佐賀	22,862	9,919	32,781
長崎	75,217	13,342	88,559
熊本	96,343	19,365	115,708
大分	46,221	16,970	63,191
宮崎	31,389	17,866	49,255
鹿児島	65,533	28,717	94,250
沖縄	103,810	17,858	121,668
離島	42,619	33,522	76,141
合 計	5,443,007	878,155	6,321,162

※1 自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。
※2 付保台数および加入台数は、2016年3月末現在の有効契約台数です。
※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	44,479	100	45,954	103	47,378	107	45,989	103	43,653	98
青森	9,107	100	8,886	98	9,163	101	8,431	93	8,084	89
岩手	7,251	100	7,179	99	7,528	104	7,192	99	6,996	96
宮城	25,528	100	27,917	109	28,202	110	26,850	105	26,438	104
秋田	5,349	100	5,262	98	5,196	97	5,118	96	5,048	94
山形	9,545	100	9,190	96	9,694	102	9,096	95	8,696	91
福島	17,801	100	18,279	103	18,643	105	18,301	103	17,969	101
茨城	35,985	100	37,116	103	36,993	103	36,072	100	37,259	104
栃木	22,877	100	23,579	103	24,607	108	24,813	108	24,398	107
群馬	29,525	100	29,676	101	30,598	104	29,438	100	30,143	102
埼玉	59,972	100	58,669	98	58,453	97	57,284	96	58,968	98
千葉	54,166	100	53,773	99	53,972	100	52,551	97	53,058	98
東京都	144,858	100	147,133	102	150,776	104	154,995	107	157,732	109
神奈川県	72,049	100	71,115	99	70,412	98	67,640	94	63,175	88
新潟	19,226	100	19,222	100	19,391	101	18,347	95	18,029	94
富山	12,292	100	11,661	95	11,920	97	11,264	92	10,974	89
石川	12,356	100	11,910	96	12,388	100	12,009	97	13,011	105
福井	9,683	100	9,828	101	9,921	102	9,646	100	9,518	98
山梨	9,960	100	10,021	101	10,432	105	9,990	100	9,997	100
長野	18,635	100	18,034	97	18,592	100	18,065	97	17,985	97
岐阜	23,148	100	23,525	102	24,507	106	24,140	104	24,530	106
静岡	47,563	100	47,954	101	47,385	100	46,123	97	45,629	96
愛知	90,049	100	90,895	101	94,127	105	93,341	104	94,548	105
三重	19,762	100	20,374	103	20,780	105	20,562	104	21,325	108
滋賀	14,197	100	13,756	97	14,337	101	14,042	99	14,306	101
京都	27,644	100	27,386	99	26,794	97	25,696	93	26,263	95
大阪	105,867	100	105,799	100	107,558	102	105,514	100	107,978	102
兵庫	49,723	100	48,347	97	48,691	98	49,170	99	49,390	99
奈良	13,197	100	12,937	98	13,169	100	13,135	100	13,087	99
和歌山	12,667	100	12,140	96	12,758	101	12,775	101	12,205	96
鳥取	5,255	100	4,981	95	5,123	97	4,649	88	4,688	89
島根	4,536	100	4,059	89	4,403	97	4,435	98	4,075	90
岡山	28,766	100	27,856	97	28,285	98	28,122	98	28,897	100
広島	32,472	100	31,424	97	32,975	102	31,746	98	31,786	98
山口	14,455	100	14,088	97	14,418	100	13,868	96	13,958	97
徳島	11,177	100	10,791	97	11,123	100	10,653	95	10,415	93
香川	15,699	100	15,650	100	16,171	103	16,216	103	15,083	96
愛媛	17,242	100	16,244	94	17,299	100	17,227	100	16,472	96
高知	6,396	100	6,182	97	6,294	98	6,130	96	6,169	96
福岡	75,949	100	74,979	99	78,923	104	78,120	103	79,301	104
佐賀	9,757	100	9,767	100	10,192	104	9,693	99	9,785	100
長崎	11,818	100	11,712	99	12,482	106	11,480	97	11,739	99
熊本	20,524	100	20,560	100	20,994	102	20,710	101	20,408	99
大分	11,052	100	11,140	101	11,187	101	11,244	102	11,207	101
宮崎	11,965	100	11,618	97	12,147	102	11,312	95	11,227	94
鹿児島	13,569	100	13,418	99	13,859	102	13,220	97	12,585	93
沖縄	9,000	100	9,773	109	10,371	115	10,457	116	9,929	110
合計	1,324,093	100	1,321,759	100	1,350,611	102	1,326,871	100	1,328,116	100

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2011年度を100としたものです。

※3 2011年3月の東日本大震災により、一時的に閉鎖した調査事務所に送付されるべき事案は、本部において臨時の処理を行いました。その際、福島調査事務所のコードを暫定的に使用したことから、閉鎖した調査事務所の受付件数（2011年3月および4月分の一部）を福島調査事務所の件数として計上しています。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2015年度〉

都道府県	総診療費		平均診療費		診療期間	診療実日数
	総診療費	件数		指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	9,197,764	40,440	227,442	93	65.6	16.8
青森	1,861,639	7,931	234,729	96	59.1	17.3
岩手	1,556,924	7,368	211,309	87	50.5	12.5
宮城	4,875,425	22,613	215,603	88	69.4	17.9
秋田	1,025,658	5,134	199,778	82	57.3	13.8
山形	1,894,110	8,864	213,686	88	64.0	18.1
福島	3,498,479	18,957	184,548	76	56.1	15.2
茨城	8,743,410	37,223	234,893	96	75.2	20.5
栃木	5,552,358	24,974	222,326	91	69.4	18.8
群馬	6,887,976	28,565	241,133	99	76.5	24.2
埼玉	13,864,316	61,145	226,745	93	70.5	18.2
千葉	14,311,428	55,857	256,215	105	75.2	20.2
東京都	17,815,531	74,462	239,257	98	74.4	17.8
神奈川県	15,364,196	58,102	264,435	108	79.8	20.1
新潟	3,596,069	17,462	205,937	84	62.0	15.1
富山	1,902,579	11,873	160,244	66	46.0	11.0
石川	1,908,889	12,060	158,283	65	43.4	11.2
福井	1,753,065	9,901	177,059	73	47.7	13.1
山梨	2,481,080	10,519	235,867	97	72.7	21.1
長野	3,399,266	18,270	186,057	76	60.8	14.1
岐阜	5,478,150	24,543	223,206	92	64.8	18.5
静岡	11,793,875	45,323	260,218	107	75.2	21.8
愛知	19,007,851	81,122	234,312	96	71.1	19.3
三重	5,794,654	21,788	265,956	109	75.0	22.9
滋賀	3,481,501	16,274	213,930	88	66.7	17.8
京都	6,156,555	24,953	246,726	101	78.3	19.8
大阪	20,363,173	73,582	276,741	113	80.9	21.2
兵庫	14,607,372	50,931	286,807	118	79.2	23.0
奈良	3,135,795	13,380	234,364	96	75.4	18.7
和歌山	3,133,935	11,400	274,907	113	74.6	22.6
鳥取	1,029,429	5,027	204,780	84	57.6	15.9
島根	771,610	3,934	196,139	80	48.2	11.9
岡山	6,603,304	27,830	237,273	97	70.2	21.5
広島	6,852,842	27,688	247,502	101	64.9	20.4
山口	3,133,452	13,794	227,160	93	53.5	18.3
徳島	2,230,529	10,154	219,670	90	53.1	16.4
香川	3,551,958	14,957	237,478	97	65.9	22.0
愛媛	4,496,380	15,616	287,934	118	69.2	23.0
高知	1,475,504	5,803	254,266	104	54.4	15.0
福岡	19,031,912	65,956	288,555	118	69.5	24.6
佐賀	3,170,247	11,572	273,958	112	63.0	24.1
長崎	3,378,590	11,562	292,215	120	72.0	24.2
熊本	5,147,736	21,251	242,235	99	58.5	19.2
大分	2,830,153	11,276	250,989	103	58.4	19.1
宮崎	2,926,309	10,927	267,805	110	70.8	27.5
鹿児島	3,498,164	12,695	275,554	113	59.7	20.4
沖縄	2,163,279	10,620	203,699	84	57.2	12.4
合計	286,734,423	1,175,678	243,889	100	70.0	19.7

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が医療機関に受診した場合を1件として集計しています。従って、同一年度内に複数の医療機関に受診した場合でも1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第 8 表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2015年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	個	個	個	個	個	個	個	個
頭 顔 部	164, 179 (73. 1)	17, 309 (7. 7)	16, 607 (7. 4)	1, 439 (0. 6)	5, 992 (2. 7)	22 (0. 0)	19, 174 (8. 5)	224, 722 (100. 0)
頸 部	749, 904 (96. 7)	0 (0. 0)	3, 409 (0. 4)	0 (0. 0)	1, 739 (0. 2)	28 (0. 0)	20, 703 (2. 7)	775, 783 (100. 0)
腰 背 部	394, 887 (94. 1)	9, 657 (2. 3)	0 (0. 0)	168 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	15, 006 (3. 6)	419, 718 (100. 0)
胸 部	115, 187 (85. 7)	6, 792 (5. 1)	4, 987 (3. 7)	801 (0. 6)	3, 044 (2. 3)	18 (0. 0)	3, 628 (2. 7)	134, 457 (100. 0)
腹 部	30, 588 (60. 3)	10, 488 (20. 7)	69 (0. 1)	1, 526 (3. 0)	0 (0. 0)	4 (0. 0)	8, 067 (15. 9)	50, 742 (100. 0)
上 肢	305, 707 (73. 8)	85, 034 (20. 5)	2, 561 (0. 6)	37 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	21, 012 (5. 1)	414, 351 (100. 0)
下 肢	310, 288 (78. 8)	68, 838 (17. 5)	3, 369 (0. 9)	93 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	11, 341 (2. 9)	393, 929 (100. 0)
全 身	22, 645 (65. 5)	0 (0. 0)	98 (0. 3)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	77 (0. 2)	11, 737 (34. 0)	34, 557 (100. 0)
そ の 他	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	0 (0. 0)	25, 565 (100. 0)	25, 565 (100. 0)
合 計	2, 093, 385 (84. 6)	198, 118 (8. 0)	31, 100 (1. 3)	4, 064 (0. 2)	10, 775 (0. 4)	149 (0. 0)	136, 233 (5. 5)	2, 473, 824 (100. 0)

※ 1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があつた事案を対象とし、集計したものです。
※ 2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています）。
※ 3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
※ 4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
※ 5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
※ 6 （ ）内は各受傷部位における傷害度別の構成比（％）を示します。

第 9 表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2015年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両	車 両 相 互							車両単独	その他	合 計
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
頭 顔 部	42, 134 (3. 6)	3, 296 (0. 3)	7, 364 (0. 6)	29, 014 (2. 5)	3, 074 (0. 3)	36, 119 (3. 1)	9, 930 (0. 8)	88, 797 (7. 5)	5, 695 (0. 5)	1, 075 (0. 1)	137, 701 (11. 7)
頸 部	21, 307 (1. 8)	9, 367 (0. 8)	21, 455 (1. 8)	98, 659 (8. 4)	22, 398 (1. 9)	373, 230 (31. 7)	61, 950 (5. 3)	587, 059 (49. 8)	7, 217 (0. 6)	3, 044 (0. 3)	618, 627 (52. 5)
腰 背 部	20, 823 (1. 8)	1, 299 (0. 1)	3, 868 (0. 3)	13, 632 (1. 2)	3, 106 (0. 3)	28, 348 (2. 4)	8, 200 (0. 7)	58, 453 (5. 0)	1, 842 (0. 2)	460 (0. 0)	81, 578 (6. 9)
胸 部	9, 916 (0. 8)	2, 762 (0. 2)	4, 510 (0. 4)	15, 883 (1. 3)	1, 162 (0. 1)	5, 549 (0. 5)	4, 724 (0. 4)	34, 590 (2. 9)	2, 361 (0. 2)	539 (0. 0)	47, 406 (4. 0)
腹 部	5, 438 (0. 5)	538 (0. 0)	1, 092 (0. 1)	3, 105 (0. 3)	310 (0. 0)	1, 525 (0. 1)	1, 267 (0. 1)	7, 837 (0. 7)	438 (0. 0)	198 (0. 0)	13, 911 (1. 2)
上 肢	51, 117 (4. 3)	2, 505 (0. 2)	10, 286 (0. 9)	26, 426 (2. 2)	6, 059 (0. 5)	22, 802 (1. 9)	16, 208 (1. 4)	84, 286 (7. 2)	3, 175 (0. 3)	1, 035 (0. 1)	139, 613 (11. 8)
下 肢	55, 320 (4. 7)	2, 095 (0. 2)	7, 613 (0. 6)	16, 834 (1. 4)	3, 138 (0. 3)	10, 036 (0. 9)	9, 888 (0. 8)	49, 604 (4. 2)	2, 248 (0. 2)	814 (0. 1)	107, 986 (9. 2)
全 身	1, 727 (0. 1)	381 (0. 0)	725 (0. 1)	3, 279 (0. 3)	577 (0. 0)	5, 365 (0. 5)	1, 798 (0. 2)	12, 125 (1. 0)	442 (0. 0)	71 (0. 0)	14, 365 (1. 2)
そ の 他	1, 614 (0. 1)	376 (0. 0)	688 (0. 1)	3, 343 (0. 3)	718 (0. 1)	7, 771 (0. 7)	1, 902 (0. 2)	14, 798 (1. 3)	625 (0. 1)	118 (0. 0)	17, 155 (1. 5)
合 計	209, 396 (17. 8)	22, 619 (1. 9)	57, 601 (4. 9)	210, 175 (17. 8)	40, 542 (3. 4)	490, 745 (41. 6)	115, 867 (9. 8)	937, 549 (79. 6)	24, 043 (2. 0)	7, 354 (0. 6)	1, 178, 342 (100. 0)

※ 1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があつた事案を対象とし、集計したものです。
※ 2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
※ 3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
※ 4 （ ）内は構成比（％）を示します。

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2015年度〉

傷害度 診療期間ランク	傷害度							
	1 軽 度	2 中等度	3 重 度	4 重 症	5 重 篤	6 瀕 死	その他	合 計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	385,133 (41.2)	31,411 (23.4)	4,563 (22.8)	619 (23.4)	1,703 (18.5)	50 (36.0)	22,925 (65.8)	446,404 (39.3)
31～60日	119,455 (12.8)	18,087 (13.5)	2,551 (12.7)	363 (13.7)	1,263 (13.7)	14 (10.1)	2,674 (7.7)	144,407 (12.7)
61～90日	95,999 (10.3)	16,542 (12.3)	2,110 (10.5)	273 (10.3)	1,008 (10.9)	11 (7.9)	1,921 (5.5)	117,864 (10.4)
91～120日	99,357 (10.6)	17,120 (12.7)	1,985 (9.9)	254 (9.6)	971 (10.5)	14 (10.1)	1,969 (5.7)	121,670 (10.7)
121～150日	70,347 (7.5)	12,849 (9.6)	1,613 (8.0)	212 (8.0)	706 (7.7)	8 (5.8)	1,390 (4.0)	87,125 (7.7)
151～180日	55,325 (5.9)	10,504 (7.8)	1,316 (6.6)	153 (5.8)	686 (7.4)	8 (5.8)	1,038 (3.0)	69,030 (6.1)
181～360日	100,279 (10.7)	23,174 (17.3)	4,331 (21.6)	565 (21.4)	2,125 (23.0)	27 (19.4)	2,284 (6.6)	132,785 (11.7)
361日以上	8,312 (0.9)	4,625 (3.4)	1,583 (7.9)	205 (7.8)	759 (8.2)	7 (5.0)	625 (1.8)	16,116 (1.4)
計	934,207 (100.0)	134,312 (100.0)	20,052 (100.0)	2,644 (100.0)	9,221 (100.0)	139 (100.0)	34,826 (100.0)	1,135,401 (100.0)
不 明	32,852	6,626	1,257	193	722	4	1,287	42,941
合 計	967,059	140,938	21,309	2,837	9,943	143	36,113	1,178,342

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。

※3 （ ）内は診療期間別の構成比（％）を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復施術費〈2015年度〉

都道府県	総施術費		平均施術費		施術 期間	施術 実日数
	総施術費 千円	件数 件	平均施術費 円	指数		
北海道	3,038,281	9,655	314,685	105	106.5	51.6
青森	207,730	804	258,370	86	96.5	46.6
岩手	203,641	862	236,242	79	92.4	40.5
宮城	1,766,227	5,542	318,698	106	116.3	52.1
秋田	176,600	685	257,811	86	101.3	43.4
山形	356,223	1,287	276,786	92	109.8	48.2
福島	1,150,231	4,217	272,760	91	98.4	46.7
茨城	3,238,442	9,966	324,949	108	118.8	58.4
栃木	2,192,880	6,529	335,868	112	114.3	56.8
群馬	2,425,698	7,767	312,308	104	112.6	55.8
埼玉	5,378,740	16,272	330,552	110	113.1	57.1
千葉	4,850,271	15,001	323,330	108	116.0	57.8
東京	6,216,717	18,904	328,857	110	112.7	55.1
神奈川	3,640,719	12,176	299,008	100	113.1	52.2
新潟	617,324	2,235	276,207	92	108.2	44.0
富山	868,110	3,003	289,081	97	96.1	49.2
石川	630,369	2,485	253,670	85	91.2	43.9
福井	367,618	1,450	253,530	85	95.8	42.2
山梨	781,268	2,439	320,323	107	124.0	57.6
長野	1,039,679	4,085	254,511	85	104.7	48.2
岐阜	1,597,015	5,372	297,285	99	106.1	48.8
静岡	2,867,089	9,501	301,767	101	109.9	52.1
愛知	4,499,868	15,695	286,707	96	112.0	48.9
三重	794,349	2,627	302,379	101	113.1	46.1
滋賀	778,998	2,839	274,392	92	109.3	45.6
京都	1,780,216	5,813	306,247	102	114.4	52.5
大阪	4,743,555	15,751	301,159	101	106.5	51.5
兵庫	2,526,017	9,101	277,554	93	107.5	47.3
奈良	623,490	2,282	273,221	91	106.4	46.1
和歌山	752,029	2,618	287,253	96	108.2	50.9
鳥取	72,618	342	212,334	71	95.5	36.5
島根	47,133	220	214,239	72	97.2	38.9
岡山	1,040,950	4,435	234,713	78	101.5	41.6
広島	1,016,694	4,118	246,890	82	96.8	44.1
山口	385,657	1,551	248,651	83	91.8	41.5
徳島	662,372	2,486	266,441	89	98.8	45.7
香川	782,371	2,968	263,602	88	106.7	47.6
愛媛	319,257	1,369	233,205	78	105.1	41.1
高知	159,819	667	239,609	80	88.5	40.7
福岡	5,959,869	18,901	315,320	105	104.4	53.7
佐賀	725,135	2,438	297,430	99	93.9	47.9
長崎	627,958	2,272	276,390	92	105.3	47.6
熊本	915,241	3,481	262,925	88	94.5	41.8
大分	584,789	2,143	272,883	91	96.5	45.7
崎	423,855	1,586	267,248	89	99.7	46.7
鹿児島	448,195	1,797	249,413	83	93.1	43.5
沖縄	401,450	1,583	253,601	85	100.3	43.6
合 計	74,682,756	249,320	299,546	100	108.6	51.4

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が施術所に通所した場合を1件として集計しています。従って、同一年度内に複数の施術所に通所した場合でも1件として集計しています。

※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2015年度〉

都道府県	ひき逃げ	無 保 険	合 計	都道府県	ひき逃げ	無 保 険	合 計
	件	件	件		件	件	件
北海道	18	3	21	滋賀	10	1	11
青森	5	1	6	京都	51	11	62
岩手	3	0	3	大阪	139	38	177
宮城	6	5	11	兵庫	102	17	119
秋田	1	0	1	奈良	16	8	24
山形	0	0	0	和歌山	7	5	12
福島	2	3	5	鳥取	0	0	0
茨城	12	8	20	島根	1	1	2
栃木	10	4	14	岡山	12	5	17
群馬	9	3	12	広島	21	4	25
埼玉	94	19	113	山口	2	0	2
千葉	63	16	79	徳島	1	0	1
東京	88	18	106	香川	1	1	2
神奈川	110	17	127	愛媛	7	8	15
新潟	7	1	8	高知	3	0	3
富山	1	1	2	福岡	68	14	82
石川	6	0	6	佐賀	5	1	6
福井	1	3	4	長崎	3	3	6
山梨	8	2	10	熊本	10	5	15
長野	3	4	7	大分	4	0	4
岐阜	7	3	10	宮崎	5	4	9
静岡	12	7	19	鹿児島	4	6	10
愛知	46	11	57	沖縄	4	1	5
三重	12	0	12	合 計	1,000	262	1,262

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2015年度〉 その1

	用 途 ・ 車 種		補 償 種 目 合 計			
			契 約		支 払	
			台 数	保険料	件 数	保険金
			台	千円	件	千円
1	自 家 用 乗 用 車	普 通	14, 822, 243	1, 190, 860, 746	1, 482, 890	535, 018, 479
2		小 型	16, 555, 079	1, 049, 852, 866	1, 581, 729	493, 996, 581
3	営 業 用 乗 用 車		194, 537	22, 815, 861	31, 631	13, 460, 698
4	軽 四 輪 自 動 車	乗 用 車	16, 841, 085	882, 255, 452	1, 471, 098	448, 702, 319
5		貨 物 車	4, 870, 951	206, 810, 656	301, 473	102, 944, 545
6	自 家 用 貨 物 車	普 通	1, 067, 520	88, 602, 123	101, 049	45, 227, 851
7		小 型	2, 452, 057	159, 506, 438	253, 992	87, 278, 966
8	営 業 用 貨 物 車	普 通	821, 251	116, 996, 522	103, 181	68, 791, 668
9		小 型	56, 487	4, 007, 967	5, 358	2, 543, 549
10	バ ス	自 家 用	87, 196	4, 706, 728	9, 439	2, 641, 217
11		営 業 用	112, 354	11, 053, 895	15, 597	7, 743, 828
12	二 輪 車		1, 626, 563	48, 116, 444	52, 094	25, 558, 119
13	原 動 機 付 自 転 車		1, 070, 837	16, 771, 168	43, 142	12, 300, 807
14	ダ ン プ カ ー		444, 296	41, 195, 589	34, 705	20, 351, 263
15	特 種 用 途 自 動 車		280, 690	13, 343, 780	17, 472	6, 700, 676
16	工 作 車		563, 248	20, 499, 069	20, 457	10, 760, 079
17	小					

※1 契約台数は、新契約の台数です。
※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対 人 賠 償			対 物 賠 償			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保険金		件 数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
14, 803, 646	98, 903	83, 089, 114	14, 795, 050	511, 982	154, 620, 209	1
16, 536, 611	124, 689	98, 918, 592	16, 524, 671	636, 479	179, 303, 145	2
177, 648	10, 356	8, 136, 608	191, 532	17, 207	4, 207, 613	3
16, 828, 446	113, 761	80, 817, 386	16, 816, 065	595, 100	166, 912, 141	4
4, 867, 103	30, 901	27, 638, 770	4, 844, 797	154, 460	43, 888, 098	5
1, 065, 462	7, 983	8, 804, 896	1, 061, 145	62, 248	23, 586, 523	6
2, 450, 833	23, 848	21, 197, 761	2, 443, 905	112, 061	36, 319, 551	7
791, 216	12, 982	19, 601, 572	793, 354	72, 735	35, 703, 894	8
54, 904	789	1, 026, 838	55, 423	3, 131	1, 096, 572	9
87, 006	510	308, 648	86, 291	3, 296	888, 371	10
112, 287	2, 520	2, 636, 215	111, 733	6, 939	2, 172, 180	11
1, 610, 162	7, 217	7, 703, 419	1, 614, 265	17, 959	4, 204, 856	12
1, 066, 233	6, 093	4, 280, 358	1, 058, 757	20, 658	3, 146, 509	13
442, 591	3, 545	4, 919, 706	440, 432	22, 710	10, 279, 583	14
278, 818	1, 206	1, 360, 692	277, 613	8, 815	2, 745, 115	15
548, 494	1, 104	2, 017, 231	522, 762	16, 362	6, 364, 600	16
61, 721, 460	446, 407	372, 457, 806	61, 637, 795	2, 262, 142	675, 438, 960	17
900, 755	7, 136	4, 797, 442	900, 490	40, 164	11, 101, 434	18
62, 622, 215	453, 543	377, 255, 248	62, 538, 285	2, 302, 306	686, 540, 394	19
23, 665	145	80, 168	23, 066	531	165, 272	20
0	1, 120	1, 125, 651	0	6, 142	1, 855, 621	21
1, 484, 444	1, 451	1, 221, 464	1, 438, 764	6, 383	1, 770, 087	22
64, 130, 324	456, 259	379, 682, 531	64, 000, 115	2, 315, 362	690, 331, 374	23

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2015年度〉 その2

	用 途 ・ 車 種		搭 乗 者 傷 害		
			契約台数	支 払	
				件 数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普 通	5,969,926	76,102	10,546,708
2		小 型	6,294,381	93,599	13,111,308
3	営 業 用 乗 用 車		32,066	1,189	257,147
4	軽四輪自動車	乗 用 車	5,897,059	105,249	14,406,157
5		貨 物 車	1,716,552	15,718	3,378,536
6	自家用貨物車	普 通	399,483	2,019	428,720
7		小 型	923,263	8,935	1,676,863
8	営業用貨物車	普 通	148,616	773	261,114
9		小 型	13,721	93	16,124
10	バ ス	自 家 用	47,618	806	83,271
11		営 業 用	32,835	541	120,718
12	二 輪 車		1,057,641	19,346	4,831,686
13	原 動 機 付 自 転 車		565,275	12,209	2,495,401
14	ダ ン プ カ ー		180,412	906	268,651
15	特 種 用 途 自 動 車		98,166	570	132,950
16	工 作 車		189,227	127	69,631
17	小 計		23,566,241	338,182	52,084,985
18	レ ン タ カ ー		291,484	896	242,809
19	合 計		23,857,725	339,078	52,327,794
20	運 転 者 賠 償		16,297	142	29,347
21	販売用・修理工場等受託車		0	203	48,167
22	そ の 他		270,858	399	64,934
23	総 合 計		24,144,880	339,822	52,470,242

※1 契約台数は、新契約の台数です。
※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
※3 特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。
※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 身 傷 害			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保険金		件 数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
14, 423, 649	65, 894	32, 846, 734	10, 691, 192	730, 009	253, 915, 714	1
15, 950, 838	84, 911	42, 595, 951	10, 352, 282	642, 051	160, 067, 585	2
42, 963	347	209, 742	20, 340	2, 532	649, 588	3
16, 257, 209	103, 210	45, 578, 553	9, 960, 632	553, 778	140, 988, 082	4
4, 150, 460	15, 262	12, 252, 716	1, 540, 731	85, 132	15, 786, 425	5
892, 096	1, 948	2, 142, 199	442, 097	26, 851	10, 265, 513	6
2, 082, 389	7, 490	4, 819, 663	1, 163, 124	101, 658	23, 265, 128	7
332, 645	764	2, 007, 389	222, 141	15, 927	11, 217, 699	8
30, 716	86	78, 932	14, 440	1, 259	325, 083	9
68, 506	88	31, 492	53, 644	4, 739	1, 329, 435	10
41, 588	82	116, 296	48, 635	5, 515	2, 698, 419	11
426, 503	6, 551	8, 202, 589	39, 723	1, 021	615, 569	12
208, 890	2, 738	2, 241, 472	23, 409	1, 444	137, 067	13
368, 222	790	1, 296, 357	131, 696	6, 754	3, 586, 966	14
197, 496	436	388, 455	118, 224	6, 445	2, 073, 464	15
304, 851	133	401, 424	92, 542	2, 731	1, 907, 193	16
55, 779, 021	290, 730	155, 209, 964	34, 914, 852	2, 187, 846	628, 828, 930	17
620, 344	1, 910	1, 380, 381	411, 699	20, 949	5, 226, 744	18
56, 399, 365	292, 640	156, 590, 345	35, 326, 551	2, 208, 795	634, 055, 674	19
4, 185	18	6, 927	0	0	0	20
0	0	0	0	47, 655	7, 289, 648	21
108, 394	119	34, 424	310, 343	7, 490	1, 709, 861	22
56, 511, 944	292, 777	156, 631, 696	35, 636, 894	2, 263, 940	643, 055, 183	23

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表（2015年度）

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自 家 用 乗 用 車	普 通	14, 803, 646	520	7, 264, 348
2		小 型	16, 536, 611	617	6, 983, 770
3	営 業 用 乗 用 車		177, 648	41	356, 746
4	軽 四 輪 自 動 車	乗 用 車	16, 828, 446	595	6, 023, 010
5		貨 物 車	4, 867, 103	221	2, 269, 130
6	自 家 用 貨 物 車	普 通	1, 065, 462	76	960, 099
7		小 型	2, 450, 833	161	1, 956, 165
8	営 業 用 貨 物 車	普 通	791, 216	247	3, 598, 534
9		小 型	54, 904	8	26, 553
10	バ ス	自 家 用	87, 006	2	3, 522
11		営 業 用	112, 287	17	274, 642
12	二 輪 車		1, 610, 162	90	1, 452, 247
13	原 動 機 付 自 転 車		1, 066, 233	31	275, 936
14	ダ ン プ カ ー		442, 591	65	826, 547
15	特 種 用 途 自 動 車		278, 818	16	205, 395
16	工 作 車		548, 494	25	429, 195
17	小 計		61, 721, 460	2, 732	32, 905, 839
18	レ ン タ カ ー		900, 755	30	447, 397
19	合 計		62, 622, 215	2, 762	33, 353, 236

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
98, 381	75, 824, 435	98, 903	83, 089, 111	1
124, 072	91, 934, 822	124, 689	98, 918, 592	2
10, 315	7, 779, 863	10, 356	8, 136, 609	3
113, 166	74, 794, 376	113, 761	80, 817, 386	4
30, 680	25, 369, 640	30, 901	27, 638, 770	5
7, 907	7, 844, 798	7, 983	8, 804, 897	6
23, 687	19, 241, 597	23, 848	21, 197, 762	7
12, 735	16, 003, 035	12, 982	19, 601, 569	8
781	1, 000, 282	789	1, 026, 835	9
508	305, 124	510	308, 646	10
2, 503	2, 361, 574	2, 520	2, 636, 216	11
7, 127	6, 251, 175	7, 217	7, 703, 422	12
6, 062	4, 004, 421	6, 093	4, 280, 357	13
3, 480	4, 093, 157	3, 545	4, 919, 704	14
1, 190	1, 155, 295	1, 206	1, 360, 690	15
1, 079	1, 588, 035	1, 104	2, 017, 230	16
443, 673	339, 551, 629	446, 407	372, 457, 796	17
7, 106	4, 350, 047	7, 136	4, 797, 444	18
450, 779	343, 901, 676	453, 543	377, 255, 240	19

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2015年度〉

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	5,969,926	58	522,435
2		小型	6,294,381	91	719,374
3	営業用乗用車		32,066	2	10,020
4	軽四輪自動車	乗用車	5,897,059	103	781,058
5		貨物車	1,716,552	62	464,101
6	自家用貨物車	普通	399,483	4	20,005
7		小型	923,263	10	95,118
8	営業用貨物車	普通	148,616	7	70,048
9		小型	13,721	0	0
10	バス	自家用	47,618	0	0
11		営業用	32,835	1	5,000
12	二輪車		1,057,641	111	479,283
13	原動機付自転車		565,275	46	164,052
14	ダンプカー		180,412	3	15,028
15	特殊用途自動車		98,166	2	20,015
16	工作車		189,227	3	20,035
17	小 計		23,566,241	503	3,385,572
18	レンタカー		291,484	4	35,036
19	合 計		23,857,725	507	3,420,608

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
76,044	10,024,314	76,102	10,546,709	1
93,507	12,383,984	93,599	13,111,308	2
1,187	247,127	1,189	257,147	3
105,145	13,609,102	105,249	14,406,160	4
15,656	2,914,436	15,718	3,378,537	5
2,015	408,715	2,019	428,720	6
8,925	1,581,746	8,935	1,676,864	7
766	191,067	773	261,115	8
93	16,124	93	16,124	9
806	83,271	806	83,271	10
540	115,718	541	120,718	11
19,235	4,352,406	19,346	4,831,689	12
12,163	2,331,352	12,209	2,495,404	13
903	253,623	906	268,651	14
568	112,935	570	132,950	15
124	49,596	127	69,631	16
337,677	48,675,516	338,182	52,084,998	17
892	207,775	896	242,811	18
338,569	48,883,291	339,078	52,327,809	19

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2015年度〉

	用 途 ・ 車 種		契約台数	死 亡	
				件 数	保 険 金
			台	件	千円
1	自 家 用 乗 用 車	普 通	14, 423, 649	262	5, 366, 078
2		小 型	15, 950, 838	408	8, 189, 042
3	営 業 用 乗 用 車		42, 963	1	27, 968
4	軽 四 輪 自 動 車	乗 用 車	16, 257, 209	416	7, 217, 042
5		貨 物 車	4, 150, 460	160	3, 454, 849
6	自 家 用 貨 物 車	普 通	892, 096	13	353, 566
7		小 型	2, 082, 389	37	872, 764
8	営 業 用 貨 物 車	普 通	332, 645	21	721, 458
9		小 型	30, 716	2	15, 325
10	バ ス	自 家 用	68, 506	0	0
11		営 業 用	41, 588	2	72, 308
12	二 輪 車		426, 503	66	1, 753, 312
13	原 動 機 付 自 転 車		208, 890	12	223, 954
14	ダ ン プ カ ー		368, 222	13	442, 616
15	特 種 用 途 自 動 車		197, 496	4	121, 827
16	工 作 車		304, 851	5	256, 830
17	小 計		55, 779, 021	1, 422	29, 088, 939
18	レ ン タ カ ー		620, 344	20	521, 951
19	合 計		56, 399, 365	1, 442	29, 610, 890

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分が含まれます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
65, 632	27, 480, 659	65, 894	32, 846, 737	1
84, 503	34, 406, 911	84, 911	42, 595, 953	2
346	181, 773	347	209, 741	3
102, 794	38, 361, 510	103, 210	45, 578, 552	4
15, 102	8, 797, 870	15, 262	12, 252, 719	5
1, 935	1, 788, 633	1, 948	2, 142, 199	6
7, 453	3, 946, 899	7, 490	4, 819, 663	7
743	1, 285, 932	764	2, 007, 390	8
84	63, 607	86	78, 932	9
88	31, 492	88	31, 492	10
80	43, 989	82	116, 297	11
6, 485	6, 449, 275	6, 551	8, 202, 587	12
2, 726	2, 017, 522	2, 738	2, 241, 476	13
777	853, 742	790	1, 296, 358	14
432	266, 627	436	388, 454	15
128	144, 593	133	401, 423	16
289, 308	126, 121, 034	290, 730	155, 209, 973	17
1, 890	858, 431	1, 910	1, 380, 382	18
291, 198	126, 979, 465	292, 640	156, 590, 355	19

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2015年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,751,085	186,460,454	249,773	84,643,987
青 森	722,092	43,872,356	53,642	16,723,083
岩 手	678,478	39,763,770	48,038	14,105,161
宮 城	1,283,479	81,706,565	116,100	37,591,555
秋 田	514,175	30,021,005	37,732	11,091,821
山 形	627,172	37,903,491	52,403	15,317,147
福 島	1,168,168	73,349,317	100,253	30,118,839
茨 城	2,027,510	125,387,337	172,043	63,585,326
栃 木	1,284,186	77,786,988	111,728	39,463,984
群 馬	1,320,141	82,076,450	125,693	40,663,373
埼 玉	3,265,097	206,435,889	281,382	103,310,117
千 葉	2,976,730	193,075,778	269,811	99,636,679
東 京	3,678,538	253,501,058	325,536	123,102,600
神 奈 川	3,369,766	215,291,349	284,703	104,308,677
新 潟	1,369,603	74,392,837	102,807	28,870,822
富 山	683,844	40,478,729	59,688	17,899,038
石 川	671,422	38,628,225	57,074	16,406,581
福 井	496,779	29,435,352	45,861	13,806,287
山 梨	497,564	28,533,930	42,360	13,500,844
長 野	1,295,543	72,767,731	98,795	28,480,992
岐 阜	1,329,287	90,195,200	140,721	47,439,881
静 岡	2,314,439	138,598,857	198,605	65,574,694
愛 知	4,265,378	298,611,724	439,874	149,958,601
三 重	1,204,177	75,442,026	112,129	40,455,706

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	782,917	46,338,106	69,621	23,506,564
京 都	1,096,064	69,335,482	103,685	37,348,975
大 阪	3,253,256	224,803,354	315,913	122,250,550
兵 庫	2,456,500	154,534,857	226,125	84,671,766
奈 良	689,507	42,292,306	62,679	22,675,455
和 歌 山	597,212	32,574,176	47,729	16,936,197
鳥 取	320,894	19,618,991	27,473	8,030,750
島 根	324,115	18,524,265	25,012	6,989,417
岡 山	1,211,985	71,608,419	110,300	37,543,018
広 島	1,506,435	90,668,797	131,803	43,939,749
山 口	828,700	50,435,460	70,030	21,794,456
徳 島	453,615	25,276,027	40,534	12,333,219
香 川	621,012	35,767,339	56,710	18,855,711
愛 媛	759,302	42,052,153	62,543	19,768,319
高 知	345,044	19,087,252	25,020	7,803,872
福 岡	2,657,937	169,843,743	269,514	89,059,812
佐 賀	467,616	27,414,937	41,688	13,510,240
長 崎	663,596	37,349,579	50,572	15,645,418
熊 本	964,401	58,676,736	95,193	29,708,445
大 分	636,935	36,724,195	50,232	15,531,167
宮 崎	587,493	33,556,100	45,831	13,606,845
鹿 児 島	873,496	47,893,573	58,410	18,292,334
沖 縄	640,151	28,831,650	54,452	12,178,972
合 計	62,769,804	3,922,282,737	5,596,362	1,906,769,484

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分が含まれます。

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2016年3月末〉

	用 途・車 種	2016年3月末 保有車両数	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
			付 保 台 数	普 及 率	付 保 台 数	普 及 率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	17,944,156 (17,662,272)	14,737,141 (14,485,004)	82.1 (82.0)	14,730,297 (14,477,347)	82.1 (82.0)
2	自家用小型乗用車	21,176,179 (21,592,320)	16,696,964 (17,018,798)	78.8 (78.8)	16,688,683 (17,008,799)	78.8 (78.8)
3	軽四輪乗用車	21,477,247 (21,026,132)	16,411,913 (15,920,910)	76.4 (75.7)	16,402,662 (15,910,684)	76.4 (75.7)
4	軽四輪貨物車	8,679,891 (8,781,614)	4,697,787 (4,724,513)	54.1 (53.8)	4,683,538 (4,707,351)	54.0 (53.6)
5	自家用小型貨物車	3,466,101 (3,496,353)	2,743,597 (2,762,900)	79.2 (79.0)	2,738,488 (2,756,327)	79.0 (78.8)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,455,698 (1,446,433)	1,296,445 (1,286,518)	89.1 (88.9)	1,294,820 (1,284,116)	88.9 (88.8)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,024,451 (1,013,524)	719,528 (706,093)	70.2 (69.7)	721,069 (706,935)	70.4 (69.8)
8	営業用小型貨物車	72,581 (72,846)	48,770 (48,673)	67.2 (66.8)	49,326 (49,246)	68.0 (67.6)
9	営業用乗用車	234,310 (236,525)	168,181 (170,776)	71.8 (72.2)	180,386 (182,814)	77.0 (77.3)
10	営業用バス	113,742 (111,344)	101,178 (99,991)	89.0 (89.8)	100,656 (99,427)	88.5 (89.3)
11	自家用バス	116,861 (116,235)	87,630 (87,545)	75.0 (75.3)	87,199 (87,139)	74.6 (75.0)
12	二輪車	3,598,932 (3,589,551)	1,499,858 (1,483,213)	41.7 (41.3)	1,519,756 (1,499,337)	42.2 (41.8)
13	特種・特殊車	1,540,581 (1,525,244)	739,601 (729,718)	48.0 (47.8)	792,982 (779,355)	51.5 (51.1)
14	合 計	80,900,730 (80,670,393)	59,948,593 (59,524,652)	74.1 (73.8)	59,989,862 (59,548,877)	74.2 (73.8)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成28年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会 発行）から作成。

※2 付保台数は、2016年3月末現在の有効契約台数です。

※3 （ ）内数値は、2015年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分が含まれます。

搭 乗 者 傷 害		人 身 傷 害		車 両		
付 保 台 数	普 及 率	付 保 台 数	普 及 率	付 保 台 数	普 及 率	
台	%	台	%	台	%	
6,122,708 (6,949,947)	34.1 (39.3)	14,366,785 (14,056,973)	80.1 (79.6)	10,753,572 (10,554,164)	59.9 (59.8)	1
6,537,158 (7,788,151)	30.9 (36.1)	16,115,847 (16,331,771)	76.1 (75.6)	10,638,439 (10,861,116)	50.2 (50.3)	2
6,087,247 (7,063,250)	28.3 (33.6)	15,853,450 (15,254,743)	73.8 (72.6)	9,888,514 (9,612,083)	46.0 (45.7)	3
1,762,606 (2,093,116)	20.3 (23.8)	3,996,980 (3,910,198)	46.0 (44.5)	1,503,662 (1,501,413)	17.3 (17.1)	4
1,101,795 (1,268,455)	31.8 (36.3)	2,296,270 (2,247,604)	66.2 (64.3)	1,256,250 (1,252,777)	36.2 (35.8)	5
529,991 (598,480)	36.4 (41.4)	1,050,635 (1,007,639)	72.2 (69.7)	527,752 (515,821)	36.3 (35.7)	6
141,613 (150,944)	13.8 (14.9)	306,244 (293,227)	29.9 (28.9)	201,386 (190,959)	19.7 (18.8)	7
12,586 (13,986)	17.3 (19.2)	27,542 (26,912)	37.9 (36.9)	13,203 (12,771)	18.2 (17.5)	8
31,368 (34,611)	13.4 (14.6)	41,081 (39,944)	17.5 (16.9)	20,563 (20,265)	8.8 (8.6)	9
29,879 (30,610)	26.3 (27.5)	36,468 (34,132)	32.1 (30.7)	43,853 (41,716)	38.6 (37.5)	10
47,565 (52,641)	40.7 (45.3)	69,381 (67,499)	59.4 (58.1)	54,381 (54,092)	46.5 (46.5)	11
1,010,388 (1,036,610)	28.1 (28.9)	384,720 (358,763)	10.7 (10.0)	35,420 (30,823)	1.0 (0.9)	12
309,748 (337,048)	20.1 (22.1)	482,322 (457,524)	31.3 (30.0)	224,982 (217,363)	14.6 (14.3)	13
23,724,652 (27,417,849)	29.3 (34.0)	55,027,725 (54,086,929)	68.0 (67.0)	35,161,977 (34,865,363)	43.5 (43.2)	14

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2016年3月末〉

	都道府県	2016年3月末 保有車両数	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
			付 保 台 数	普及率	付 保 台 数	普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,727,506	2,644,498	70.9	2,654,938	71.2
2	青森	1,003,165	700,830	69.9	702,952	70.1
3	岩手	1,024,398	652,944	63.7	653,005	63.7
4	宮城	1,688,159	1,246,417	73.8	1,246,719	73.9
5	秋田	818,064	491,941	60.1	493,423	60.3
6	山形	933,699	609,470	65.3	610,197	65.4
7	福島	1,656,230	1,113,859	67.3	1,114,844	67.3
8	茨城	2,574,594	1,912,702	74.3	1,912,357	74.3
9	栃木	1,712,352	1,239,581	72.4	1,239,727	72.4
10	群馬	1,784,750	1,280,277	71.7	1,280,240	71.7
11	埼玉	4,060,295	3,179,199	78.3	3,178,981	78.3
12	千葉	3,592,358	2,839,205	79.0	2,839,170	79.0
13	東京	4,413,157	3,438,865	77.9	3,451,775	78.2
14	神奈川	3,993,489	3,190,397	79.9	3,196,666	80.0
15	新潟	1,841,837	1,282,173	69.6	1,285,609	69.8
16	富山	898,342	653,404	72.7	653,098	72.7
17	石川	898,965	655,121	72.9	654,337	72.8
18	福井	661,529	480,773	72.7	480,370	72.6
19	山梨	752,641	475,980	63.2	476,089	63.3
20	長野	1,893,055	1,240,427	65.5	1,242,712	65.6
21	岐阜	1,675,371	1,302,068	77.7	1,300,187	77.6
22	静岡	2,864,120	2,179,649	76.1	2,179,712	76.1
23	愛知	5,167,241	4,211,183	81.5	4,213,817	81.5
24	三重	1,503,292	1,153,675	76.7	1,153,496	76.7
25	滋賀	1,019,679	761,968	74.7	761,520	74.7
26	京都	1,337,244	1,062,401	79.4	1,063,062	79.5
27	大阪	3,734,262	3,077,834	82.4	3,084,294	82.6
28	兵庫	3,010,576	2,364,669	78.5	2,365,954	78.6
29	奈良	832,363	661,856	79.5	661,319	79.5
30	和歌山	751,121	560,256	74.6	559,220	74.5
31	鳥取	463,220	306,506	66.2	306,237	66.1
32	島根	551,197	316,434	57.4	316,338	57.4
33	岡山	1,525,468	1,132,964	74.3	1,132,137	74.2
34	広島	1,885,535	1,440,186	76.4	1,440,594	76.4
35	山口	1,072,407	772,651	72.0	772,843	72.1
36	徳島	619,400	449,754	72.6	449,330	72.5
37	香川	780,515	589,920	75.6	589,966	75.6
38	愛媛	1,013,621	720,273	71.1	719,428	71.0
39	高知	560,414	331,033	59.1	330,145	58.9
40	福岡	3,338,994	2,556,058	76.6	2,557,977	76.6
41	佐賀	672,037	447,195	66.5	447,056	66.5
42	長崎	944,724	632,179	66.9	631,394	66.8
43	熊本	1,362,484	905,918	66.5	905,672	66.5
44	大分	915,798	605,455	66.1	605,038	66.1
45	宮崎	939,699	556,814	59.3	556,173	59.2
46	鹿児島	1,342,854	812,431	60.5	810,206	60.3
47	沖縄	1,088,509	582,263	53.5	582,584	53.5
48	合計	80,900,730	59,948,593	74.1	59,989,862	74.2

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成28年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。
※2 付保台数は、2016年3月末の有効契約台数です。
※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。
※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分が含まれます。

搭 乗 者 傷 害		人 身 傷 害		車 両		
付 保 台 数	普及率	付 保 台 数	普及率	付 保 台 数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
1,048,126	28.1	2,464,365	66.1	1,737,573	46.6	1
261,953	26.1	648,974	64.7	403,529	40.2	2
220,926	21.6	606,497	59.2	365,243	35.7	3
555,259	32.9	1,148,801	68.1	706,200	41.8	4
158,497	19.4	456,901	55.9	296,809	36.3	5
208,546	22.3	568,991	60.9	384,466	41.2	6
429,496	25.9	1,041,485	62.9	640,026	38.6	7
757,693	29.4	1,781,713	69.2	1,012,458	39.3	8
476,939	27.9	1,153,731	67.4	648,497	37.9	9
545,782	30.6	1,191,195	66.7	721,354	40.4	10
1,252,077	30.8	2,918,853	71.9	1,735,699	42.7	11
1,224,794	34.1	2,627,001	73.1	1,693,800	47.2	12
1,459,251	33.1	3,037,661	68.8	1,955,044	44.3	13
1,344,318	33.7	2,882,239	72.2	1,810,979	45.3	14
439,428	23.9	1,177,564	63.9	674,202	36.6	15
225,959	25.2	602,124	67.0	399,536	44.5	16
249,286	27.7	601,859	67.0	355,155	39.5	17
156,866	23.7	445,238	67.3	281,983	42.6	18
196,263	26.1	438,445	58.3	218,723	29.1	19
431,772	22.8	1,155,495	61.0	680,854	36.0	20
463,090	27.6	1,228,184	73.3	942,333	56.2	21
900,054	31.4	2,004,294	70.0	1,274,049	44.5	22
1,649,551	31.9	3,922,494	75.9	2,959,763	57.3	23
388,978	25.9	1,078,158	71.7	722,658	48.1	24
267,698	26.3	708,095	69.4	447,241	43.9	25
426,109	31.9	957,569	71.6	608,669	45.5	26
1,314,028	35.2	2,781,192	74.5	1,846,533	49.4	27
1,026,946	34.1	2,158,240	71.7	1,353,548	45.0	28
256,970	30.9	615,872	74.0	375,127	45.1	29
212,075	28.2	508,248	67.7	263,604	35.1	30
103,026	22.2	286,108	61.8	208,584	45.0	31
101,632	18.4	291,390	52.9	190,450	34.6	32
445,696	29.2	1,040,053	68.2	648,617	42.5	33
531,500	28.2	1,302,781	69.1	796,248	42.2	34
296,033	27.6	712,335	66.4	490,678	45.8	35
171,416	27.7	413,629	66.8	246,651	39.8	36
205,927	26.4	539,752	69.2	324,356	41.6	37
245,074	24.2	657,716	64.9	379,702	37.5	38
117,393	20.9	299,629	53.5	166,406	29.7	39
1,016,339	30.4	2,336,751	70.0	1,580,261	47.3	40
192,369	28.6	411,841	61.3	252,333	37.5	41
247,116	26.2	574,251	60.8	348,444	36.9	42
357,289	26.2	839,544	61.6	566,568	41.6	43
217,554	23.8	551,127	60.2	345,741	37.8	44
229,915	24.5	510,624	54.3	323,566	34.4	45
319,113	23.8	736,703	54.9	432,391	32.2	46
353,702	32.5	530,433	48.7	290,144	26.7	47
23,724,652	29.3	55,027,725	68.0	35,161,977	43.5	48

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表（自家用乗用車）

	都道府県	2012 年 度			2013 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
		台	台	%	台	台	%
1	北 海 道	2, 079, 551	2, 719, 561	76. 5	2, 102, 197	2, 746, 754	76. 5
2	青 森	520, 730	709, 073	73. 4	527, 521	716, 123	73. 7
3	岩 手	472, 028	709, 059	66. 6	483, 072	720, 485	67. 0
4	宮 城	936, 372	1, 221, 802	76. 6	959, 107	1, 245, 313	77. 0
5	秋 田	371, 974	583, 965	63. 7	377, 741	588, 903	64. 1
6	山 形	466, 587	674, 923	69. 1	474, 120	681, 728	69. 5
7	福 島	826, 650	1, 170, 356	70. 6	843, 039	1, 189, 117	70. 9
8	茨 城	1, 478, 867	1, 878, 667	78. 7	1, 498, 484	1, 903, 457	78. 7
9	栃 木	971, 816	1, 273, 780	76. 3	986, 014	1, 291, 019	76. 4
10	群 馬	997, 342	1, 319, 087	75. 6	1, 010, 949	1, 336, 789	75. 6
11	埼 玉	2, 499, 132	3, 074, 729	81. 3	2, 531, 537	3, 112, 249	81. 3
12	千 葉	2, 239, 089	2, 690, 464	83. 2	2, 262, 916	2, 720, 677	83. 2
13	東 京	2, 604, 531	3, 074, 308	84. 7	2, 612, 634	3, 088, 457	84. 6
14	神 奈 川	2, 539, 197	3, 009, 661	84. 4	2, 553, 800	3, 029, 998	84. 3
15	新 潟	973, 089	1, 344, 240	72. 4	987, 858	1, 360, 661	72. 6
16	富 山	515, 953	686, 040	75. 2	522, 278	693, 819	75. 3
17	石 川	515, 521	686, 796	75. 1	522, 887	695, 427	75. 2
18	福 井	372, 299	491, 032	75. 8	377, 538	496, 127	76. 1
19	山 梨	361, 243	531, 341	68. 0	364, 038	538, 819	67. 6
20	長 野	921, 702	1, 323, 603	69. 6	937, 739	1, 340, 317	70. 0
21	岐 阜	1, 025, 534	1, 260, 144	81. 4	1, 035, 519	1, 272, 297	81. 4
22	静 岡	1, 696, 017	2, 132, 570	79. 5	1, 696, 862	2, 155, 298	78. 7
23	愛 知	3, 364, 880	3, 966, 345	84. 8	3, 407, 417	4, 018, 436	84. 8
24	三 重	897, 337	1, 110, 754	80. 8	908, 926	1, 125, 273	80. 8
25	滋 賀	598, 325	759, 017	78. 8	608, 606	771, 110	78. 9
26	京 都	823, 038	977, 616	84. 2	829, 638	985, 254	84. 2
27	大 阪	2, 367, 321	2, 694, 139	87. 9	2, 383, 008	2, 716, 486	87. 7
28	兵 庫	1, 873, 775	2, 245, 479	83. 4	1, 891, 755	2, 265, 818	83. 5
29	奈 良	540, 678	636, 975	84. 9	544, 734	643, 067	84. 7
30	和 歌 山	420, 008	521, 133	80. 6	424, 787	527, 522	80. 5
31	鳥 取	233, 982	331, 204	70. 6	237, 766	335, 926	70. 8
32	島 根	233, 617	392, 110	59. 6	238, 400	397, 659	60. 0
33	岡 山	864, 603	1, 106, 433	78. 1	878, 257	1, 119, 990	78. 4
34	広 島	1, 110, 138	1, 394, 670	79. 6	1, 124, 569	1, 412, 299	79. 6
35	山 口	600, 246	797, 815	75. 2	606, 657	805, 628	75. 3
36	徳 島	341, 496	440, 075	77. 6	346, 500	445, 276	77. 8
37	香 川	447, 647	562, 714	79. 6	454, 860	570, 854	79. 7
38	愛 媛	536, 834	712, 078	75. 4	545, 218	720, 471	75. 7
39	高 知	243, 755	380, 551	64. 1	247, 472	385, 551	64. 2
40	福 岡	1, 977, 415	2, 447, 917	80. 8	2, 011, 942	2, 485, 426	80. 9
41	佐 賀	337, 637	477, 139	70. 8	344, 214	484, 688	71. 0
42	長 崎	476, 920	666, 602	71. 5	485, 186	675, 362	71. 8
43	熊 本	688, 772	975, 105	70. 6	701, 424	989, 808	70. 9
44	大 分	456, 797	662, 237	69. 0	465, 335	671, 077	69. 3
45	宮 崎	407, 953	643, 593	63. 4	416, 156	652, 827	63. 7
46	鹿 児 島	583, 859	905, 025	64. 5	594, 593	917, 280	64. 8
47	沖 縄	414, 639	743, 865	55. 7	428, 713	765, 525	56. 0
48	合 計	46, 291, 052	59, 115, 792	78. 3	46, 880, 091	59, 812, 447	78. 4

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2014 年 度			2015 年 度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2, 119, 329	2, 759, 011	76. 8	2, 136, 833	2, 768, 242	77. 2	1
533, 460	719, 912	74. 1	538, 170	720, 911	74. 7	2
492, 517	727, 052	67. 7	499, 183	730, 792	68. 3	3
977, 642	1, 260, 803	77. 5	990, 966	1, 270, 964	78. 0	4
381, 869	590, 472	64. 7	384, 316	590, 863	65. 0	5
480, 825	685, 928	70. 1	485, 232	688, 827	70. 4	6
857, 246	1, 202, 498	71. 3	868, 062	1, 211, 116	71. 7	7
1, 516, 455	1, 925, 042	78. 8	1, 531, 116	1, 940, 035	78. 9	8
999, 772	1, 303, 770	76. 7	1, 010, 851	1, 314, 362	76. 9	9
1, 026, 562	1, 349, 718	76. 1	1, 037, 795	1, 357, 448	76. 5	10
2, 559, 822	3, 135, 467	81. 6	2, 583, 165	3, 153, 076	81. 9	11
2, 286, 277	2, 741, 220	83. 4	2, 304, 869	2, 758, 535	83. 6	12
2, 625, 590	3, 091, 267	84. 9	2, 627, 290	3, 098, 385	84. 8	13
2, 567, 218	3, 035, 079	84. 6	2, 576, 189	3, 039, 100	84. 8	14
1, 000, 688	1, 370, 931	73. 0	1, 010, 140	1, 376, 266	73. 4	15
527, 926	698, 978	75. 5	532, 581	702, 165	75. 8	16
530, 245	702, 164	75. 5	535, 756	707, 082	75. 8	17
382, 588	501, 569	76. 3	386, 878	504, 118	76. 7	18
366, 306	543, 784	67. 4	375, 588	547, 372	68. 6	19
953, 383	1, 351, 750	70. 5	964, 888	1, 356, 620	71. 1	20
1, 044, 004	1, 279, 855	81. 6	1, 050, 804	1, 283, 314	81. 9	21
1, 694, 483	2, 171, 379	78. 0	1, 736, 238	2, 183, 278	79. 5	22
3, 452, 287	4, 054, 872	85. 1	3, 486, 308	4, 085, 737	85. 3	23
918, 756	1, 134, 603	81. 0	926, 691	1, 138, 868	81. 4	24
618, 317	780, 134	79. 3	625, 442	784, 676	79. 7	25
834, 900	989, 610	84. 4	839, 066	992, 115	84. 6	26
2, 397, 892	2, 725, 787	88. 0	2, 410, 814	2, 734, 877	88. 2	27
1, 908, 215	2, 279, 038	83. 7	1, 922, 182	2, 286, 505	84. 1	28
547, 535	646, 038	84. 8	549, 657	648, 354	84. 8	29
429, 170	531, 885	80. 7	432, 208	534, 269	80. 9	30
240, 954	339, 017	71. 1	243, 048	340, 281	71. 4	31
242, 830	401, 088	60. 5	245, 840	402, 586	61. 1	32
890, 883	1, 130, 132	78. 8	900, 918	1, 138, 552	79. 1	33
1, 138, 213	1, 425, 693	79. 8	1, 149, 297	1, 433, 419	80. 2	34
612, 173	812, 156	75. 4	617, 056	814, 330	75. 8	35
350, 511	449, 321	78. 0	353, 799	451, 108	78. 4	36
461, 515	577, 074	80. 0	465, 561	579, 791	80. 3	37
552, 797	726, 919	76. 0	558, 091	730, 839	76. 4	38
251, 413	389, 065	64. 6	254, 563	390, 781	65. 1	39
2, 042, 694	2, 514, 023	81. 3	2, 065, 435	2, 535, 901	81. 4	40
350, 328	491, 062	71. 3	354, 591	494, 350	71. 7	41
492, 459	682, 738	72. 1	497, 415	685, 665	72. 5	42
713, 340	1, 000, 995	71. 3	723, 902	1, 009, 291	71. 7	43
472, 902	678, 148	69. 7	478, 801	682, 029	70. 2	44
424, 099	660, 385	64. 2	430, 688	664, 096	64. 9	45
604, 495	927, 155	65. 2	613, 213	932, 881	65. 7	46
443, 424	786, 137	56. 4	453, 724	803, 410	56. 5	47
47, 424, 712	60, 280, 724	78. 7	47, 846, 018	60, 597, 582	79. 0	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表（2015年度）

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	12,801	0.1	3,829	0.0	5,950	0.0
2		小 型	16,425	0.1	5,987	0.0	13,578	0.1
3	営 業 用 乗 用 車		155	0.1	258	0.1	28,081	15.8
4	軽四輪自動車	乗用車	7,548	0.0	7,020	0.0	8,618	0.1
5		貨物車	11,958	0.2	11,899	0.2	16,290	0.3
6	自家用貨物車	普 通	2,880	0.3	2,055	0.2	3,059	0.3
7		小 型	14,367	0.6	3,728	0.2	8,720	0.4
8	営業用貨物車	普 通	1,799	0.2	2,612	0.3	9,078	1.1
9		小 型	73	0.1	223	0.4	591	1.1
10	バ ス	自家用	1,081	1.2	181	0.2	263	0.3
11		営業用	940	0.8	519	0.5	2,234	2.0
12	二 輪 車		11,422	0.7	2,364	0.1	1,950	0.1
13	原 動 機 付 自 転 車		12,993	1.2	9,441	0.9	7,020	0.7
14	ダ ン プ カ ー		907	0.2	1,130	0.3	1,750	0.4
15	特 種 用 途 自 動 車		21,785	7.8	1,987	0.7	2,675	1.0
16	工 作 車		6,156	1.1	8,983	1.6	10,630	1.9
17	小 計		123,290	0.2	62,216	0.1	120,487	0.2
18	レ ン タ カ ー		740	0.1	507	0.1	4,205	0.5
19	合 計		124,030	0.2	62,723	0.1	124,692	0.2

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
131	0.0	14,780,935	99.8	14,803,646	100.0	1
301	0.0	16,500,320	99.8	16,536,611	100.0	2
678	0.4	148,476	83.6	177,648	100.0	3
146	0.0	16,805,114	99.9	16,828,446	100.0	4
163	0.0	4,826,793	99.2	4,867,103	100.0	5
48	0.0	1,057,420	99.2	1,065,462	100.0	6
166	0.0	2,423,852	98.9	2,450,833	100.0	7
581	0.1	777,146	98.2	791,216	100.0	8
56	0.1	53,961	98.3	54,904	100.0	9
8	0.0	85,473	98.2	87,006	100.0	10
0	0.0	108,594	96.7	112,287	100.0	11
66	0.0	1,594,360	99.0	1,610,162	100.0	12
64	0.0	1,036,715	97.2	1,066,233	100.0	13
24	0.0	438,780	99.1	442,591	100.0	14
20	0.0	252,351	90.5	278,818	100.0	15
345	0.1	522,380	95.2	548,494	100.0	16
2,797	0.0	61,412,670	99.5	61,721,460	100.0	17
4	0.0	895,299	99.4	900,755	100.0	18
2,801	0.0	62,307,969	99.5	62,622,215	100.0	19

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2015年度〉

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	86,048	0.6	233,754	1.6	103,543	0.7
2		小 型	164,254	1.0	357,258	2.2	126,598	0.8
3	営 業 用 乗 用 車		85,466	44.6	17,819	9.3	2,321	1.2
4	軽四輪自動車	乗用車	159,666	0.9	347,029	2.1	102,594	0.6
5		貨物車	233,890	4.8	220,978	4.6	41,137	0.8
6	自家用貨物車	普 通	30,278	2.9	63,268	6.0	16,024	1.5
7		小 型	94,589	3.9	117,582	4.8	26,212	1.1
8	営業用貨物車	普 通	54,958	6.9	53,460	6.7	29,972	3.8
9		小 型	5,124	9.2	5,026	9.1	1,740	3.1
10	バ ス	自家用	3,091	3.6	3,239	3.8	699	0.8
11		営業用	29,716	26.6	8,066	7.2	1,447	1.3
12	二 輪 車		59,216	3.7	52,911	3.3	10,291	0.6
13	原 動 機 付 自 転 車		269,362	25.4	39,922	3.8	4,758	0.4
14	ダ ン プ カ ー		11,014	2.5	20,142	4.6	5,828	1.3
15	特 種 用 途 自 動 車		38,588	13.9	13,954	5.0	3,166	1.1
16	工 作 車		74,084	14.2	67,120	12.8	15,717	3.0
17	小 計		1,399,344	2.3	1,621,528	2.6	492,047	0.8
18	レ ン タ カ ー		70,564	7.8	153,998	17.1	37,448	4.2
19	合 計		1,469,908	2.4	1,775,526	2.8	529,495	0.8

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
40,673	0.3	14,331,032	96.9	14,795,050	100.0	1
53,601	0.3	15,822,960	95.8	16,524,671	100.0	2
1,451	0.8	84,475	44.1	191,532	100.0	3
38,591	0.2	16,168,185	96.1	16,816,065	100.0	4
20,107	0.4	4,328,685	89.3	4,844,797	100.0	5
17,900	1.7	933,675	88.0	1,061,145	100.0	6
17,544	0.7	2,187,978	89.5	2,443,905	100.0	7
46,289	5.8	608,675	76.7	793,354	100.0	8
1,996	3.6	41,537	74.9	55,423	100.0	9
291	0.3	78,971	91.5	86,291	100.0	10
852	0.8	71,652	64.1	111,733	100.0	11
3,041	0.2	1,488,807	92.2	1,614,265	100.0	12
2,765	0.3	741,950	70.1	1,058,757	100.0	13
3,913	0.9	399,535	90.7	440,432	100.0	14
2,425	0.9	219,480	79.1	277,613	100.0	15
71,018	13.6	294,824	56.4	522,762	100.0	16
322,457	0.5	57,802,421	93.8	61,637,795	100.0	17
50,809	5.6	587,671	65.3	900,490	100.0	18
373,266	0.6	58,390,092	93.4	62,538,285	100.0	19

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法的自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表（2015年度）

	保険金額 用途・車種		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普 通	6,784,371	47.0	5,185,226	35.9	1,506,046	10.4
2		小 型	8,544,435	53.6	5,377,265	33.7	1,293,471	8.1
3	営 業 用 乗 用 車		26,367	61.4	9,938	23.1	2,468	5.7
4	軽四輪自動車	乗用車	9,915,573	61.0	4,912,793	30.2	904,914	5.6
5		貨物車	2,738,412	66.0	1,089,988	26.3	178,201	4.3
6	自家用貨物車	普 通	476,952	53.5	295,886	33.2	59,588	6.7
7		小 型	1,166,009	56.0	667,016	32.0	127,694	6.1
8	営業用貨物車	普 通	212,632	63.9	84,760	25.5	12,160	3.7
9		小 型	19,626	63.9	7,853	25.6	1,089	3.5
10	バ ス	自家用	30,415	44.4	23,573	34.4	13,136	19.2
11		営業用	19,142	46.0	12,657	30.4	9,037	21.7
12	二 輪 車		343,146	80.5	63,876	15.0	10,350	2.4
13	原 動 機 付 自 転 車		156,604	75.0	36,073	17.3	6,897	3.3
14	ダ ン プ カ ー		192,088	52.2	128,790	35.0	23,928	6.5
15	特 種 用 途 自 動 車		100,925	51.1	65,819	33.3	14,380	7.3
16	工 作 車		159,064	52.2	96,262	31.6	17,387	5.7
17	小 計		30,885,761	55.4	18,057,775	32.4	4,180,746	7.5
18	レ ン タ カ ー		545,429	87.9	65,438	10.5	2,987	0.5
19	合 計		31,431,190	55.7	18,123,213	32.1	4,183,733	7.4

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分が含まれます。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
948,006	6.6	14,423,649	100.0	1
735,667	4.6	15,950,838	100.0	2
4,190	9.8	42,963	100.0	3
523,929	3.2	16,257,209	100.0	4
143,860	3.5	4,150,460	100.0	5
59,670	6.7	892,096	100.0	6
121,670	5.8	2,082,389	100.0	7
23,093	6.9	332,645	100.0	8
2,148	7.0	30,716	100.0	9
1,382	2.0	68,506	100.0	10
752	1.8	41,588	100.0	11
9,131	2.1	426,503	100.0	12
9,316	4.5	208,890	100.0	13
23,416	6.4	368,222	100.0	14
16,372	8.3	197,496	100.0	15
32,139	10.5	304,851	100.0	16
2,654,741	4.8	55,779,021	100.0	17
6,490	1.0	620,344	100.0	18
2,661,231	4.7	56,399,365	100.0	19

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2015年度〉

用途・車種	年 齢 条 件	対 人 賠 償		対 物 賠 償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	508,927	1.7	508,606	1.7
	21歳以上補償	1,790,883	6.2	1,790,367	6.2
	26歳以上補償	6,894,441	23.7	6,887,286	23.7
	30歳以上補償	2,767,628	9.5	2,766,389	9.5
	その他の	17,132,952	58.9	17,130,345	58.9
	合計	29,094,831	100.0	29,082,993	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	576,676	3.6	576,181	3.6
	21歳以上補償	1,465,464	9.2	1,464,888	9.2
	26歳以上補償	3,630,216	22.8	3,625,538	22.7
	30歳以上補償	1,158,907	7.3	1,158,195	7.3
	その他の	9,121,061	57.2	9,119,429	57.2
	合計	15,952,324	100.0	15,944,231	100.0
二 輪 車	年齢を問わず補償	73,584	4.7	73,991	4.7
	21歳以上補償	150,701	9.6	151,729	9.6
	26歳以上補償	1,116,287	70.8	1,122,955	70.8
	30歳以上補償	205,824	13.0	205,603	13.0
	その他の	31,160	2.0	30,997	2.0
	合計	1,577,556	100.0	1,585,275	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	51,919	8.2	51,947	8.2
	21歳以上補償	582,306	91.7	581,455	91.6
	その他の	1,062	0.2	1,054	0.2
	合計	635,287	100.0	634,456	100.0
合 計	年齢を問わず補償	1,211,106	2.6	1,210,725	2.6
	21歳以上補償	3,989,354	8.4	3,988,439	8.4
	26歳以上補償	11,640,944	24.6	11,635,779	24.6
	30歳以上補償	4,132,359	8.7	4,130,187	8.7
	その他の	26,286,235	55.6	26,281,825	55.6
	合計	47,259,998	100.0	47,246,955	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。
※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

搭 乗 者 傷 害		人 身 傷 害		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
184,236	1.6	498,383	1.7	285,199	1.4	509,592	1.7
655,308	5.7	1,758,602	6.2	1,140,501	5.8	1,792,680	6.2
2,844,395	24.7	6,632,241	23.3	4,709,860	23.9	6,925,396	23.8
1,969,823	17.1	2,636,745	9.2	1,648,230	8.4	2,767,684	9.5
5,872,437	50.9	16,986,401	59.6	11,936,250	60.5	17,133,700	58.8
11,526,199	100.0	28,512,372	100.0	19,720,040	100.0	29,129,052	100.0
186,757	3.3	563,122	3.6	312,229	3.3	577,105	3.6
490,952	8.7	1,434,415	9.2	893,837	9.4	1,466,608	9.2
1,373,267	24.3	3,429,612	22.1	2,165,941	22.7	3,639,896	22.8
762,760	13.5	1,085,220	7.0	581,270	6.1	1,158,942	7.3
2,832,583	50.2	9,039,129	58.1	5,600,716	58.6	9,121,324	57.1
5,646,319	100.0	15,551,498	100.0	9,553,993	100.0	15,963,875	100.0
38,843	3.7	25,007	6.1	533	1.5	74,123	4.7
85,840	8.2	50,320	12.3	1,827	5.1	152,180	9.6
719,303	68.8	285,159	69.7	28,857	79.9	1,129,950	70.9
185,301	17.7	33,067	8.1	3,303	9.1	205,991	12.9
16,911	1.6	15,774	3.9	1,588	4.4	31,242	2.0
1,046,198	100.0	409,327	100.0	36,108	100.0	1,593,486	100.0
31,785	7.0	10,506	10.0	900	19.5	52,206	8.2
420,614	92.9	93,702	89.4	3,709	80.4	585,896	91.7
544	0.1	565	0.5	3	0.1	1,063	0.2
452,943	100.0	104,773	100.0	4,612	100.0	639,165	100.0
441,621	2.4	1,097,018	2.5	598,861	2.0	1,213,026	2.6
1,652,714	8.9	3,337,039	7.5	2,039,874	7.0	3,997,364	8.4
4,936,965	26.4	10,347,012	23.2	6,904,658	23.6	11,695,242	24.7
2,917,884	15.6	3,755,032	8.4	2,232,803	7.6	4,132,617	8.7
8,722,475	46.7	26,041,869	58.4	17,538,557	59.8	26,287,329	55.5
18,671,659	100.0	44,577,970	100.0	29,314,753	100.0	47,325,578	100.0

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2015年度〉

補 償 種 目	事 故 類 型	支 払 件 数		支払保険金
			構成比	
対 人 賠 償		件	%	千円
	「自動車」対「自動車」	362,700	80.0	228,598,129
	「自動車」対「人」	69,264	15.3	126,182,709
	「自動車」対「物」	8,812	1.9	11,064,562
	自動車単独	12,767	2.8	11,409,854
	合 計	453,543	100.0	377,255,254
対 物 賠 償	「自動車」対「自動車」	1,994,773	86.6	585,868,451
	「自動車」対「人」	48,580	2.1	3,496,377
	「自動車」対「物」	229,212	10.0	85,984,844
	自動車単独	29,741	1.3	11,190,728
	合 計	2,302,306	100.0	686,540,400
搭 乗 者 傷 害	「自動車」対「自動車」	289,179	85.3	40,774,302
	「自動車」対「人」	3,832	1.1	943,201
	「自動車」対「物」	25,675	7.6	5,394,038
	自動車単独	20,392	6.0	5,216,241
	合 計	339,078	100.0	52,327,782
人 身 傷 害	「自動車」対「自動車」	200,366	68.5	78,572,890
	「自動車」対「人」	12,129	4.1	15,032,757
	「自動車」対「物」	46,173	15.8	31,237,130
	自動車単独	33,972	11.6	31,747,571
	合 計	292,640	100.0	156,590,348
車 両	「自動車」対「自動車」	1,026,579	46.5	285,319,804
	「自動車」対「人」	22,459	1.0	5,026,620
	「自動車」対「物」	560,315	25.4	191,981,391
	自動車単独	599,442	27.1	151,727,861
	合 計	2,208,795	100.0	634,055,676

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分が含まれます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中が含まれます。

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2015年度〉

事故形態 都道府県		他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円	件	%	千円
1	北海道	88,080	77.5	27,791,822	331	0.3	139,467
2	青森	19,417	81.6	5,362,790	7	0.0	7,449
3	岩手	16,501	74.5	4,448,651	31	0.1	30,843
4	宮城	36,702	79.1	10,678,488	1,142	2.5	1,096,535
5	秋田	13,950	81.9	3,798,168	6	0.0	9,764
6	山形	19,253	81.5	5,084,166	137	0.6	68,336
7	福島	32,282	76.9	8,971,396	118	0.3	90,913
8	茨城	48,621	77.7	15,147,548	2,816	4.5	3,006,963
9	栃木	30,891	73.8	9,554,120	1,738	4.2	1,580,467
10	群馬	36,673	80.9	11,083,778	76	0.2	57,880
11	埼玉	83,306	79.0	26,453,274	1,357	1.3	1,227,512
12	千葉	85,733	83.1	28,252,791	407	0.4	367,519
13	東京都	108,401	79.7	38,043,533	239	0.2	260,059
14	神奈川県	91,646	80.4	28,951,156	130	0.1	102,495
15	新潟	33,143	76.5	8,587,701	6	0.0	2,860
16	富山	20,502	80.9	5,709,337	4	0.0	4,581
17	石川	17,650	80.1	4,639,460	8	0.0	3,762
18	福井	15,777	83.8	4,319,351	8	0.0	1,939
19	山梨	11,629	83.0	3,437,543	7	0.0	2,838
20	長野	32,956	81.9	8,446,229	15	0.0	10,488
21	岐阜	50,917	81.4	15,912,175	18	0.0	6,836
22	静岡県	61,870	84.1	17,551,531	249	0.3	208,909
23	愛知	158,058	81.7	49,154,495	207	0.1	106,796
24	三重	37,756	80.3	12,309,814	215	0.5	143,506
25	滋賀	21,425	79.6	6,573,438	40	0.1	13,194
26	京都	30,787	81.7	9,460,234	14	0.0	-62,284
27	大阪	97,114	79.4	33,044,831	54	0.0	34,801
28	兵庫	69,561	81.3	23,510,988	107	0.1	59,795
29	奈良	19,429	82.7	6,076,285	9	0.0	2,849
30	和歌山	12,604	82.9	3,791,146	33	0.2	13,368
31	鳥取	9,869	78.7	2,494,796	11	0.1	2,249
32	島根	8,790	78.4	2,137,939	16	0.1	6,718
33	岡山	32,751	83.6	9,906,244	56	0.1	19,768
34	広島	41,057	81.3	11,807,080	100	0.2	27,347
35	山口	23,332	74.8	6,350,422	1,033	3.3	432,693
36	徳島	11,450	81.4	3,187,191	212	1.5	72,909
37	香川	16,007	85.9	4,588,353	215	1.2	72,354
38	愛媛	17,552	81.1	4,333,281	65	0.3	29,098
39	高知	7,652	85.5	1,889,194	27	0.3	16,816
40	福岡	80,004	80.6	21,798,889	1,792	1.8	622,238
41	佐賀	11,762	85.3	3,214,738	103	0.7	27,561
42	長崎	14,795	89.1	3,402,464	125	0.8	33,240
43	熊本	26,301	62.8	6,712,313	8,463	20.2	3,549,781
44	大分	15,600	82.9	3,902,633	165	0.9	43,820
45	宮崎	13,100	82.6	2,989,702	301	1.9	73,350
46	鹿児島	16,783	76.9	3,971,580	1,758	8.1	531,552
47	沖縄	16,857	86.3	3,194,685	1,038	5.3	289,379
48	合計	1,769,884	80.1	533,155,719	25,020	1.1	14,459,604

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等が含まれます。
※3 都道府県合計には、都道府県不明分が含まれます。

盗 難			そ の 他			合 計		
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円
249	0.2	89,669	25,017	22.0	5,297,246	113,677	100.0	33,318,204
13	0.1	1,527	4,349	18.3	802,796	23,786	100.0	6,174,562
5	0.0	3,152	5,600	25.3	779,462	22,137	100.0	5,262,108
64	0.1	49,236	8,498	18.3	1,684,784	46,406	100.0	13,509,043
10	0.1	2,145	3,074	18.0	567,915	17,040	100.0	4,377,992
5	0.0	1,223	4,229	17.9	777,426	23,624	100.0	5,931,151
52	0.1	38,679	9,552	22.7	1,604,050	42,004	100.0	10,705,038
712	1.1	736,543	10,457	16.7	2,755,033	62,606	100.0	21,646,087
177	0.4	173,775	9,057	21.6	2,206,724	41,863	100.0	13,515,086
103	0.2	68,149	8,474	18.7	1,629,084	45,326	100.0	12,838,891
561	0.5	544,169	20,162	19.1	4,472,060	105,386	100.0	32,697,015
791	0.8	813,688	16,229	15.7	3,334,789	103,160	100.0	32,768,787
547	0.4	549,450	26,802	19.7	5,404,690	135,989	100.0	44,257,732
701	0.6	583,090	21,483	18.9	3,877,217	113,960	100.0	33,513,958
33	0.1	28,213	10,124	23.4	1,479,437	43,306	100.0	10,098,211
53	0.2	17,200	4,779	18.9	757,211	25,338	100.0	6,488,329
59	0.3	27,543	4,317	19.6	640,374	22,034	100.0	5,311,139
36	0.2	14,467	3,003	16.0	500,661	18,824	100.0	4,836,418
31	0.2	25,141	2,341	16.7	451,057	14,008	100.0	3,916,579
52	0.1	35,628	7,215	17.9	1,163,961	40,238	100.0	9,656,306
310	0.5	330,122	11,314	18.1	1,836,501	62,559	100.0	18,085,634
148	0.2	99,535	11,275	15.3	2,068,969	73,542	100.0	19,928,944
2,429	1.3	4,098,708	32,689	16.9	5,191,737	193,383	100.0	58,551,736
224	0.5	399,363	8,812	18.7	1,546,905	47,007	100.0	14,399,588
88	0.3	38,532	5,346	19.9	901,955	26,899	100.0	7,527,119
287	0.8	189,867	6,618	17.6	1,163,936	37,706	100.0	10,751,753
2,138	1.7	1,533,793	22,973	18.8	4,522,602	122,279	100.0	39,136,027
524	0.6	306,165	15,406	18.0	2,761,900	85,598	100.0	26,638,848
120	0.5	87,224	3,934	16.7	759,990	23,492	100.0	6,926,348
62	0.4	39,166	2,504	16.5	468,117	15,203	100.0	4,311,797
18	0.1	19,821	2,646	21.1	385,903	12,544	100.0	2,902,769
4	0.0	2,264	2,407	21.5	326,994	11,217	100.0	2,473,915
83	0.2	27,368	6,308	16.1	1,055,137	39,198	100.0	11,008,517
56	0.1	16,609	9,295	18.4	1,434,987	50,508	100.0	13,286,023
24	0.1	3,764	6,803	21.8	1,147,817	31,192	100.0	7,934,696
11	0.1	5,424	2,395	17.0	421,811	14,068	100.0	3,687,335
29	0.2	7,316	2,392	12.8	480,516	18,643	100.0	5,148,539
18	0.1	6,122	3,999	18.5	660,274	21,634	100.0	5,028,775
18	0.2	4,919	1,257	14.0	228,619	8,954	100.0	2,139,548
253	0.3	96,028	17,176	17.3	2,938,125	99,225	100.0	25,455,280
20	0.1	7,247	1,901	13.8	343,105	13,786	100.0	3,592,651
9	0.1	2,735	1,680	10.1	289,350	16,609	100.0	3,727,789
50	0.1	25,506	7,060	16.9	1,803,261	41,874	100.0	12,090,861
23	0.1	9,668	3,020	16.1	511,813	18,808	100.0	4,467,934
10	0.1	3,454	2,444	15.4	382,139	15,855	100.0	3,448,645
19	0.1	6,740	3,259	14.9	692,155	21,819	100.0	5,202,027
12	0.1	1,435	1,628	8.3	258,124	19,535	100.0	3,743,623
11,266	0.5	11,200,702	402,625	18.2	75,239,654	2,208,795	100.0	634,055,679

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2015年度〉

補 償 種 目	修 理 費 費 目	認定損害額単価	
			構成比
対 物 賠 償		円	%
	部 品 費	125,630	42.4
	工 賃	57,851	19.5
	塗 装 費	51,244	17.3
	間 接 損 害	42,400	14.3
	そ の 他	18,840	6.4
	合 計	295,964	100.0
車 両	部 品 費	146,910	52.2
	工 賃	61,057	21.7
	塗 装 費	52,774	18.8
	そ の 他	20,560	7.3
	合 計	281,301	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。
※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。
※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠償共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2, 923, 354	19, 255, 593	496	2, 105, 422
1975	2, 732, 993	31, 792, 707	658	6, 360, 930
1980	2, 759, 764	45, 980, 728	624	8, 935, 923
1985	3, 138, 386	75, 182, 861	615	9, 920, 758
1986	3, 225, 300 (2. 8)	83, 883, 351 (11. 6)	630	10, 211, 859
1987	3, 241, 266 (0. 5)	82, 938, 910 (△ 1. 1)	648	11, 653, 097
1988	3, 392, 378 (4. 7)	89, 177, 706 (7. 5)	651	11, 204, 359
1989	3, 189, 136 (△ 6. 0)	85, 634, 404 (△ 4. 0)	672	11, 694, 403
1990	3, 325, 675 (4. 3)	90, 287, 051 (5. 4)	673	12, 035, 243
1991	3, 268, 791 (△ 1. 7)	80, 536, 948 (△10. 8)	672	12, 418, 737
1992	3, 294, 496 (0. 8)	81, 887, 921 (1. 7)	737	14, 406, 045
1993	3, 263, 432 (△ 0. 9)	70, 517, 578 (△13. 9)	685	13, 844, 827
1994	3, 360, 666 (3. 0)	73, 139, 184 (3. 7)	681	14, 183, 155
1995	3, 309, 483 (△ 1. 5)	73, 916, 381 (1. 1)	664	13, 641, 336
1996	3, 360, 019 (1. 5)	75, 702, 484 (2. 4)	635	12, 652, 475
1997	3, 357, 421 (△ 0. 1)	70, 707, 667 (△ 6. 6)	627	12, 596, 200
1998	3, 369, 297 (0. 4)	72, 201, 803 (2. 1)	625	13, 069, 091
1999	3, 472, 701 (3. 1)	73, 822, 215 (2. 2)	561	12, 692, 039
2000	3, 567, 223 (2. 7)	75, 241, 838 (1. 9)	506	12, 286, 500
2001	3, 575, 456 (0. 2)	76, 321, 869 (1. 4)	482	11, 029, 849
2002	3, 573, 753 (△ 0. 0)	94, 797, 163 (24. 2)	571	13, 082, 946
2003	3, 637, 219 (1. 8)	96, 557, 242 (1. 9)	550	12, 823, 658
2004	3, 566, 015 (△ 2. 0)	95, 050, 314 (△ 1. 6)	569	13, 103, 586
2005	3, 629, 699 (1. 8)	91, 563, 939 (△ 3. 7)	537	12, 606, 434
2006	3, 616, 425 (△ 0. 4)	91, 005, 611 (△ 0. 6)	487	11, 616, 129
2007	3, 610, 799 (△ 0. 2)	84, 705, 567 (△ 6. 9)	445	10, 127, 141
2008	3, 951, 279 (9. 4)	73, 456, 873 (△13. 3)	455	10, 521, 942
2009	3, 724, 945 (△ 5. 7)	69, 438, 082 (△ 5. 5)	407	9, 207, 247
2010	3, 731, 514 (0. 2)	69, 607, 048 (0. 2)	403	9, 315, 241
2011	3, 704, 642 (△ 0. 7)	77, 930, 334 (12. 0)	349	8, 277, 082
2012	3, 805, 988 (2. 7)	80, 465, 865 (3. 3)	316	7, 495, 028
2013	3, 647, 079 (△ 4. 2)	88, 778, 767 (10. 3)	384	8, 529, 955
2014	3, 672, 962 (0. 7)	89, 347, 693 (0. 6)	344	7, 797, 786
2015	3, 672, 167 (△ 0. 0)	89, 143, 140 (△ 0. 2)	346	7, 886, 126

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。
※2 1986年度以降の（ ）内の数値は、対前年度増減率を示します。
※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
件	千円	件 %	千円 %	
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	1985
48,260	27,651,120	48,890 (3.1)	37,862,979 (0.9)	1986
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 (5.0)	1987
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	1988
44,486	26,313,634	45,158 (0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	1989
44,677	26,438,530	45,350 (0.4)	38,473,773 (1.2)	1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	1991
45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	1992
46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	1993
47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	1994
47,268	25,646,983	47,932 (△ 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	1995
47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	1996
48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	1997
49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	1998
52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	1999
55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	2000
58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	2001
60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	2002
63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	2006
62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	2008
63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	2009
66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	2010
69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	2011
69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	2012
71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)	2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)	2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)	2015

※4 1997年度は、J A共済および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※5 1998～2000年度は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※6 2001年度以降は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈2015年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	200,205	5,273,492	2,459	1,902,084
青森	50,646	1,241,809	552	365,289
岩手	92,100	2,315,957	1,020	693,617
宮城	79,764	2,047,296	1,330	881,453
秋田	112,877	2,927,419	1,378	1,042,581
山形	78,846	1,965,885	1,197	647,223
福島	125,640	3,185,510	2,239	1,249,912
茨城	47,599	1,177,904	1,079	798,003
栃木	61,245	1,526,859	1,227	936,250
群馬	88,153	2,224,720	2,160	1,623,997
埼玉	99,584	2,467,738	2,301	1,539,326
千葉	48,133	1,178,710	1,015	838,214
東京	30,188	788,006	662	575,261
神奈川	68,520	1,710,387	1,431	985,884
新潟	68,053	1,670,296	873	655,397
富山	33,856	891,464	652	483,600
石川	36,735	973,046	794	429,964
福井	31,566	832,786	802	434,791
山梨	65,713	1,596,006	1,506	947,105
長野	125,967	3,133,583	1,843	1,235,227
岐阜	60,039	1,523,873	1,243	732,270
静岡	105,844	2,596,512	2,307	1,682,321
愛知	172,813	4,290,826	3,716	2,382,452
三重	70,827	1,793,096	1,477	1,048,964

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
※2 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋賀	52,127	1,283,655	1,192	668,635
京都	29,215	708,028	545	369,437
大阪	28,427	693,679	651	530,184
兵庫	108,199	2,672,115	2,259	1,608,456
奈良	41,158	917,557	913	631,909
和歌山	55,231	1,286,916	1,048	777,640
鳥取	24,934	631,380	407	287,228
島根	86,290	2,249,897	1,510	897,494
岡山	71,479	1,762,504	1,614	1,054,552
広島	87,022	2,165,706	1,655	1,149,978
山口	76,009	1,900,806	1,418	918,129
徳島	30,565	750,836	745	489,396
香川	35,831	880,115	966	705,136
愛媛	75,603	1,820,413	1,526	1,182,734
高知	74,929	1,884,541	1,310	879,573
福岡	110,893	2,756,049	3,380	2,429,210
佐賀	62,922	1,583,382	1,897	1,175,240
長崎	55,698	1,378,307	1,086	730,459
熊本	83,093	2,024,385	1,778	1,177,944
大分	74,018	1,832,577	1,248	855,639
宮崎	133,985	3,369,922	2,949	1,995,939
鹿児島	141,915	3,491,993	2,407	1,693,152
沖縄	97,049	1,101,218	1,699	915,653
離島	80,662	663,982	535	541,010
合 計	3,672,167	89,143,140	70,001	47,775,908

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

区 分 年度 補償種目		契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
2011年度		件	千円	件	千円
	対 人 賠 償	11,172,481	79,877,809	57,490	52,790,305
	対 物 賠 償	11,097,745	164,126,276	431,454	107,285,559
	搭 乗 者 傷 害	5,881,950	13,967,540	36,970	9,748,609
	車 両	5,330,826	128,333,585	470,525	101,700,945
	合 計	11,172,481	386,305,210	996,439	271,525,418
2012年度	対 人 賠 償	11,174,153	83,034,979	57,319	51,147,569
	対 物 賠 償	11,105,898	167,763,215	427,552	110,202,830
	搭 乗 者 傷 害	5,420,625	13,452,186	35,043	8,713,707
	車 両	5,443,441	147,412,246	484,639	106,439,508
	合 計	11,174,153	411,662,625	1,004,553	276,503,614
2013年度	対 人 賠 償	11,407,368	86,314,565	55,477	51,083,990
	対 物 賠 償	11,342,974	174,293,321	411,943	108,974,845
	搭 乗 者 傷 害	5,045,761	14,716,620	33,806	7,613,001
	車 両	5,585,805	154,411,790	434,566	100,953,326
	合 計	11,407,368	429,736,296	935,792	268,625,161
2014年度	対 人 賠 償	11,367,742	88,113,677	54,195	48,886,791
	対 物 賠 償	11,333,075	176,619,660	383,876	109,702,415
	搭 乗 者 傷 害	4,646,750	15,379,792	31,797	6,548,884
	人 身 傷 害	7,684,486	62,469,664	73,614	28,451,702
	車 両	5,636,208	156,408,635	369,330	95,567,632
	合 計	11,367,742	498,991,430	912,812	289,157,424
2015年度	対 人 賠 償	11,417,901	86,163,995	51,304	48,903,924
	対 物 賠 償	11,370,248	177,512,124	357,007	107,171,064
	搭 乗 者 傷 害	7,038,244	20,376,959	31,101	6,217,949
	人 身 傷 害	8,110,596	53,855,046	76,123	28,153,634
	車 両	5,700,542	157,033,918	318,100	87,780,758
	合 計	11,417,901	494,942,042	833,635	278,227,328

※1 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。
※2 2014年度から、補償種目に人身傷害保険を追加しました。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率（2016年3月末）

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台 数	普及率	台 数	普及率	台 数	普及率
北海道	台	台	%	台	%	台	%
	3,727,506	559,304	15.0	2,644,498	70.9	3,203,802	86.0
	1,003,165	185,117	18.5	700,830	69.9	885,947	88.3
	1,024,398	241,694	23.6	652,944	63.7	894,638	87.3
	1,688,159	261,353	15.5	1,246,417	73.8	1,507,770	89.3
青森県	818,064	228,114	27.9	491,941	60.1	720,055	88.0
	933,699	228,456	24.5	609,470	65.3	837,926	89.7
福島県	1,656,230	328,912	19.9	1,113,859	67.3	1,442,771	87.1
	2,574,594	253,745	9.9	1,912,702	74.3	2,166,447	84.1
	1,712,352	260,582	15.2	1,239,581	72.4	1,500,163	87.6
	1,784,750	304,452	17.1	1,280,277	71.7	1,584,729	88.8
	4,060,295	371,259	9.1	3,179,199	78.3	3,550,458	87.4
栃木県	3,592,358	218,175	6.1	2,839,205	79.0	3,057,380	85.1
東京都	4,413,157	316,953	7.2	3,438,865	77.9	3,755,818	85.1
	3,993,489	278,108	7.0	3,190,397	79.9	3,468,505	86.9
	1,841,837	384,810	20.9	1,282,173	69.6	1,666,983	90.5
	898,342	171,084	19.0	653,404	72.7	824,488	91.8
	898,965	162,330	18.1	655,121	72.9	817,451	90.9
神奈川県	661,529	119,401	18.0	480,773	72.7	600,174	90.7
新潟県	752,641	149,934	19.9	475,980	63.2	625,914	83.2
	1,893,055	422,134	22.3	1,240,427	65.5	1,662,561	87.8
	1,675,371	207,108	12.4	1,302,068	77.7	1,509,176	90.1
	2,864,120	353,263	12.3	2,179,649	76.1	2,532,912	88.4
	5,167,241	494,728	9.6	4,211,183	81.5	4,705,911	91.1
富山県	1,503,292	177,676	11.8	1,153,675	76.7	1,331,351	88.6
石川県	1,019,679	146,847	14.4	761,968	74.7	908,815	89.1
	1,337,244	120,527	9.0	1,062,401	79.4	1,182,928	88.5
	3,734,262	202,477	5.4	3,077,834	82.4	3,280,311	87.8
	3,010,576	302,668	10.1	2,364,669	78.5	2,667,337	88.6
	832,363	75,704	9.1	661,856	79.5	737,560	88.6
福井県	751,121	107,535	14.3	560,256	74.6	667,791	88.9
静岡県	463,220	103,960	22.4	306,506	66.2	410,466	88.6
	551,197	184,653	33.5	316,434	57.4	501,087	90.9
	1,525,468	224,323	14.7	1,132,964	74.3	1,357,287	89.0
	1,885,535	257,995	13.7	1,440,186	76.4	1,698,181	90.1
	1,072,407	193,597	18.1	772,651	72.0	966,248	90.1
徳島県	619,400	104,324	16.8	449,754	72.6	554,078	89.5
香川県	780,515	122,702	15.7	589,920	75.6	712,622	91.3
	1,013,621	194,775	19.2	720,273	71.1	915,048	90.3
	560,414	154,682	27.6	331,033	59.1	485,715	86.7
	3,338,994	326,509	9.8	2,556,058	76.6	2,882,567	86.3
	672,037	152,655	22.7	447,195	66.5	599,850	89.3
高松市	944,724	187,924	19.9	632,179	66.9	820,103	86.8
愛媛県	1,362,484	276,717	20.3	905,918	66.5	1,182,635	86.8
	915,798	171,560	18.7	605,455	66.1	777,015	84.8
	939,699	229,218	24.4	556,814	59.3	786,032	83.6
	1,342,854	281,222	20.9	812,431	60.5	1,093,653	81.4
	1,088,509	253,339	23.3	582,263	53.5	835,602	76.8
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
合 計	80,900,730	11,054,606	13.7	59,948,593	74.1	71,003,199	87.8

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（平成28年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。
※2 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値から作成。
※3 自動車共済・自動車保険台数は、2016年3月末の有効契約台数です。
※4 都道府県合計には、自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数				死 者 数			負 傷 者 数		
	件 数		指数	1日当たり 平均件数	人 数	指数	1日当たり 平均人数	人 数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件 数	死亡事故 件 数								
	件	件		件	人		人	人		人
1970	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
1975	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※5 1980	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
1985	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
1986	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
1987	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※5 1988	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
1989	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
1990	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
1991	662,392	10,551	100	1,814.8	11,109	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※5 1992	695,346	10,892	105	1,899.9	11,452	103	31.3	844,003	104	2,306.0
1993	724,678	10,398	110	1,985.4	10,945	99	30.0	878,633	108	2,407.2
1994	729,461	10,158	110	1,998.5	10,653	96	29.2	881,723	108	2,415.7
1995	761,794	10,232	115	2,087.1	10,684	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※5 1996	771,085	9,518	117	2,106.8	9,943	90	27.2	942,204	116	2,574.3
1997	780,401	9,222	118	2,138.1	9,642	87	26.4	958,925	118	2,627.2
1998	803,882	8,800	122	2,202.4	9,214	83	25.2	990,676	122	2,714.2
1999	850,371	8,687	129	2,329.8	9,012	81	24.7	1,050,399	129	2,877.8
※5 2000	931,950	8,713	141	2,546.3	9,073	82	24.8	1,155,707	142	3,157.7
2001	947,253	8,424	143	2,595.2	8,757	79	24.0	1,181,039	145	3,235.7
2002	936,950	8,062	142	2,567.0	8,396	76	23.0	1,168,029	143	3,200.1
2003	948,281	7,522	143	2,598.0	7,768	70	21.3	1,181,681	145	3,237.5
※5 2004	952,720	7,159	144	2,603.1	7,436	67	20.3	1,183,617	145	3,233.9
2005	934,346	6,691	141	2,559.9	6,937	63	19.0	1,157,113	142	3,170.2
2006	887,267	6,208	134	2,430.9	6,415	58	17.6	1,098,564	135	3,009.8
2007	832,704	5,639	126	2,281.4	5,796	52	15.9	1,034,652	127	2,834.7
※5 2008	766,394	5,079	116	2,094.0	5,209	47	14.2	945,703	116	2,583.9
2009	737,637	4,837	112	2,020.9	4,979	45	13.6	911,215	112	2,496.5
2010	725,924	4,808	110	1,988.8	4,948	45	13.6	896,297	110	2,455.6
2011	692,084	4,560	105	1,896.1	4,691	42	12.9	854,613	105	2,341.4
※5 2012	665,157	4,307	101	1,817.4	4,438	40	12.1	825,392	101	2,255.2
2013	629,033	4,293	95	1,723.4	4,388	40	12.0	781,492	96	2,141.1
2014	573,842	4,013	87	1,572.2	4,113	37	11.3	711,374	87	1,949.0
2015	536,899	4,028	81	1,471.0	4,117	37	11.3	666,023	82	1,824.7

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成
※2 1970年は、沖縄県を含みません。
※3 指数は、1989年を100としたものです(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものです)。
※4 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。
※5 ※5を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況 (2015年)

区分 都道府県	交通事故件数		死 者 数				負 傷 者 数			
	件 数	対前年 増減率	人 数	対前年 増減率	人 口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり	人 数	対前年 増減率	人 口 10万人 当たり	自動車等 1万台当 たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	11,123	△ 9.4	177	4.7	3.3	0.4	13,117	△ 10.0	242.9	32.4
青森	3,854	△ 6.8	40	△ 25.9	3.0	0.4	4,773	△ 6.5	361.3	42.3
岩手	2,560	△ 5.6	80	25.0	6.2	0.7	3,220	△ 6.0	250.8	27.4
宮城	8,624	△ 5.7	66	△ 20.5	2.8	0.4	10,913	△ 6.8	468.8	58.2
秋田	2,151	△ 5.2	38	2.7	3.7	0.4	2,568	△ 8.9	247.6	28.1
山形	6,446	0.3	57	29.5	5.0	0.5	8,037	2.9	710.6	76.5
福島	6,894	△ 10.6	77	△ 11.5	4.0	0.4	8,344	△ 11.7	431.2	45.7
東京	34,274	△ 7.8	161	△ 6.4	1.2	0.3	39,931	△ 7.6	298.2	79.0
茨城	11,613	△ 7.3	140	6.1	4.8	0.5	15,135	△ 8.0	518.5	54.2
栃木	6,327	△ 1.3	98	△ 3.9	4.9	0.5	7,873	△ 1.9	397.6	41.8
群馬	15,229	△ 6.7	68	1.5	3.4	0.3	19,490	△ 5.6	986.3	100.3
埼玉	29,528	△ 4.2	177	2.3	2.4	0.4	36,111	△ 4.1	498.8	79.9
千葉	18,650	△ 5.4	180	△ 1.1	2.9	0.5	23,262	△ 5.1	375.4	58.3
神奈川	28,313	△ 7.0	178	△ 3.8	2.0	0.4	33,773	△ 6.2	371.3	71.9
新潟	5,345	△ 15.4	97	△ 5.8	4.2	0.5	6,476	△ 15.4	280.0	31.3
山梨	4,621	2.4	33	△ 32.7	3.9	0.4	6,084	2.5	723.4	71.5
長野	8,865	△ 4.5	69	△ 15.9	3.3	0.3	10,952	△ 4.8	519.3	52.1
静岡	32,491	△ 3.0	153	7.0	4.1	0.5	42,533	△ 2.5	1,148.0	132.9
富山	3,945	△ 9.9	70	59.1	6.5	0.7	4,570	△ 9.8	427.1	47.8
石川	3,791	△ 6.9	46	△ 16.4	4.0	0.5	4,492	△ 7.3	388.6	47.4
福井	2,188	△ 9.4	47	△ 4.1	5.9	0.7	2,572	△ 7.4	325.6	36.3
岐阜	7,400	△ 10.3	106	14.0	5.2	0.6	9,879	△ 10.6	484.0	55.3
愛知	44,369	△ 3.8	213	4.4	2.9	0.4	55,070	△ 3.7	738.7	99.2
三重	7,169	△ 11.5	87	△ 22.3	4.8	0.5	9,517	△ 11.2	521.5	56.9
滋賀	5,879	△ 10.9	73	15.9	5.2	0.6	7,625	△ 10.8	538.5	66.0
京都	9,328	△ 8.4	87	26.1	3.3	0.5	11,262	△ 9.1	431.5	67.0
大阪	40,607	△ 5.0	196	37.1	2.2	0.4	48,481	△ 5.9	548.7	107.2
兵庫	28,542	△ 5.2	171	△ 6.0	3.1	0.5	35,203	△ 4.6	635.3	99.3
奈良	5,078	△ 13.5	46	2.2	3.3	0.5	6,496	△ 13.1	472.1	65.5
和歌山	3,498	△ 15.0	48	23.1	4.9	0.5	4,388	△ 15.9	451.9	47.0
鳥取	1,053	△ 9.8	38	11.8	6.6	0.7	1,250	△ 10.5	217.8	24.6
島根	1,388	△ 12.3	27	3.8	3.9	0.4	1,613	△ 11.9	231.4	26.6
岡山	10,627	△ 13.4	87	△ 3.3	4.5	0.5	12,686	△ 14.0	659.4	73.2
広島	11,152	△ 10.6	95	△ 18.8	3.4	0.4	13,865	△ 11.1	489.4	62.5
山口	5,727	△ 8.6	64	10.3	4.5	0.5	7,154	△ 7.8	508.1	60.1
徳島	3,866	△ 11.6	27	△ 12.9	3.5	0.4	4,825	△ 11.4	631.5	69.7
香川	7,823	△ 12.5	52	0.0	5.3	0.6	9,551	△ 13.5	973.6	105.4
愛媛	5,086	△ 11.5	78	4.0	5.6	0.6	5,962	△ 12.5	427.4	48.8
高知	2,391	△ 11.1	30	△ 26.8	4.1	0.4	2,732	△ 9.0	370.2	40.6
福岡	39,734	△ 3.5	152	3.4	3.0	0.4	52,758	△ 3.2	1,036.3	142.5
佐賀	8,561	△ 3.5	48	△ 14.3	5.7	0.6	11,493	△ 2.7	1,376.4	152.2
長崎	6,121	△ 5.3	45	△ 8.2	3.2	0.4	7,802	△ 6.4	562.9	70.8
熊本	6,641	△ 12.4	79	3.9	4.4	0.5	8,537	△ 11.5	475.9	54.3
大分	4,917	△ 4.7	46	△ 17.9	3.9	0.4	6,434	△ 3.5	549.4	62.1
宮崎	9,455	△ 3.1	52	6.1	4.7	0.5	10,958	△ 5.0	983.7	104.3
鹿児島	8,034	△ 4.6	77	△ 18.1	4.6	0.5	9,542	△ 3.5	572.1	61.5
沖縄	5,621	△ 9.9	41	13.9	2.9	0.3	6,714	△ 10.8	472.5	54.5
合 計	536,899	△ 6.4	4,117	0.1	3.2	0.5	666,023	△ 6.4	524.1	72.9

※ 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
2011	65,177	9.4	597,787	86.4	29,045	4.2	75	0.0	692,084	100.0
2012	63,558	9.6	575,631	86.5	25,895	3.9	73	0.0	665,157	100.0
2013	60,469	9.6	545,376	86.7	23,086	3.7	102	0.0	629,033	100.0
2014	56,491	9.8	498,086	86.8	19,205	3.3	60	0.0	573,842	100.0
2015	55,038	10.3	465,558	86.7	16,236	3.0	67	0.0	536,899	100.0

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成
※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年 (暦年)	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上			合 計
								65～69歳	70歳以上	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2011	114 (2.4)	197 (4.2)	430 (9.2)	349 (7.4)	413 (8.8)	493 (10.5)	386 (8.2)	347 (7.4)	1,962 (41.8)	2,309 (49.2)	4,691 (100.0)
2012	92 (2.1)	171 (3.9)	371 (8.4)	341 (7.7)	389 (8.8)	454 (10.2)	341 (7.7)	339 (7.6)	1,940 (43.7)	2,279 (51.4)	4,438 (100.0)
2013	94 (2.1)	176 (4.0)	355 (8.1)	290 (6.6)	399 (9.1)	423 (9.6)	342 (7.8)	374 (8.5)	1,935 (44.1)	2,309 (52.6)	4,388 (100.0)
2014	84 (2.0)	164 (4.0)	318 (7.7)	263 (6.4)	381 (9.3)	411 (10.0)	299 (7.3)	391 (9.5)	1,802 (43.8)	2,193 (53.3)	4,113 (100.0)
2015	80 (1.9)	150 (3.6)	295 (7.2)	279 (6.8)	363 (8.8)	432 (10.5)	271 (6.6)	346 (8.4)	1,901 (46.2)	2,247 (54.6)	4,117 (100.0)

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成
※2 () 内は構成比 (%) を示します。

第36表 状態別死者数の推移

状態 年 (暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗車中		歩 行 中		そ の 他		合 計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2011	1,478	31.5	855	18.2	639	13.6	1,709	36.4	10	0.2	4,691	100.0
2012	1,430	32.2	790	17.8	567	12.8	1,642	37.0	9	0.2	4,438	100.0
2013	1,420	32.4	761	17.3	601	13.7	1,592	36.3	14	0.3	4,388	100.0
2014	1,370	33.3	697	16.9	540	13.1	1,498	36.4	8	0.2	4,113	100.0
2015	1,322	32.1	677	16.4	572	13.9	1,534	37.3	12	0.3	4,117	100.0

※1 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成
※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

区分 年 (暦年)	24時間以内 (A)	30日以内 (B)	比率 (B) / (A)
	人	人	
2011	4,691	5,535	1.18
2012	4,438	5,261	1.19
2013	4,388	5,165	1.18
2014	4,113	4,838	1.18
2015	4,117	4,859	1.18

※ 「交通統計」 ((公財)交通事故総合分析センター発行) により作成

第38表 車種別道路交通法違反取締件数〈2015年〉

車 種 区 分		大型車	中型車	普通車	自動二輪	原付・ 小特車	重被け ん引車	合 計
取 締 総 件 数		件 53,436	件 139,782	件 6,174,028	件 207,466	件 481,267	件 3	件 7,055,982
主 な 違 反 行 為	無 免 許 運 転	69	659	15,429	2,075	4,482	0	22,714
	酒 酔 い 運 転	1	2	531	6	25	0	565
	酒 気 帯 び 運 転	65	71	23,257	672	2,034	0	26,099
	最 高 速 度 違 反	4,882	20,034	1,567,398	55,198	97,747	0	1,745,259
	通 行 禁 止 違 反	2,333	12,276	694,367	24,375	52,250	0	785,601
	駐 停 車 違 反	995	4,881	245,533	4,746	11,166	3	267,324
	整 備 不 良 車 運 転	771	396	12,830	4,455	13,607	0	32,059
	積 載 運 転	1,758	2,867	7,921	43	93	0	12,682
	信 号 無 視 違 反	17,930	25,250	647,858	17,090	44,266	0	752,394
	一 時 停 止 違 反	2,028	10,832	1,174,464	32,021	122,201	0	1,341,546
	携 帯 電 話 使 用 等	14,150	44,072	973,981	611	2,412	0	1,035,226

- ※1 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成
- ※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。
- ※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。
- ※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。
- ※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬 送 人 員		交通事故による	(B)/(A)
	件 数 (A)	対前年 増加率	人 員	対前年 増加率	出動件数 (B)	
	件	%	人	%	件	%
2011	5,707,655	4.5	5,182,729	4.1	555,402	9.7
2012	5,802,455	1.7	5,250,302	1.3	543,218	9.4
2013	5,915,683	2.0	5,346,087	1.8	536,807	9.1
2014	5,984,921	1.2	5,405,917	1.1	518,372	8.7
2015	6,054,815	1.2	5,478,370	1.3	501,321	8.3

※ 「消防白書」(消防庁編)により作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年(暦年)	運転免許 保有者数			男			女		
		指 数	保 有 率		指 数	保 有 率		指 数	保 有 率
	人		%	人		%	人		%
1970	26,449,229	45	34.3	21,683,599	58	58.0	4,765,630	22	12.0
1975	33,482,514	57	40.3	26,106,101	70	64.8	7,376,413	34	17.2
1980	43,000,383	73	49.0	30,408,233	82	71.5	12,592,150	57	27.9
1985	52,347,735	88	56.3	34,277,091	92	75.9	18,070,644	82	37.7
1986	54,079,827	91	57.4	35,036,361	94	77.6	19,043,466	87	39.3
1987	55,724,173	94	58.3	35,752,664	96	77.1	19,971,509	91	40.6
1988	57,423,924	97	59.4	36,483,593	98	77.6	20,940,331	96	42.1
1989	59,159,342	100	60.4	37,244,077	100	78.2	21,915,265	100	43.5
1990	60,908,993	103	61.4	38,028,875	102	78.9	22,880,118	104	44.9
1991	62,553,596	106	61.6	38,773,374	104	78.6	23,780,222	109	45.6
1992	64,172,276	108	63.0	39,482,617	106	79.7	24,689,659	113	47.1
1993	65,695,677	111	64.3	40,143,572	108	80.8	25,552,105	117	48.6
1994	67,205,667	114	65.3	40,793,347	110	81.6	26,412,320	121	49.9
1995	68,563,830	116	66.0	41,406,176	111	82.0	27,157,654	124	50.8
1996	69,874,878	118	66.8	41,973,336	113	82.6	27,901,542	127	51.8
1997	71,271,222	120	67.7	42,578,341	114	83.3	28,692,881	131	53.0
1998	72,733,411	123	68.7	43,223,086	116	84.1	29,510,325	135	54.1
1999	73,792,756	125	69.3	43,601,205	117	84.5	30,191,551	138	55.0
2000	74,686,752	126	69.9	43,865,900	118	84.7	30,820,852	141	56.0
2001	75,550,711	128	70.2	44,143,259	119	84.6	31,407,452	143	56.6
2002	76,533,859	129	70.9	44,489,377	119	85.1	32,044,482	146	57.5
2003	77,467,729	131	71.5	44,786,148	120	85.4	32,681,581	149	58.4
2004	78,246,948	132	72.0	45,020,226	121	85.7	33,226,722	152	59.2
2005	78,798,821	133	72.6	45,135,941	121	86.0	33,662,880	154	60.0
2006	79,329,866	134	72.7	45,257,391	122	85.8	34,072,475	155	60.5
2007	79,907,212	135	73.1	45,412,614	122	86.0	34,494,598	157	61.1
2008	80,447,842	136	73.6	45,517,585	122	86.1	34,930,257	159	61.8
2009	80,811,945	137	73.9	45,539,419	122	86.3	35,272,526	161	62.4
2010	81,010,246	137	74.3	45,487,010	122	86.6	35,523,236	162	62.8
2011	81,215,266	137	73.9	45,448,263	122	85.7	35,767,003	163	62.9
2012	81,487,846	138	74.2	45,437,260	122	85.8	36,050,586	164	63.4
2013	81,860,012	138	74.6	45,463,791	122	85.9	36,396,221	166	64.1
2014	82,076,223	139	74.8	45,430,245	122	85.9	36,645,978	167	64.5
2015	82,150,008	139	74.9	45,344,259	122	85.7	36,805,749	168	64.8

- ※1 「交通統計」((公財)交通事故総合分析センター発行)により作成
- ※2 1970年は、沖縄県を含みません。
- ※3 指数は、1989年を100としたものです。
- ※4 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

第41表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		掲 載 誌
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23. 11. 1	H21. 12. 27	男 41歳	眼 開 業 科 医	自保ジャーナル 平成24. 5. 24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23. 12. 27	H15. 9. 14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成24. 3. 8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23. 2. 18	H19. 4. 13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成23. 8. 11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17. 5. 17	H10. 5. 18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19. 4. 10	H14. 12. 11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成19. 5. 31
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	H26. 8. 27	H22. 7. 20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 平成27. 8. 13
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18. 6. 21	H14. 11. 9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21. 11. 17	H16. 1. 21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 平成22. 6. 10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16. 6. 29	H9. 4. 24	男 25歳	大学研究科 在 籍	交 民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24. 3. 16	H19. 10. 26	男 25歳	美 容 室 長 店	自保ジャーナル 平成24. 7. 26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18. 9. 27	H13. 10. 4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19. 1. 31	H8. 10. 21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19. 6. 8	H15. 5. 22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成20. 6. 12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17. 7. 20	H12. 8. 18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成17. 10. 20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18. 4. 5	H12. 7. 31	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成18. 5. 25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16. 12. 21	H10. 4. 29	男 32歳	銀 行 員	交 民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20. 8. 28	H17. 7. 16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20. 11. 27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17. 9. 27	H11. 2. 17	男 42歳	会 社 員	交 民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21. 5. 14	H16. 12. 2	男 44歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成21. 10. 15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17. 3. 25	H11. 11. 7	男 42歳	財 団 職 員	交 民 38巻2号433頁

※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠償保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
※4 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第42表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総 損害額	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被害物件	掲 載 誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	H6. 7. 19	S60. 5. 29	積 荷 (呉服・洋服・毛皮)	交 民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	H8. 7. 17	H3. 2. 23	店 舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15. 9. 10
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	S55. 7. 18	S50. 3. 1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	H23. 12. 7	H19. 4. 19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24. 4. 26
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	H10. 10. 26	H4. 9. 14	電 車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	H12. 6. 27	H8. 9. 26	積 荷	交 民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	H20. 5. 14	H11. 9. 25	積 荷	自保ジャーナル 平成20. 10. 9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	H16. 1. 16	H13. 3. 9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16. 4. 1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13. 12. 25	H11. 11. 5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15. 9. 10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13. 8. 28	H11. 5. 16	店 舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14. 3. 21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	H14. 12. 25	H13. 3. 28	積 荷	交 民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	H9. 8. 14	H6. 10. 5	大型貨物車3台・ 積 荷	自保ジャーナル 平成10. 4. 9
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	H6. 9. 16	H3. 3. 20	観光バス	自保ジャーナル 平成7. 6. 15
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	H4. 10. 28	H3. 4. 23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第 156号	H23. 11. 25	H21. 3. 11	店 舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 平成24. 4. 26
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	H7. 11. 14	H6. 2. 22	観光バス	自保ジャーナル 平成8. 2. 15
2,057	東京高裁	平成 2年(ホ)第 1098号 平成 3年(ホ)第 3591号 平成 4年(ホ)第 3621号 平成 4年(ホ)第 293号 平成 4年(ホ)第 695号	H5. 6. 24	S54. 7. 11	トラック2台・ 積 荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	H12. 6. 28	H9. 10. 8	フルトレーラー・ 積 荷	自保ジャーナル 平成13. 8. 30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	H11. 1. 29	H8. 9. 3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11. 8. 5
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	H11. 2. 4	H6. 10. 4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12. 12. 14

※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
※3 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

Ⅲ 自動車保有登録関係

第43表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん 引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018

※1 「自動車保有車両数・月報」 ((一財)自動車検査登録情報協会発行) より作成 (※2を除く)
※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べより作成
※3 1970年度には、沖縄県を含みません。

用		乗 合 用		特種・特殊用途用			二 輪 車		合 計	原動機付 自 転 車	小型特殊車	年度
軽三輪車・ 軽四輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大 型 特殊車	小 型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	-	-	2015

※4 特種（殊）用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。
※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第44表 都道府県別自動車保有車両数〈2016年3月末〉

都 道 府 県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形	3,727,506	2,780,609	653,435	14,027
	1,003,165	723,650	217,772	3,830
	1,024,398	733,096	231,204	3,657
	1,688,159	1,275,753	306,500	5,076
	818,064	592,261	179,283	2,393
福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉	933,699	690,177	192,546	2,587
	1,656,230	1,213,664	341,558	5,688
	2,574,594	1,942,969	488,656	7,060
	1,712,352	1,316,349	291,755	4,611
	1,784,750	1,359,127	324,785	3,970
東京都 神奈川 新潟 富山 石川 福井	4,060,295	3,159,272	616,185	10,043
	3,592,358	2,765,710	598,574	11,428
	4,413,157	3,147,376	679,541	15,796
	3,993,489	3,051,747	550,539	11,643
	1,841,837	1,379,459	353,875	6,228
長野 岐阜 静岡県 愛知県 三重	898,342	703,240	151,581	2,090
	898,965	709,189	147,439	2,763
	661,529	505,174	124,277	1,875
	752,641	548,371	156,239	2,178
	1,893,055	1,359,535	423,977	5,561
滋賀 京都 大阪 兵庫県 奈良 和歌山	1,675,371	1,285,501	302,068	4,584
	2,864,120	2,188,366	494,298	6,542
	5,167,241	4,095,168	769,539	10,316
	1,503,292	1,140,227	280,244	3,422
	1,019,679	786,021	176,888	2,702
鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島	1,337,244	1,000,983	236,215	4,759
	3,734,262	2,754,197	656,988	10,125
	3,010,576	2,294,948	490,229	7,923
	832,363	649,497	135,355	2,180
	751,121	535,877	166,670	1,708
香川県 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎	463,220	341,000	101,469	1,263
	551,197	403,822	121,528	1,760
	1,525,468	1,141,994	299,289	3,105
	1,885,535	1,440,295	324,696	5,217
	1,072,407	816,828	200,910	2,599
熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	619,400	452,267	134,828	1,590
	780,515	581,408	155,447	1,713
	1,013,621	733,248	222,542	2,288
	560,414	392,133	133,859	1,349
	3,338,994	2,548,160	572,019	10,339
合計	672,037	495,533	139,779	2,081
	944,724	688,883	188,369	4,337
	1,362,484	1,012,967	280,866	3,807
	915,798	684,391	185,688	2,498
	939,699	666,255	215,821	2,149
合計	1,342,854	936,838	321,929	4,219
	1,088,509	808,357	202,035	3,524
合 計	80,900,730	60,831,892	14,539,289	230,603

※1 「自動車保有車両数・月報（平成28年3月末現在）」（（一財）自動車検査登録情報協会発行）より作成
※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第45表 新車登録台数の推移

車種 年 (暦年)	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (三輪・四輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合 計
	台	台	台	台	台	台
2011	1,145,979 (△19.1)	1,235,142 (△17.8)	83,171 (10.9)	175,818 (0.1)	64,691 (△10.9)	2,704,801 (△16.6)
2012	1,416,751 (23.6)	1,591,883 (28.9)	104,724 (25.9)	215,171 (22.4)	80,252 (24.1)	3,408,781 (26.0)
2013	1,401,821 (△1.1)	1,463,533 (△8.1)	111,623 (6.6)	221,839 (3.1)	83,656 (4.2)	3,282,472 (△3.7)
2014	1,439,862 (2.7)	1,414,217 (△3.4)	131,048 (17.4)	238,324 (7.4)	87,448 (4.5)	3,310,899 (0.9)
2015	1,366,984 (△5.1)	1,330,956 (△5.9)	138,119 (5.4)	243,352 (2.1)	90,703 (3.7)	3,170,114 (△4.3)

※1 「自動車登録統計情報（新車編）・月報」（（一社）日本自動車販売協会連合会発行）より作成
※2 各年の数値は、12月末時点のものです。
※3 軽自動車を除きます。
※4 （ ）内は、対前年増減率（％）です。

第46表 車種別平均使用年数の推移

車種 年度	乗用車			貨物車			乗合車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2011	12.56	11.91	12.16	15.00	12.03	12.81	18.70	15.40	16.82
2012	12.99	12.32	12.58	15.65	12.39	13.24	19.77	16.42	17.91
2013	12.97	12.44	12.64	15.85	12.65	13.31	19.65	16.25	17.63
2014	12.53	12.28	12.38	16.12	12.77	13.72	20.20	14.82	16.95
2015	12.85	12.73	12.76	16.37	13.10	13.89	20.46	14.46	16.83

※1 「わが国の自動車保有動向」（（一財）自動車検査登録情報協会発行）より作成
※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

Ⅳ 法令関係

第47表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生 の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの	3,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	4 両上肢の用を全廃したもの	
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	2,590万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	2,219万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	1,889万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	1,574万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	1,296万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,051万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	819万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に偽関節を残すもの	
	9 1下肢に偽関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	

等級	後遺障害	保険金額
第 9 級	1 両眼の視力が 0.6 以下になったもの	616 万円
	2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1 耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指を失ったもの	
	13 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの又はおや指以外の 3 の手指の用を廃したもの	
	14 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの	
	15 1 足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第 10 級	1 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの	461 万円
	2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの	
	3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	4 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	6 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	7 1 手のおや指又はおや指以外の 2 の手指の用を廃したもの	
	8 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの	
	9 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの	
	10 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
	11 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第 11 級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	331 万円
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	6 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	7 脊柱に変形を残すもの	
	8 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの	
	9 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの	
	10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	

等級	後遺障害	保険金額
第 12 級	1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	224 万円
	2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの	
	7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に変形を残すもの	
	9 1 手のこ指を失ったもの	
	10 1 手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの	
	11 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの	
	12 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの	
	13 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	14 外貌に醜状を残すもの	
第 13 級	1 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの	139 万円
	2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの	
	3 1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	6 1 手のこ指の用を廃したもの	
	7 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの	
	8 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの	
	9 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの	
	10 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
第 14 級	1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	75 万円
	2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	7 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
	8 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの	
	9 局部に神経症状を残すもの	

備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

（注）1. 後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
・ 第 13 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 1 級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
・ 第 8 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 2 級繰上げる。
・ 第 5 級以上に該当する後遺障害が 2 つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を 3 級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。